オーストラリアの図書館・公文書館における 先住民文化保護活動

筑波大学 図書館情報メディア研究科 2017年3月 山本 藍子

目次

1.	はじめに	8
2.	研究背景	9
	2.1 オーストラリアの概要·	9
	2.1.1 オーストラリアの行政区分 [,]	.11
	2.1.2 教育・福祉	.13
	2.2 オーストラリア先住民の概要	.13
	2.3 オーストラリア先住民が抱える問題	.15
	2.3.1 教育	.15
	2.3.2 政策	.16
	2.3.3 文化保護	.17
	2.4 オーストラリア先住民文化	.18
	2.4.1 ドリーミング	.18
	2.4.2 オーストラリア諸語の概要	.20
	2.4.3 先住民に関する国際的宣言	.22
	2.4.4 文化財返還	.24
	2.5 オーストラリアにおける先住民文化保護活動の概要	.27
3.	先行文献	.30
	3.1 Helen McKay. "A Measure of Magic": Traditional Storytelling in Australia.	
	BOOKBIRD. 1999, 37(1), p.36-38.	
	3.2 Martin Nakata, Alex Byrne, Vicky Nakata, Gabrielle Gardiner. Libraries,	
	Indigenous Australians and a Developing Protocols Strategy for the Library ar	nd
	Information Sector. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p).
	195-210.	.31
	3.3 Alana Garwood-Houng. Protocols: Meeting the Challenges of Indigenous	
	Information Needs. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p	١.
	149-157	.31
	3.4 Terri Janke. Managing Indigenous Knowledge and Indigenous Cultural an	ıd
	Intellectual Property. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2)	, p.
	99-111	.31
	3.5 Joe Nepparrga Gumbula. Exploding the Gupapuynga Legacy: Strategies fo	r
	Developing the Galiwin'ku Indigenous Knowledge Centre. Australia Academic	:
	and Research Libraries. 2005, 36(2), p.25-28	.32

4.	研究目的と方法	.34
	4.1 研究目的・意義	.34
	4.2 研究方法・対象	.34
5.	国レベルでの先住民文化保護の取り組み	.37
	5.1 オーストラリア国立図書館	.37
	5.1.1 オーストラリアの図書館の起源	.37
	5.1.2 先住民と公共図書館の関わり	.38
	5.2 オーストラリア国立公文書館	.38
	5.2.1 オーストラリアの公文書館の起源	.39
	5.2.2 オーストラリア国立公文書館の概要	.39
	5.2.3 先住民と公文書館との関わり	.40
	5.3 先住民文化保護に関連する組織・団体	.41
	5.3.1 「オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアム(National and Sta	ıte
	Libraries Australia) J	.41
	5.3.2 「オーストラリア先住民図書館情報資源ネットワーク(Aboriginal and	l
	Torres Strait Islander Library Resource Network)	.46
	5.3.3 「オーストラリア先住民データアーカイブ(Aboriginal and Torres Str	ait
	Islander Data Archive) 」	.47
6.	オーストラリアにおける先住民文化保護活動に関連するプロトコル	.50
	6.1 「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコ	ル
	(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives,	
	and Information Services)	.50
	6.2 「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル(Aboriginal and	
	Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols)	.56
	6.3「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家に	こよ
	る見解(National Position statement for Aboriginal and Torres Strait Islander	•
	library service and collections)	.57
	6.4 「オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル(Aboriginal and Torr	es
	Strait Islander Data Archive Protocols)	.59
7.	各州・地域における先住民文化保護に関する取り組み	.62
	7.1 クイーンズランド州	.62
	7.1.1 クイーンズランド州立図書館	.62
	7.1.2 クイーンズランド州立公文書館	.67

7.1.3 クリル・デュハガン(kuril dhagun)	71
7.1.4 先住民知識センター(Indigenous Knowledge Centres)	74
7.2 ニューサウスウェールズ州	75
7.2.1 ニューサウスウェールズ州立図書館	76
7.2.2 ニューサウスウェールズ州立公文書館	78
7.3 西オーストラリア州	80
7.3.1 西オーストラリア州立図書館	80
7.3.2 西オーストラリア州立記録管理事務局	84
7.4 タスマニア州	86
7.4.1 タスマニア州立図書館	86
7.4.2 リンク・タスマニア	87
7.5 ビクトリア州	90
7.5.1 ビクトリア州立図書館	90
7.5.2 ビクトリア州立公文書館	92
7.5.3 クーリ記録管理部門(Koorie Records Unit)	94
7.6 南オーストラリア州	95
7.6.1 南オーストラリア州立図書館	95
7.6.2 南オーストラリア州立公文書館	97
7.7 北部準州	98
7.7.1 北部準州図書館	98
7.7.2 北部準州公文書館	103
7.8 首都特別地域	105
7.8.1 首都特別地域図書館	105
7.8.2 首都特別地域遺産図書館(ACT Heritage Library)	108
7.8.3 首都特別地域公文書館	109
8. 考察	114
8.1 資料	
8.1.1 資料の電子化に関する多様な観点	114
8.1.2 著作権・知的財産権に関する扱い	116
8.2 雇用	117
8.2.1 オーストラリア国立図書館での取り組み	117
8.2.2 オーストラリア国立公文書館での取り組み	119
8.2.3 州・地域レベルでの取り組み	119
83 プロトコル	120

	8.3.1「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロ	トコ
	ル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Arch	nives,
	and Information Services)」に対する考察	121
	8.3.2「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル(Aboriginal	and
	Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols)」に対する考察	案121
	8.3.3「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける	国家
	による見解(National Position statement for Aboriginal and Torres Strait	
	Islander library service and collections)」に対する考察	122
	8.3.4「オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル (Aboriginal and To	orres
	Strait Islander Data Archive Protocols)」に対する考察	123
8	3.4 先住民文化保護活動における現状と課題	123
9. 2	おわりに	126
10.	謝辞	128
11 2	<u> </u>	129

表目次	
表 4-1	研究対象とした機関・組織・・・・・・・・・・・・・・・34
表 4-2	研究対象としたプロトコル・・・・・・・・・・・・・・・36
表 5-1	オーストラリア国立・州立コンソーシアムの構成員・・・・・・・42
表 5-2	先住民ワーキンググループの構成員・・・・・・・・・・・・43
表 5-3	先住民コレクション・デジタル基盤ワーキンググループ・・・・・・・48
表 7-1	各州・地域における図書館・公文書館の先住民へのサービスの状況と先住民の
人口に口	ちめる割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
表 7-2	先住民族諮問委員会と主な現在の所属機関・・・・・・・・・・・66
図目次	
図 2-1	オーストラリアの地図・・・・・・・・・・・・・9
図 2-2	アボリジナル・アート・・・・・・・・・・・・・18
図 2-3	クイーンズランド州立図書館でのドリーミングの検索結果・・・・・・20
図 2-4	オーストラリア諸語の分布・・・・・・・・・・・・・・21
図 2-5	オーストラリアにおける公的機関のサービスの実施状況の概要・・・・・27
図 5-1	オーストラリア国立図書館の外観・・・・・・・・・・・・37
図 5-2	オーストラリア国立公文書館の外観・・・・・・・・・・・40
図 5-3	オーストラリア国立公文書館北部準州分館の外観・・・・・・・・41
図 5-4	先住民コレクション・デジタル基盤ワーキンググループ概念図・・・・・・46
図 5-5	オーストラリア先住民データアーカイブ先住民言語分布マップ・・・・・48
図 7-1	クイーンズランド州立公文書館の外観と位置についての図・・・・・・・68
図 7-2	クイーンズランド州立公文書館組織の構成・・・・・・・・・・・65
図 7-3	クリル・デュハガンの外観・・・・・・・・・・・・・・7
図 7-4	常設展示の様子・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
図 7-5	特別展示「クイーンズランド・バンド文化 (QUEENSLAND BAND
CULTU	$_{ m URE})$] $\cdots \cdots $
図 7-6	トーキング・サークル・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
図 7-7	クリル・デュハガンアクティビティエリア・・・・・・・・・- 74
図 7-8	Koori Mail のトップページ・・・・・・・・・・・・・・・・77
図 7-9	ニューサウスウェールズ州立図書館の外観・・・・・・・・・・77
図 7-10	ニューサウスウェールズ州立公文書館の館内・・・・・・・・・79
図 7-11	ニューサウスウェールズ州立公文書館オンラインアーカイブ・・・・・80
図 7-12	西オーストラリア州立図書館の外観・・・・・・・・・・81

図 7-13	「ストーリーラインズ」のトップページ・・・・・・・・・82
図 7-14	マンガラ・ストーリーラインズの検索例・・・・・・・・83
図 7-15	ワークショップの様子・・・・・・・・・・・・・・83
図 7-16	タスマニア州立図書館の外観・・・・・・・・・・・・86
図 7-17	リンク・タスマニアの構造・・・・・・・・・・・88
図 7-18	「家系図ポータル」一覧・・・・・・・・・・・・・・89
図 7-19	ビクトリア州立図書館の外観・・・・・・・・・・・・90
図 7-20	プログラム「絵本を作る・読者を作る」による絵本・・・・・・・92
図 7-21	首相内閣府の先住民関連のページ・・・・・・・・・・・93
図 7-22	ビクトリア州立公文書館の外観・・・・・・・・・・・・94
図 7-23	南オーストラリア州立図書館の館内・・・・・・・・・・・96
図 7-24	南オーストラリア州立公文書館の外観・・・・・・・・・・・97
図 7-25	北部準州図書館の外観・・・・・・・・・・・・・・・・・98
図 7-26	アラ・イリティジャのウェブサイト・・・・・・・・・・101
図 7-27	北部準州公文書館の外観・・・・・・・・・・・・・・・・103
図 7-28	首都特別地域図書館の分館一覧・・・・・・・・・・・・・・106
図 7-29	オーストラリア先住民パスファインダー・・・・・・・・・107
図 7-30	首都特別地域遺産図書館の外観・・・・・・・・・・・・・108
図 7-31	首都特別地域図書館の閲覧室・・・・・・・・・・・・・・109

オーストラリアの図書館・公文書館における先住民文化保護活動

山本藍子

1. はじめに

オーストラリアにおいて、オーストラリア先住民(以下、先住民)の文化が近年見直されつつある。その背景には、2008年に当時の首相であったケビン・ラッド(Kevin・Rudd)による政府として初めての先住民への公式謝罪がなされたという経緯がある¹⁾。過去には、1973年の法改正まで続いた白人最優先主義である白豪主義により迫害を受けたという事実もあるが、現在では行政主導の補助金支給、医療サービスといった支援活動も始められている。図書館や博物館においても、その独自の文化を保護するための取り組みやその独自の文化を広めるための取り組みが行われている²⁾。オーストラリアにおいては、ノーザンテリトリー(北部準州)における先住民に対する公共図書館サービスについての研究がなされている³⁾。しかしながら日本においては、オーストラリアの公共図書館に関する研究はほとんどなされていない。そこで本研究では、オーストラリアの図書館と公文書館における先住民文化保護活動の実態と先住民文化保護活動を行なう上での指針となるプロトコルについて明らかにした上で、先住民文化保護活動における現状と課題について考察を行なうものとする。

1) アボリジニーへ差別政策 豪政府、初の謝罪. 朝日新聞. 2008.02.14、朝刊、7p.

²⁾ ユネスコ・アジア文化センター."政策と活動(国別活動方針)." アジア太平洋地域無形文化遺産データベース(ICH). http://www.accu.or.jp/ich/jp/policies/C_AUS.html, (参照 2013-02-14).

³⁾ Beale Anthony. Northern territory: library service to indigenous people. Australia Academic and Research Libraries. 2003, 34(4), p.288-291.

2. 研究背景

2.1 オーストラリアの概要4),5)

(1) オーストラリア連邦の概要

オーストラリア連邦(Australia Commonwealth)は、オーストラリア大陸およびタスマニア島を領域とし、6 州 2 直轄地区からなる。面積は 769 万 2024 平方キロメートル、人口は約 2074 万 3000 人である。図 2-1 にオーストラリアの地図を示す。



図 2-1 オーストラリアの地図

"外務省:オーストラリア."外務省.

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/

(参照 2015-12-17).

「オーストラリア」の語源は、古代よりの言い伝えである未知の南方大陸を意味するラテン語の「テラ・アウストラリス」(Terra Australis)である。大陸沿岸の航海で有名な探検家フリンダーズや当時の植民地総督であったマコーリーの提案で、1817 年頃より国名として使用され、1901 年には正式に国名に認定された。国旗は、青地に南十字星などを白色で描いたものである。労働運動と、民主化の原点とされるユーリカ砦事件で、用いられた反乱旗に由来する。国歌は、1974 年に定められた「進め美しのオーストラリア(Advance Australia Fair)」と、伝統的なイギリス国歌である「神よ女王陛下を守り給え(God Save the Queen)」とが事実上、2つ用いられてきたが、1984年の閣議決定により、「進め美しのオーストラリア(Advance Australia Fair)」が国歌として正式に定められた。イギリス連邦同盟国の一つである。

オーストラリアは、南半球に位置している。3つの標準時帯に分かれ、東部標準時(日本より 1 時間早い)に対し、中部では 30 分、西部では 2 時間の時差がある。オーストラリアの気候帯は、熱帯、温帯に属する。熱帯には、大陸北岸(国土の 17%)が属し、温帯には大陸の東岸、南岸、タスマニア島(国土の 26%)が属する。オーストラリア

大陸は、乾燥した大陸であり、内陸から北西部にかけて広まる乾燥気候地域の占める割合は、全大陸中最大である。年間降水量が600ミリを下回る地域は国土の80%であり、さらにその50%が、300ミリ以下となっている。

オーストラリアは、イギリスの旧植民地である。基本的には、イギリスの諸制度、文化および生活様式を継承しながらも、独自の文化的かつ社会的特色を形成してきた。特に、第二次世界大戦以降においては、アメリカ合衆国、日本、東南アジアとの関係を重視し、アジア太平洋国家群としての性格を強めてきている。民族は、アングロサクソン系等欧州系が中心であるが、その他に中東系、アジア系、オーストラリア先住民(アボリジナルやトレス海峡諸島民)が住んでいる。公用語は英語である。

(2) 経済

2007年までは堅調であったが、2008年の世界的経済減速、国際市場の混乱により減速傾向で推移し、同年12月期には、前期比でマイナス0.5%と8年ぶりのマイナス成長を記録した。この状況を打破するため、豪州準備銀行(RBA)は2008年8月までに7.25%であった政府金利を3.0%に段階的に引き下げ、政府も104億ドルにのぼる年金給付増額、住宅取得支援策を中心とする経済政策を発表した。

また、中国やインドを中心とするアジア新興国を中心とする鉱産物・エネルギーへの需要増加により、オーストラリア経済は、その後はプラス成長を維持している。2010年-2011年度のGDP成長率は2.0%、政府金利も段階的に4.75%まで引き上げられたが、欧州債務危機および資源ブームの減速により、景気は減退した。それに従い、2013年8月には、政府金利は2.5%までに引き下げられている。主要産業の内訳は、第1次産業2.4%、第2次産業24.3%、第3次産業73.3%となっている。

(3) 日本とオーストラリアの二国間関係

相互補完的な経済関係を基盤とし、良好な関係を形成している。近年は、政治面・安全保障面での連携および協力を強化しており、アジア太平洋地域における戦略的パートナーと位置付けられている。両国ともにアメリカの同盟国として、日本・アメリカ・オーストラリアにおける協力関係を推進する。核不拡散・核軍縮の地域的およびグローバルな課題に取り組むために協力を行っている。100を超える姉妹都市があり、交流が進んでいる。

2003年のジョン・ハワード(John Haward)首相来日時に、当時の小泉純一郎首相は、「日豪貿易経済枠組」に署名した。同枠組に基づき、政府間で貿易・投資自由化の得失に関する共同研究を 2005年4月まで実施した。2005年4月の日豪首脳会談で、前述の研究結果を踏まえ、「自由貿易協定(Free Trade Agreement: FTA)」の実現可

能性や、実現時のメリットおよびデメリットを含め検討する共同研究を開始することに合意し、計 5 回の共同研究会合、2 回の日豪合同協議委員会を経て、「最終報告書」を2006 年 12 月にまとめた。同年 12 月、日豪首脳電話会談により、2007 年より「日豪経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA)交渉」を開始することに合意し、同年 4 月に交渉を開始した。また、2007 年 2 月に日豪社会保障協定への署名を行い、2009 年 1 月に発効した。日豪租税条約の改正については、2008 年 1 月署名を行い、2008 年 12 月に発効した。

2.1.1 オーストラリアの行政区分6), 7)

オーストラリアの国土は、自然条件、土地利用、人口分布、都市の発達を総合すると、 大都市地域、人口稠密地域、人口希薄地域の3つの地帯に区分することができる。

(1) オーストラリアの地域区分

• 大都市地域

州都・連邦首都および州都に隣接した 11 の都市圏を指す。シドニー、メルボルン、ブリスベン、アデレート、パース、ニューキャッスル、キャンベラ、ウロンゴング、ホバード、ジーロング、ゴールドコーストである。このうち、キャンベラ以外の10都市圏は、全て海岸地域に隣接している。この大都市地域には、全国の人口の約7割、工業労働力の約8割が集中する。特に二大都市であるシドニーおよびメルボルンだけで全人口の約4割、工業労働力の約6割、銀行預金残高の約4分の3、主要企業の本社の約9割が集中する。大都市地域への集中の背景は、州都が行政中心地であること、港湾都市および交通網の拠点であることが挙げられる。また、市場としての消費機能に加え、工業都市としての生産機能も合わせ持つこともその要因である。さらに、移民が農村部ではなく都市部に移住したことも、人口集中の要因である。

• 人口稠密地域

土地利用が相対的に集約的で、中小都市および交通網が比較的発達している地域である。自然条件の点からは、作物生育期間が 5 ヶ月以上の範囲から北部を除いた地域である。土地利用の点から、海岸地域のサトウキビ、酪農、園芸などの集約的農業地帯から集約的牧畜地帯を経て、小麦・ヒツジ地帯に至る地域である。人口分布の点から、人口密度が 1 平方キロメートルあたり 1 人以上の地域にほぼ相当する。人口稠密地域は、国土の約 2 割、人口の約 3 割を占める。人口稠密地域の成立には、相対的に集約的な土地利用を可能にする自然条件だけではなく、大都市地域への近接性が大きく影響する。

• 人口希薄地域

無人地域を含み、国土の約8割を占める。主な経済基盤は、牧畜と鉱山資源開発である。農牧土地利用区分では、この地域は「肉牛地域」「ヒツジ地域」とされる。しかし、 実際には、人口稠密地域の方が肉牛やヒツジの飼育に適し、生産性が高く生産量も多い。 人口希薄地域で、ヒツジや肉牛の生産の特化が起こっているのは、自然条件や市場の遠 隔性による制約から選択肢がないことに起因する。

(2) オーストラリアの州の概要

オーストラリアは、6つの州と2つの特別地域により構成される。ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、ア州、タスマニア州、ノーザン・テリトリー(北部準州)、オーストラリア首都特別地域である。いずれも、1910年の連邦結成時までは、それぞれが独立したイギリス植民地であった。

いずれの地域においても地方自治制度の発展に合わせ、州都をはじめとする都市部の人口が増加し、その圏域の人口も増加する傾向にあった。このため、州によっては、一般の自治立法とは別に、特別立法を設ける例もあった。都市部において、小規模な自治体が都市内に存在する状況であった。

しかしながら、大都市が一つの圏域として機能し、その内部での社会的経済的交流が見られるようになるにつれ、小規模自治体割拠の弊害が散見された。このような弊害を除去するために用いられた手段の一つが、個別の行政サービスについて設けられた広域行政機関である。例えば、1880年にニューサウスウェールズで、都市上下水道委員会(Metropolitan Water and Drainage Board)が設立され、シドニー大都市圏における上下水道サービスを同委員会が統括した。また、1890年にヴィクトリア州で、メルボルン都市建設委員会(Melbourne and Metropolitan Board of Works)が設立された。1891年には、タスマニア州のホバートに都市上下水道委員会(Metropolitan Drainage Board)が設立された。このように、上下水道、公共交通、都市計画等個別の分野に絞り、州政府が広域行政を行う動きは、現在まで続いている。

一方で、前述の個別行政分野における広域行政のみならず、合併による大都市自治体の設立の試みも、各州で繰り返されてきた。例えば、タスマニア、ニューサウスウェールズ、ヴィクトリアなどでも州議会で大都市統一自治体設立の是非について、議論がなされたが、現在に至るまで実現していない。

一方、クイーンズランド州の州都であるブリスベンにおいては、「ブリスベン大都市圏」(大ブリスベン市)の設立に成功した。1924年に、州議会が、50の自治体の広域行政機関を廃止し、その地域に大都市州議会統一自治体を設立した。州政府が広域行政

を行う代わりに、市議会が、大都市圏内の行政を統括し、公共サービスを展開している。

また、大都市部以外の地域でも、社会経済活動の広域化に伴い、広域的な自治制度に対する要請が強まった。この結果、郡区制度(country district)が作られた。例えば、1919年に「ニューサウスウェールズ地方自治法(Local Government Act)」が改正され、複数の地域が連合し、郡区を形成することが可能になった。この郡区は、構成する地方自体の代表者による郡区評議会(country council)を有し、都市計画、水防、水道、環境保護、鉱山監督など、広域的な対応を要する行政分野で行政権限がある。郡区制度は、特にニューサウスウェールズ州で発達し、現在でも約50の郡区が同州内に存在する。

2.1.2 教育・福祉

教育は、原則的に州政府に責任がある。州ごとに教育制度は異なっている。小学校は $6\sim7$ 年制、中等学校は $5\sim6$ 年制、あわせて12 年間である。義務教育機関は $6\sim15$ 歳の10 年間である。タスマニア州のみは、 $6\sim16$ 歳までが、義務教育である。高等教育機関としては、 $3\sim6$ 年制の大学、半年 ~3 年制の専門学校がある。39 校ある総合大学のほとんどが、国立および州立である。

福祉は、1909年の老齢年金制度発足以降、オーストラリアは他国と比較して福祉制度を発達させてきた。オーストラリアの福祉制度の中心は、年金額の負担に関する費用を全額国庫が支給する無醵出・直接支給方式の年金手当である。しかし、この方式は高水準の税負担を伴い、高福祉、高負担社会を避けられない。各種福祉制度が、今日ではほぼ完備されたことや、財源上の制約により、受益者が負担する場面が増えていくとされる。例えば、1975年7月に発足した国庫負担による医療無料化は、財源難で実現困難となり、1976年10月には、被保険者が、年金に係る費用を支払う醵出制の健康保険制度に切り替えられている。政府による直接的な社会保障や福祉行政に加え、政府からの支援を受けて、民間団体による福祉事業も発達している。高齢者への食事配達サービスや、遠隔地へのフライング・ドクター・サービス(航空機利用の往診)といった事業は、民間団体によるものである。

2.2 オーストラリア先住民の概要

(1) オーストラリア先住民の概要8)

オーストラリア先住民はアボリジナルとトレス海峡諸島民に二分される。アボリジナルとトレス海峡諸島民はオーストラリアにおける異なる文化を持つ先住民族である。トレス海峡島民はヨーク岬、クイーンズランド州の北に位置するトレス海峡の伝統的な住民を指す。一方、アボリジナルは、タスマニアを含め、主にオーストラリア本土に住む人々

のことを指す。2006年の国勢調査において、およそオーストラリアの総人口の2.5%である21万人以上が先住民族であると発表された。オーストラリアの先住民の人口は近年急速に増加し、またその39%が15歳未満で年齢層が若いのが特徴である。オーストラリア全人口の30%が都市部地域に住んでいる。しかし、国際調査の結果と比較すると、その次に割合が高い場所は、郊外(23%)であり、諸島(18%)、遠隔地(9%)と続く。

(2) オーストラリア先住民と政府との関係9)

1606 年に始めてヨーロッパ人が移住する以前に、オーストラリアの先住民族は、500 以上の異なる言語を持つ集団で構成されていた。植民地時代における法律による規制で、先住民の活動は制限された。また、その家族から強制的に子どもたちを奪い、白人として育てるための取り組みがなされた。白豪主義については、詳細を「(3) 白豪主義」に記述した。

1700 年代後半以降は、イギリスの植民地化が激しくなり、アボリジナルの文化を抑制した。オーストラリア政府の 1997 年白書では、植民地支配は先住民に対して、物理的および精神的に、また健康に影響を与えていることを指摘された。また、150 年以上続いた植民地政策により、言語、文化の喪失そして伝統的な土地への継承が困難になったということも合わせて指摘された。

2008年2月13日に、当時の首相ケビン・ラッドが全てのオーストラリア人を代表する形式で、先住民への公式謝罪を行った。

(3) 白豪主義10)

白豪主義とはオーストラリアにおいて先住民を含む有色人種の移民を排斥し、政治的、経済的、社会的、文化的にも白人社会の同質性を維持すべきだとする主張と運動である。白豪主義の起源は18世紀に遡る。18世紀末、イギリスの囚人流刑地としてオーストラリアの植民地は、1851年の金鉱発見(ゴールド・ラッシュ)以来、中国人を中心に大量の有色人種が流入した。前述の移民が、白人社会に同化せずに生活したため、白人労働者や市民の間に反発が起こり、人種的偏見や植民地ナショナリズムなどの運動と相まって排斥の機運が高まった。本国側は前述の排斥運動を承認しなかったが、1888年に、6つの植民地州は州側に移民制限権があるとの意見統一を行い、中国人移民制限を決定し、ここに白豪主義の基礎を築いた。1901年に、オーストラリア連邦成立後は、州ごとに実施してきた移民制限法を統一および整備し、有色人種制限法(Immigration Restrict Act)を採択した。これにより、事実上有色人種の移民が禁止された。有色人種制限法は1966年に廃止され、1975年の連邦差別禁止法(Racial Discrimination Act

1975) にて、法制上の白豪主義は無くなった。また、連邦差別禁止法制定後は、10年間で10万人の難民を受け入れている。

しかしながら、現状には完全に白豪主義が払拭されたとは言いがたい状況である。 1996 年に下院議員に当選したポーリン・ハンソン (Pauline Hanson) に象徴されるように、白豪主義が完全に払拭されたとはいえない状況であった¹¹⁾。ハンソンは、白人伝統文化の維持や、アジア移民の排斥、オーストラリア先住民への補助の削減等を公約に掲げた。1997 年に、超保守政党のワン・ネーション (one NATION) 党を結成した。一時は、世論調査で10%以上の支持率を得たこともあった。1998 年の総選挙で、ハンソンは落選し、支持率も急降下した。ワン・ネーション党が支持率を獲得した一連の流れは、白豪主義が完全に払拭されてはいないことを示唆している。

2.3 オーストラリア先住民が抱える問題

オーストラリア先住民が抱える問題は多岐に渡る。しかし、本節では教育、政策、文 化保護に絞ってその問題について記述する。

2.3.1 教育12), 13), 14)

現在、オーストラリアは多様な文化の在り方を認める文化多元主義政策を取っており、 先住民族の文化を認めて尊属させていく方針をとっている。その政策が顕著なのは、学校現場である。バイリンガル教育、バイカルチュラル教育の試験的な実践に加え、学校の授業の中で先住民について体系的に教える「アボリジナル・スタディーズ」 (Aboriginal Studies)が各州で行われている。こうした教育はオーストラリア先住民の高い中退・非進学率、学校環境への不適応を解決する可能性を持つ。しかしながら、「オーストラリア先住民」の生活環境は多様である。伝統的な生活を維持している先住民もいれば、大都市に住む非先住民と同様に、先住民の文化に全く触れない先住民もいる。

また、先住民に対する教育の成功度は、一般に計算力や英語の識字力により判断されることが多い。そのため、先住民向けの学校においては、英語教育に特に力を入れて取り組んでいる学校が多い。しかしながら、そのことがかえって生徒に精神的なストレスを与えて、ストレスが原因の皮膚病を患う生徒も少なくない。さらには、教員側が先住民の言語や文化に詳しくないことも多い。また、教員が先住民族の生徒の状況を十分に理解ができていないことも問題の一つとなっている。生徒と教員の双方向の意思疎通を円滑に行うために、クラスに現地の言葉を話せる先住民の助手を置く学校もあるが、全ての学校には配置できていないのが現状である。

また、大学等の高等教育機関では、1990年の政策文書である「すべての人々に公平

な機会を(A Fair Chance for All)」は、先住民、障碍者、女性、低所得者、非英語圏 出身者、遠隔地居住者といったマイノリティの学生の受け入れから受け入れ後までの支 援の在り方を例示しており、大学側もこれに従い具体的な計画の策定・実施に取り組ん でいる。その上で、大学側が先住民のアイデンティティを理解し、どのようにアイデン ティティの維持および管理をしていくのかが問題となっている。

2.3.2 政策15), 16)

オーストラリアにおける先住民政策については6期に分けられる。植民地当初から 1830 年代までの「絶滅政策期(extermination)」、1830 年代から第二次世界大戦後までの「保護-強制隔離期(forced separation and protection)」、1950 年代から 1960 年代までの「同化政策期(assimilation)」、1960 年代の「総合政策期(integration)」、1973 年からの「自己決定政策期(self-determination)」、1977 年からの「自己管理政策期(self-management)」である。

植民地当初から1967年の国民投票まで、先住民は国民として認められていなかった。 そのため、先住民の社会的地位は確立されていなかった。教育問題とも関連するが、この時期における先住民への教育形式についても、定まった形式のものはなく、カトリックのミッション学校と政府が設立した学校が主流であった。白人と先住民族を親に持つ子どもを強制的に親元から離し、教育を施したことにより、先住民の文化断絶の要因の一つとなった。

1967年の国民投票以降、国民の間では先住民に白人同等の権利を与えるという認識が一般的であった。先住民への権利付与、先住民の白人化を意味したが、白人化は結果として成功しなかった。しかし、一方で先住民の白人化の失敗は先住民自身の欠陥によるものだと見なされることが多かった。先住民の文化が白人の文化とは異なるものであると理解されるようになったのは、1970年代以降である。このころから、学校現場でも教員資格を持つ先住民を積極的に採用したり、アシスタント・ティーチャーとして採用したりする動きが見られるようになった。

オーストラリアの公的機関においては、先住民族の社会事情や文化慣習に配慮する担当者である「アボリジナル連絡調整担当(Aboriginal Liaisons)」がほとんどの分野で配置されている。環境団体や政治団体、社会福祉団体などの NPO や NGO でも、アボリジナル連絡調整担当が配置されている。例えば、環境保護の分野においては、国立公園の管理運営には、必ずその地域の先住民が管理運営に携わる。鉱山開発や観光開発に関して、その対象地域と関係を持つ先住民はその事業内容についての交渉権を請求することができる。このように、近年、オーストラリアにおいては、先住民族に関する権利保障が認められている。

1967年に国民投票によりオーストラリア先住民はオーストラリア国民に承認された。 1972年に自己決定政策、1975年に自己管理政策が行われた。1976年の「北部準州先住民土地権利法(The Aboriginal Land Light (Northern Territory) Act 1976)」や、「1993年の先住権原法(Native Title Act 1993)」に代表されるように、法律によって土地の権利や、人権に関して他の移民集団と区別された。

また中西は、キュランダ在住のジャブカイ族の経済社会的状況を調査した結果について次のように述べている¹⁷⁾。

239 名の 15 歳以上のアボリジニ人口のうち、59 名が雇用を確保しており、99 名の労働力人口のうち 40 名もが失業していることになる。とくに、産業部門における雇用の配分では、連邦および地方政府で働くジャブカイ族出身のアボリジニは皆無で、わずか 12 名が州政府で働いているにすぎない。

このことから、先住民の生活は雇用の面で制限されていることが分かる。現在も、 先住民の雇用を促進しようとする動きは各地で見られるが、十分に成果を挙げていると は言えない状況である。

近年では先住民との異文化性を理解した上で、教育や雇用における問題を解消しようとする動きが、見られるようになってきている。

2.3.3 文化保護18)

先住民の文化は、キリスト教化によって先住民の言語、神話、日常的慣習など、かなりの部分が消滅した。

先住民による芸術では、北部や中央砂漠といった遠隔地で、伝統的な生活を送る先住民の作品が注目されてきている。特に、「ドリーミング」という先住民の創世を語る絵画は、独特な表現技法で注目されている。図 2-2 は、アボリジナル・アートの一例である。それぞれの部族で神話が異なり、様式もそれぞれ異なっている。こうした先住民アートは、1970年代頃から次第に評価が高まってきている。近年では、モダン・アートの一つとして高く評価されており、国内外で高い評価を受けている。こうした先住民による芸術により、先住民族自身のイメージがプラスのイメージのものに変化し、先住民の権利回復にも貢献している。



図 2-2 アボリジナル・アート

出典: Norbett Lynch: Aboriginal Art Culture and Tourism Australia. "Dreamtime painting." http://aboriginalart.com.au/culture/dreamtime2.html, (参照 2015-12-10).

2.4 オーストラリア先住民文化

本節ではオーストラリア先住民に見られる独特の思想・神話を意味するドリーミングについて概要を説明する。ドリーミングの思想は先住民の音楽、舞踊、壁画、文学作品や工芸品などの先住民が作成する作品に対して反映されている。本節では、オーストラリア先住民文化について、ドリーミング、言語、先住民に関する国際的宣言、文化財返還について述べる。

2.4.1 ドリーミング

(1) ドリーミング

ドリーミングとは、オーストラリア先住民族、特に先住民の間で受け継がれてきた神話、伝統、儀式、習慣などを複合的に表すものである。天地創造の歴史やそれにまつわる神話を指し示す。このドリーミングについて、二宮広太郎は、「アボリジニにとって、人間や人間以外の動物との間に境はない。彼らは、自分がワラビーの子孫だとか、言ったりする。さらに、自然のあらゆる事物との間にも境は無い。このことは、天体や気象現象に関わる神話の中に、顕著に現れている。空間的な距離や高さについても、区別するという観念が基本的にない。また彼らは、覚醒しながら夢を見て、そのうちで時間の隔たりを飛び越え。創造期に自ら入り込む、ということをする。要するに、<類><空間><時間>といった、あらゆるカテゴリーにおいて内部に境界がない。」と述べている190。また、同様に、江波戸昭も「アボリジニーは各個人それぞれのアルチェラを持っていて、彼らの祖先はトーテムとされる動物や植物から人間に転化し、再びそれらに化身したものと考えられている。」と述べている200。ここでいう「アルチェラ」とは、英

語の「ドリーミング」と同義である。

(2) ドリーミングの事例

この節では、ドリーミングの一例として「明けの明星」という話を紹介する。ドリーミングの題材として挙げられるものは多岐に渡るが、その中でも天地創造に関するものとして、天体や気象現象に関わるものが多い。また、オーストラリア先住民族は、自己と他者、あるいは、自己と人間以外のものに境界を持たないが、それが顕著に現れている事例として星に関連するドリーミングを概観する。

明けの明星21)

明けの明星ができたのは、このようにしてである。人間を捕らえて食う巨大なワシタカがいた。かれには、人間の妻が有り、妻の母親と妻の友人、合わせて三人の女と巨大な木の上で暮らしていた。女たちも人間を食った。人間たちは、このワシタカを退治しようとして、キツツキと木登りネズミに頼んだ。キツツキと木登りネズミは、木の途中で一泊してワシタカの小屋に近づき、火を付けた。ワシタカと女たちは皆焼け死んだ。ワシタカの燃える炎が、明けの明星となった。

このドリーミングでは、以下のような点に類の境界が見られない。まず、鳥と人間が 婚姻関係を結んでいるという点である。また、ワシタカの住んでいた木はとても大きい ということがこの話から分かる。道のりに関して、地面を水平に進むことと木を垂直に 進むことに関しての差はない。つまり、空間的な方向に関する区別がない、という以上 の点である。この「明けの明星」のドリーミング以外にも、種族の境界や空間的な境界 がなど、あらゆる事物に関する境界は設けられていない。

ドリーミングは、図書館や公文書館においても紙媒体の資料の他に、音声資料や映像 資料として所蔵されている。図 2-3 は、クイーンズランド州立図書館でのドリーミング の検索結果である。

Dreaming / Robert Wharton

Robert Wharton composer, performer; Josh Arnold

Queensland: Robert Wharton | 20--?

Available: In storage. Request then arrange audio session at level 4 desk (HCD COU WHA 090).

Locations/Request

Details

Save/Share/Comment/Tag

Virtual shelf

Title: Dreaming / Robert Wharton

Author/Creator: Robert Wharton composer, performer

Josh Amold

Subjects: Country music -- Australia;

Reggae music -- Australia

Abstract: Singer/songwriter Robert is a descendent of Mardigan & Kooma tribe in the Southwest Queensland region.

Publisher: Queensland: Robert Wharton

Date: 20--?

Description: 1 compact disc : digital, stereo ; 4 3/4 in...

Scope and content: Neverending war -- Dreaming (with Josh Arnold) -- River of life -- Another loving angel -- Be my wings -- Share the stars (with Josh Arnold) -- It's alright to fly -- Keep a movin' on -- Supernatural -- High on the tide -- Take me home -- Natures lady,

natures woman

Language: English

Notes: An eclectic mix of reggae, country and traditional music

Record number: 21152945070002061

Link to this record: http://onesearch.slq.qld.gov.au/SLQ:SLQ_PCI_EBSCO:slq_alma21152945070002061

図 2-3 クイーンズランド州立図書館でのドリーミングの検索結果

出典:

http://onesearch.slq.qld.gov.au/primo_library/libweb/action/(参照 2015-01-24)

クイーンズランド州立図書館においては、CD-ROM やビデオ形式の資料によってドリーミングを視聴することができる。

2.4.2 オーストラリア諸語の概要

(1) オーストラリア諸語22)

オーストラリア先住民の言語は、言語学的に言うとオーストラリア諸語として分類される。オーストラリア諸語の分布地域としては、オーストラリア大陸全土とその周辺の島々で先住民によって話されている言語として定義付けられる。周辺諸島の領域としては、ケープ・ヨーク半島とパプワ・ニューギニアとの間にある海峡にある島々である。オーストラリア諸語は、厳密な方法による検証はなされていないが、1つの語族を形成するという説が有効である。音韻、文法、語彙の点でかなり類似性が認められるためである。また、タスマニア諸語についても、類似点が多少見られるために、同系統の可能性も指摘されている。また、この他にパプア・ニューギニアの諸言語やインドネシアの諸言語、ドラヴィダ語族との系統的関係についても論じられたことはあるが、憶測に

過ぎない。なお、ニュージーランドのマオリ語は、オーストロネシア語族のポリネリア 諸語に属するために、オーストラリア諸語とは系統は異なる。

オーストラリア先住民の起源はインドネシアから移住してきたという説が有効である。この移住は何回にも渡り行なわれ、タスマニアにまで達したとされている。近年の考古学の研究によれば、少なくとも約4万年前程にはオーストラリア大陸に住んでいたとされている。しかしながら18世紀後半になり、イギリスによる植民地化が開始されるとその数は大きく減少した。土地を奪われ、殺戮や植民地化によりもたらされた病気などにより植民地化以前には30万人いた人口が、植民地化後には15万人にまで減少したとされる。それに伴い、オーストラリア諸語話者の数も減少し、今日では多くの言語が消滅した。また、話されていたとしてもごくわずかであるという現象に至っている。

図 2-4 はオーストラリア諸語の分布について表したものである。

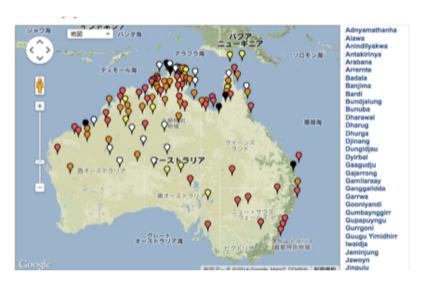


図 2-4 オーストラリア諸語の分布

出典:http://www.unesco.org/culture/languages-atlas/(参照 2015-01-21).

本図は、ユネスコの「世界の消滅の危機にある言語地図」でオーストラリア諸語を検索したものである。現在消滅の危機に瀕しているのは 108 語ある。マークの色が濃くなる程、消滅の危機にある。絶滅の危険度が高い順から黒色、赤色、橙色、黄色、白色となっている。黒色は、1950 年以降に消滅、赤色は極めて深刻、橙色は重大な危険、黄色は危険、白色は脆弱を表している。このことから、オーストラリア諸語が消滅の危機に瀕しており、早急な対応が求められている。

(2) アボリジナル・イングリッシュ (Aboriginal English) 23)

アボリジナル・イングリッシュはオーストラリア先住民によって主に話されるオーストラリア英語の形式の一つである。オーストラリア国内では、第一言語もしくは第二言語として話されている。

19世紀に入り、先住民の言語が話されなくなったシドニーやメルボルンでさえ、アボリジナル・イングリッシュには先住民の人を示す「Koorie」やアルコール飲料という意味である「Goom」のように、先住民の言語から由来する語彙も含まれている。

2.4.3 先住民に関する国際的宣言

(1) 先住民族の権利に関する国際連合宣言24)

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、2009年に国際連合総会において採択された宣言である。文化、アイデンティティ、言語、労働、健康、教育、メディアといった問題における先住民の人権について、差別の禁止や経済・社会的発展の継続を目的とするものとして作成された宣言である。前文第3段落「すべての民族が、人類の共同遺産を成す文明および文化の多様性ならびに豊かさに貢献することもまた確認し」や前文第11段落「先住民族の知識、文化および伝統的慣行の尊重は、持続可能で衡平な発展と環境の適切な管理に寄与することもまた認識し」といった箇所に先住民の文化保護に対する記述が見られる。

(2) IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言25)

「IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言」は、2009年に成立した。同宣言は、図書館が文化的・言語的多様性に関わる問題に取り組む助けとなり多様な関心事や地域社会にサービスし、文化的なアイデンティティと価値を尊重する図書館サービスを提供する指針となるものである。文化的アイデンティティを尊重する図書館サービスの提供を行なうことを目的としている。この宣言の中の項目の、「原則」「多文化サービスの使命」「中心的活動」の中に先住民に関する事項が書かれている。該当項目については以下の通りである。

① 原則

グローバル社会では一人一人が、すべての図書館・情報サービスを受ける権利を持っている。文化的・言語的多様性に取り組むにあたって、図書館がすべきことは以下のとおりである。

・ その人が受け継いだ文化や言語よって差別することなく、コミュニティの全構成員 にサービスする。

- ・ 利用者にとって適切な言語と文字で情報を提供する。全てのコミュニティとあらゆるニーズを反映した、幅広い資料やサービスを利用する手段を提供する。
- ・ コミュニティの多様性を反映した職員を採用し、協力して多様なコミュニティにサービスできるよう訓練を施す。

文化的・言語的に多様な状況下での図書館・情報サービスには、あらゆる種類の図書館利用者に対するサービスの提供と、これまで十分なサービスを受けてこなかった文化的・言語的集団を特に対象とした図書館サービスの提供という両面がある。文化的に多様な社会の中で多くの場合取り残される集団、すなわち、マイノリティ、保護を求める人、難民、短期滞在許可資格の住民、移住労働者、先住民コミュニティに対しては特別な配慮が必要である。

② 多文化サービスの使命

文化的に多様な社会では、情報・識字・教育・文化に関連した以下の使命に重点を置くものとする。

- ・ 文化の多様性に価値があるという認識を促し、文化的な対話を育む。言語の多様性 と母語の尊重を奨励する。
- ・ 幼いころから複数の言語を学習することを含め、複数言語の共生を促進する。
- ・ 言語的・文化的遺産を守り、それらの言語での表現、創造、普及を援助する。口承 および無形文化遺産の保護を支援する。
- ・ 多様な文化的背景を持つ人々および集団の包摂と社会参加を支援する。
- ・ デジタル時代における情報リテラシーと情報通信技術の修得を奨励する。サイバー スペースでの言語の多様性を促進する。
- ・ 誰でもサイバースペースが利用できるユニバーサル・アクセスを奨励する。
- ・ 文化的多元主義に関する知識と最良の実践例(ベストプラクティス)の情報交換を 支援する。

③ 中心的活動

多文化図書館が行うべき活動は以下のとおりである。

- ・ デジタル資源およびマルチメディア資源を含む、多文化・多言語のコレクションと サービスを提供する。口承文化遺産、先住民文化遺産、無形文化遺産に特に配慮し て、文化的な表現と文化遺産を保存するための資源を配分する。
- ・ 利用者教育、情報リテラシー、ニューカマーのための情報資源、文化遺産、クロスカルチュラルな対話を支援するプログラムなどを、図書館に不可欠のサービスとし

て組み込む。

- ・ 情報の組織化とアクセス・システムを通して、利用者が適切な言語で図書館資源を 利用できるように準備する。
- ・ 多様な集団を図書館に引き付けるために、マーケティングと適切な媒体に適切な言語で書かれたアウトリーチ資料を開発する。

以上のような宣言に基づき、先住民に対するサービスが実践されている。

2.4.4 文化財返還26)

先住民と文化財に関する問題においては、文化財返還が挙げられる。文化財返還とは、海外において博物館等の施設に所蔵された文化財をその文化の所有国や所有する民族に対して返還を行なう政策のことを言う 27 。文化財返還は近年、諸外国においても問題となっている。例えば、アメリカやニュージーランドでは、自国の先住民を保護するための法制度を進めている。アメリカでは 1990 年に制定された「アメリカ先住民墓地保護・返還法(Native American Graves Protection and Repatriation Act)」、ニュージーランドでは 2003 年に制定された「返還プログラム(Karanga Aotearoa Repatriation Programme)」は、先住民の文化的遺物返還を法的に定めている 28 。

オーストラリアにおいても、19世紀から20世紀にかけて、先住民コミュニティから文化財が海外や博物館、大学や個人のコレクションとして収集された。また、先住民の遺体についても研究目的のため、医師や解剖学者、民族学者、人類学者といった研究者に収集されることになった。コミュニケーション・芸術省(Department of Communications and the Arts)は、先住民への文化財返還を進めている。

先住民の文化財にオーストラリア政府は先祖の遺跡と原点の地域社会への秘密の神聖な文化財の返還は、先住民に対して和解を促進することを認識している。また、オーストラリア政府は、返還には総合的なアプローチが必要であることも認めている。したがって、先住民コミュニティ、他のオーストラリア政府機関、オーストラリア国内の博物館や地域や自治体、収集機関や海外の政府や機関を含むすべての利害関係者と協力して作業することを目指している。以下、オーストラリア政府が行なっている文化財返還に関わるプロジェクトの内容について紹介する。

オーストラリア政府は文化財返還において、オーストラリア政府発行の「先住民の返還に関するオーストラリア政府の政策(Australian Government Policy on Indigenous Repatriation)」に基づいて政策を展開している。文化財返還プログラムには、海外対象のものと、国内を対象にしたものがある。

(1) 先住民文化財返還に関する諮問委員会(Advisory Committee for Indigenous Repatriation)

2012年5月15日に、先住民文化財の本国返還のための諮問委員会発足が発表された。委員会は、オーストラリアと海外の文化施設のコレクションからに関連する先住民コミュニティと国際的な文化財回収機関(overseas cultural institutions)との連携を提供している。また、先住民本国送還のための諮問委員会は、出身コミュニティに戻すことができないアボリジニとトレス海峡諸島の祖先の遺骨の管理をするための安置所の設置を提案しているオーストラリア政府に対して、「2014年国立安置所協議報告書(2014 National Resting Place Consultation Report to the Australian Government)」を提出した。

オーストラリア政府は、先住民の遺骨の返還に取り組んでいるが、この報告書は、政府と今後の政策展開との継続的な議論を通知する役割を果たした。

(2) コミュニティに対する情報提供: 先住民の遺骨に対する科学的調査

オーストラリア政府は、先住民の遺骨に関する科学的調査に関する報告書をまとめており、ウェブサイト上で閲覧することができる。同報告書においては、DNA鑑定等を用いた遺骨の身元確定や、遺骨引き取りに関する利害関係者についての言及等がなされている。

(3) 海外からの文化財返還

オーストラリア政府は、近年の海外からの文化財返還の情報についてウェブサイト上に掲載している。事例については、以下の通りである。これら全ての事例は、オーストラリア政府主導のプログラムにより実現したものである。

・アメリカ 2015年6月

米国の民間所有者は、ニューサウスウェールズ州の北海岸からの伝統的な所有者に アボリジニの祖先の遺骨を返還した。

・ドイツ 2013年4月

ベルリンのシャリテ大学病院(The Charité University Hospital)は 33 の先住民の 祖先の遺骨を返還した。ドイツからの先住民返還プログラムを通じての初めての返還となった。

・チェコ共和国 2012年12月

チェコ共和国のブルノ(Brno)にあるモラヴィア博物館(The Moravian Museum)は、アーネムランド(Arnhem Land)の6つのコミュニティに属する8先祖の遺骨を返すために、返還式典を開催した。これらは、チェコ共和国で開催された唯一の先住民の先祖の遺体となった。

・アメリカ 2012年9月

ワシントン D.C.よりニューサウスウェールズ州の先住民コミュニティの長老の遺骨が返還された。

・オーストリア 2011年6月

通信芸術省は、オーストリアのウィーンでの科学オーストリアアカデミー病理解剖学博物館 (The Austrian Academy of Science and The Pathology and Anatomy Museum)から30もの先祖の遺体の本国返還を容易にした。遺体は、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州と北部準州の5人の伝統的な所有者と管理人に返還された。

・イギリス 2011年3月

ロンドン自然史博物館(The Natural History Museum in London)は、トレス海峡諸島民の祖先の 130 以上の遺体について返還すると発表した。ロンドン自然史博物館は、この発表後、3 遺骨を返還し、さらに 2011 年 5 月に 19 先祖の遺骨を返還した。

(4) 国内での文化財返還

オーストラリア国内では、先住民の本国送還プログラムは、先住民の遺骨と原点の地域社会にオーストラリアの主要美術館で所蔵された神聖な文化財を返還すことを目指している。オーストラリア政府や州政府、北部準州政府博物館が協力して、遺骨や文化財返還に関連する問題に共同して行なっている。

なお、共同して国内でのプログラムを進めている博物館は以下の通りである。

- ・オーストラリア美術館(Australian Museum)
- ・北部準州美術館・アートギャラリー (Museum and Art Gallery of the Northern Territory)
- ・ビクトリア博物館(Museum Victoria)
- ・オーストラリア国立博物館(National Museum of Australia)
- ・クイーンズランド博物館(Queensland Museum)

- ・南オーストラリア博物館(South Australia Museum)
- ・タスマニア博物館・アートギャラリー (Tasmanian Museum and Art Gallery)
- ・西オーストラリア博物館(Western Australian Museum)

以上のように、文化財返還協定に基づき、オーストラリア国内の全州及び地域における博物館及び美術館において文化財返還プログラムを共同で行っていることが明らかになった。

2.5 オーストラリアにおける先住民文化保護活動の概要

本節では、オーストラリアにおける先住民文化保護の概要について述べる。下の図 2-5 は、オーストラリアにおいて公的機関が実施するサービスについてまとめたものである。

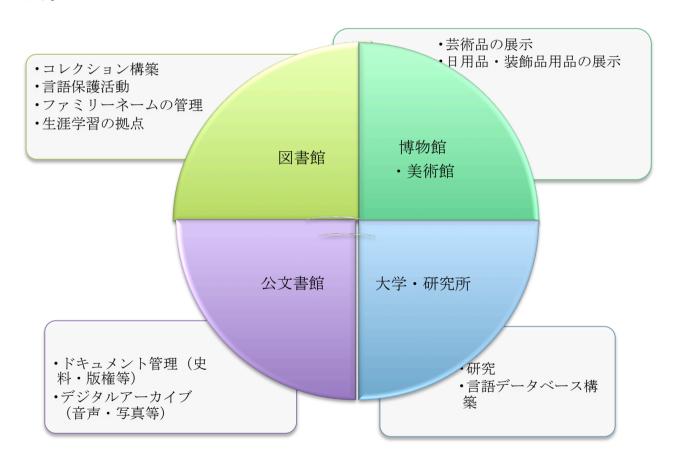


図 2-5 オーストラリアにおける公的機関のサービスの実施状況の概要

公共図書館では、先住民のコレクション構築や言語保護活動を行っている。また、フ

ァミリーネームの管理もサービスの対象である。ファミリーネームとは、スキンネーム とも呼ばれる。現在では、オーストラリア先住民は英語風の名字を持っていることが多 い。ファミリーネームは、名字とは別に存在する。諸説があるが、スキンネームが同じ 近親者との婚姻を防ぐためであると考えられている。さらに、地域の先住民で自己の歴 史や経験について語り合ったり、異年齢交流を行なったりするプログラムを開催してい る。図書館プログラムでは、年齢別のプログラムも開催されており、利用者が目的に応 じて参加することが可能である。

公文書館では、文書の管理や土地の証明書の管理が主要なサービスである。それに加 えて、近年では利用者の利便性に供するために、所蔵資料のデジタル化を進めている。 これにより、元の資料の保存が保たれることも利点としてある。

博物館や美術館においては、ドリーミングを表現した絵画や狩猟の道具であるブーメ ラン、ディジリドゥという楽器など日用品が展示されている。

研究所や大学では、先住民に関する研究の基盤となっている他、多様化するオースト ラリア諸語のデータベース構築を進めている。

本研究でいう先住民文化保護活動とは、先住民文化の維持・保護を行なう活動のこと と定義する。なお、本研究では、図 2-5 の 4 つの領域を研究対象とするものではない。 先住民に関する図書、政府機関作成による公的記録等の文書情報や先住民の口承の録音 記録等をその管理対象としている図書館と公文書館を研究対象とする。

7) 前掲 4), (参照 2015-01-07)

10) "白豪主義."日本大百科全書(ニッポニカ). ジャパンナレッジ (オンラインデータベ ース). http://www.jkn21.com, (参照 2015-12-02).

^{4) &}quot;オーストラリア". 日本大百科全書(ニッポニカ), ジャパンナレッジ(オンラインデー ターベース). http://www.jkn21.com, (参照 2015-11-23).

^{5) &}quot;外務省:オーストラリア". 外務省. http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/, (参照 2015-11-29).

⁶⁾ 久保信保, 宮﨑正壽. オーストラリアの政治と行政. ぎょうせい, 1991, 388p.

⁸⁾ Kathleen Burns, Ann Doyle, Gene Joseph, Allison Krebs. "Indigenous Librarianship." Encyclopedia of library and information sciences. Marcia J. Bates, Mary Niles Maack. 3rd ed, CRC, 2010, p.2330-2347.

⁹⁾ 前掲 8), p.2334.

^{11)&}quot;Pauline Hanson."ONE NATION: the voice of the people.http://www.onenat ion.com.au/Pauline_Hanson/Pauline_Hanson.html(参照 2015-12-03).

¹²⁾ 上橋菜穂子. オーストラリア・アボリジニと学校教育. 史苑. 1992, 53(2), p.125-128. 13) 濱嶋聡. "アボリジニ学校におけるバイリンガル教育:アボリジニ社会のテーマと新 たな問題."文化的葛藤を緩和する双方向思考. 吉村耕治. 大阪教育図書, 2009, p.407-412, (現代の東西文化交流のテーマ, 2).

- 14) 前田耕司. オーストラリアの高等教育におけるアボリジニの視点. 日本教育社会学会大会発表要旨集録. 1997, (49), p.73.
- 15) 細田弘明. 異文化が問う正統と正義:先住民族の自然観を手がかりに環境正義の地平を広げるための試論. 環境社会学研究. 2005, (11), p.52-69.
- 16) 中西直和. オーストラリア先住民 アボリジニの文化的再生産の意味に関する一考察:キュランダ在住のジャブカイ族の事例を中心に. 日本教育社会学会大会発表要旨集録. 1997, (49), p.74-75.
- 17) 中西直和. 文化の客体の場としての学校:豪州クイーンズランド州におけるアボリジニの教育の事例より. 日本教育社会学会大会発表要旨集録. 1998, (50), p.295.
- ¹⁸⁾ 窪田幸子. オーストラリア、都市アボリジニのアート: アイデンティティの闘争と 抵抗、そして交渉. 北方民族文化シンポジウム報告書. 2011, 25, p.37-42.
- ¹⁹⁾ 二宮公太郎. 研究ノート:アボリジニの神話伝承. 地域環境に関する歴史的・文化的・社会的研究. 2007, p.105-113.
- ²⁰⁾ 江波戸昭. ドリーミング・アボリジニー. リベラル・アーツ:札幌大学教養部教育研究. 1990, 2, p.138-147.
- 21) 前掲 20), p.106-107.
- ²²⁾ 角田太作. "オーストラリア原住民語". 言語学大辞典 1 世界言語編(上).東京, 三省堂, 1988, p.992-997.
- ²³⁾ PK Austin. "Australia: Language Situation." Encyclopedia of Language and Linguistics. 2nd ed., Amsterdam, Elsevier, 2006, p.580-593.
- ²⁴⁾ "国連先住民族の権利に関する国際連合宣言." 国連先住民族の権利に関する国際連合宣言. http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf, (参照 2015-06-30).
- ²⁵⁾ "IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言." IFLA UNESCO 多文化図書館宣言. http://www.ifla.org/files/assets/...to.../multicultural_library_manifesto-ja.pdf (参照 2015-06-24).
- ²⁶⁾ "Indigenous Repatriation." Department of Communication and the Arts. http://arts.gov.au/indigenous/repatriation, (参照 2016-01-07)
- ²⁷⁾ 大林 純子. ポストコロニアルのハワイ先住民運動と博物館: 文化的遺物 の所有をめぐる闘争についての一考察. 2014, 岡山大学教育研究紀要 = Bulletin of higher education, Okayama University (10), p.171-178.
- 28) 前掲 27), p.171.

3. 先行文献

3.1 Helen McKay. "A Measure of Magic": Traditional Storytelling in Australia. BOOKBIRD. 1999, 37(1), p.36-38.

同論文は、オーストラリアにおけるドリーミングのストーリーテリング活動について 紹介した上で、幼児における語りの重要性を中心に述べた論文である。

伝統的なストーリーテリングは、オーストラリアでの幅広い活動を包含し、定義のいくつかの形式を求める。口承伝統の中に純粋に物語が存在するならば、ストーリーテリングには神話、伝説、民俗、口承物語のようなジャンルが存在する。

ドリーミングというオーストラリア先住民の物語は、その多くが神聖で、内密なものである。ドリーミングは、歴史がはじまったときからの先住民の蓄積された知識や知恵を伝えるものである。ドリーミングには先住民の価値や精神性を教えるもので、生活の教訓が埋め込まれている。先住民の人々にとって、口承伝統は、彼らの歴史・文化・習慣の複雑な一部であり、文化的教育の形式の一つとなっている。

オーストラリアは数百の異なる文化から構成されているため、伝統の受け継がれ方は それぞれの文化様式により異なる。例えば、アイルランドの語り部の仕方は、統一され ているが、先住民の語り部の伝え方は語り部ごとに異なる。例えば、アートを使ったり、 ディジュリドゥ(didgeridoo)などの楽器を使ったりして物語を伝える。語りを行なう 時に聴衆を巻き込む双方向の方法をとる者もいる。

ドリーミングは、様々な感情や心の深層に届く可能性を持っている。また、過去のトラウマや悲しみ、ストレスなどのその他の症状を和らげる効果もあると言われている。特に子どもに対しては、有効であり、リテラシースキルの発達におけて口承言語が重要である。ストーリーテリングは、子どもたちに話し手と交流する機会を提供し、人間の応答という本質である特別な対話を共有するものであるから、子どもたちにとって有効である。

教育的なレベルに応じて、ストーリーテリングは、子どもたちの創造性を発達させる ための方法のうちの一つである。言語やリスニング、リテラシースキルを発達させ、カ リキュラムの中に拡張されている。ストーリーテリングは、書かれた物語の前身であり、 読み書きが難しいと感じている人々への重要な過程である。伝統的な物語を伝えること によって、子どもたちは楽しめる方法で言語や構造を学ぶ。

組織された大人のアボリジナルによる語りは、パブや団体の催し、祭り、野外イベントなどで行われている。定期的にイベントを開催しているグループもいる。

ストーリーテリングは、オーストラリアにおいては活発な状態である。活動中の組合 がオーストラリアの6州全てにあり、ストーリーテリングのアートを促進することやオ ーストラリア全体を通して話し手を支援している。メンバーの数は、ほとんどの州で増加している。ストーリーテリングの質向上のために、証明書やグレードを授け、カードを渡している。結果として、ストーリーテリングは改善され、語り手への支払いも増加した。

3.2 Martin Nakata, Alex Byrne, Vicky Nakata, Gabrielle Gardiner. Libraries, Indigenous Australians and a Developing Protocols Strategy for the Library and Information Sector. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p. 195-210.

同論文は、オーストラリア国内の州立図書館での先住民文化保護活動についてそれぞれの取り組みについて事例紹介をした論文である。そうした取り組みについて紹介した上で、現在図書館で一般的に使用されている条項にも、webページの扱いについても考慮に入れるべきであるとしている。1990年代から2000代前半においては図書館業務に先住民の職員を受け入れ、先住民に関する資料を扱う専門家として扱うという政策が数館の州立図書館で実行された。しかしながら、近年先住民の雇用政策が下降傾向にあるため、同論文では図書館政策を再考すべきであるとしている。

3.3 Alana Garwood-Houng. Protocols: Meeting the Challenges of Indigenous Information Needs. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p. 149-157.

同論文は、図書館や公文書館等において先住民に関する資料を扱う際に用いられている「図書館・アーカイブス・情報サービスのためのアボリジナル及びトレス海峡諸島民条項 (Aboriginal and Torres Islander Protocols for Libraries, Archives and Information Services)」について、その重要性や背景について述べ、雇用や先住民の情報専門職育成などのプロジェクトについても概観している。同様に、オーストラリア先住民資源情報ネットワーク (Aboriginal and Torres Strait Islander Resource and Information Network)の役割についても紹介している。先住民と施設との間で先住民による専門職の設置が重要であるとしながらも、依然として専門職の設立には至っていないことを問題であるとしている。

3.4 Terri Janke. Managing Indigenous Knowledge and Indigenous Cultural and Intellectual Property. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p. 99-111.

本論文は先住民の独自の文化や財産を「先住民の文化的知的財産権(Cultural and

Intellectual Property Rights)」を1968年知的財産法の中に導入しようとした草案について概説したものである。同論文では、先住民の文化は口承であるため、そうした文化の著作権をどのように保護するのかについて、作品の管理の方法についていくつか案を挙げている。1つ事例を挙げると、先住民の文化や先住民の古くから伝わる知識については、他の著作物と分けて考慮すべきであるという案である。現在の著作権法の中には先住民の文化的知的財産権という項目は見られない。

3.5 Joe Nepparrga Gumbula. Exploding the Gupapuynga Legacy: Strategies for Developing the Galiwin'ku Indigenous Knowledge Centre. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p.25-28.

本論文は北部準州内の地域である「ガリウィンゴ先住民知識センター(Galiwin'ku Indigenous Knowledge Centre)」の事例について紹介したものである。

ガリウィンゴ先住民知識センターは、北東アーネムランドに位置している。ガリウィンゴは、オーストラリア全体の中でも先住民による自治が強く残る地域である。60 もの異なる mala (伝統的な集団) であるヨルング (Yolngu) が住んでいる。

1920 年代から膨大な量の工芸品、写真、記録が北東アーネムランドで収集された。 これらのコレクションのほとんどは大きな州の組織や個人コレクションによって今で は所持されており、過去たった 10 年間においてこれらの資料の複製が取り決めに従っ て先住民へのコミュニティへと返還された。

ョルングの社会には「二重憲法(di-constitutional)」が存在する。これらの 2 つの 憲法を持つ上位グループや過半数がデュワ(Dhuwa)やイリティジャ(Yirritja)と呼 ばれている。それぞれのグループは1つの構造かもう一方の構造のもとに存在している。 筆者のグループであるグパプイジャ(Gupapuyga)はイリティジャであり、筆者の妻 のグループであるダーティウィー(D ätiwuy) はデュワである。ヨルング法は自分と 異なるグループの者と結婚することを定めている。この基本法はデュワとヨルングの間 の協力や社会政治的な均衡を保証している。

知識や儀式や法の3つの階層はそれぞれのヨルングのグループによって維持されている。それらは「制限法(gärra)」、「準制限法(dhuni)」「公開法(garma)」である。 工芸品、人々の写真や記録、場所、儀式、言語、歌、舞踊やデザインを含むすべてのヨルングの資料はこれらの原理によって縛られている。

肉体的かつ知的所有権を所持することに付け加えると、ヨルングの集団は他の集団の 所有権を示す二次的権利をも所有していることになる。この二次的権利を通して他の所 有権へのアクセスを交渉する権利を集団のリーダーは持っている。これらのことを考慮 するとガリウィンゴ知識センターはコミュニティが利用しやすい環境づくりをしてい く必要がある。

歴史的資料のデジタルコピーの収集はオーストラリア先住民研究所(Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies: AIATSIS)、ビクトリア美術館、メルボルン大学、イアン・ポッター美術館(Ian Potter Museum of Art)、スクリーン・サウンド・オーストラリア(Screen Sound Australia)、ヨスー・インドゥ財団(Yothu Yindu Foundation)、「絶滅のおそれのある野生動植物の培養におけるデジタルソース太平洋地域アーカイブ(PARADISEC)」、「オーストラリアにおける先住民音楽のための国家記録プロジェクト(National Recording Project for Indigenous Music in Australia)」を含む団体や組織のパートナーシップを通して利用できる最も優れた技術を使って次の世代へと現代の私たちの文化的イニシアティブを記録するというキャンペーンをグパプイジャ・ヨルングは開始した。2002 年以降、ガリウィンゴ知識センターはグパプイジャの遺産である家族の歴史プロジェクトのための主要な儀式のいくつかの新しいパフォーマンスを記録している。

4. 研究目的と方法

4.1 研究目的·意義

本研究の研究目的は、オーストラリアの図書館と公文書館における先住民文化保護活動の実態と先住民文化保護活動を行なう上での指針となるプロトコルについて検討した上で、先住民文化保護活動における現状と課題について明らかにすることである。

4.2 研究方法・対象

文献調査やウェブサイト調査より、オーストラリアの国立・州立図書館や公文書館における先住民文化保護活動の実態について明らかにする。また、より詳細なサービスの運営状況や体制について聞くためにメールインタビューを実施する。なお、クイーンズランド州に関しては、「クイーンズランド州立図書館(State Library of Queensland)」、「ブリスベン・スクエア図書館(Brisbane Square Library)」、「クーパーズ・プレインズ図書館(Coopers Plains Library)」、「カリンデール図書館(Carindale Library)」の4館において、2013年9月16日~20日にかけて訪問調査を実施した。

研究対象は、オーストラリア国立図書館及び国立公文書館である。また、各州にある州立図書館と州立公文書館もその対象とする。表 4-1 は、研究対象とした機関・組織である。

表 4-1 研究対象とした機関・組織

国レベル
図書館
National Library of Australia
公文書館
·National Archives of Australia
関連組織
·National and State Libraries Australia
·Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource
Network
·Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive
州レベル
クイーンズランド州

図書館	
·State Library of Queensland	
公文書館	
•Queensland State Archives	
関連組織	
•Indigenous Knowledge Centres	
·kuril dhagun	
ニューサウスウェールズ州	
図書館	
State Library of New South Wales	
公文書館	
•State Records Authority of New South Wales	3
西オーストラリア州	
図書館	
•State Library of Western Australia	
公文書館	
•State Records Office of Western Australia	
タスマニア州	
関連組織	
·LINC Tasmania	
ビクトリア州	
図書館	
•State Library of Victoria	
公文書館	
• Public Record Office Victoria	
関連組織	
•Koorie Records Unit	
南オーストラリア州	
図書館	
•State Library of South Australia	
公文書館	
·State Records of South Australia	
北部準州	

図書館
•Northern Territory Library
公文書館
•Northern Territory Archives
首都特別地域
図書館
·Libraries ACT
公文書館
·Archives ACT

本研究の意義は、オーストラリア国内での先住民文化保護活動について、特に制度面に着目して研究を行うことにより、先住民文化保護活動に関する枠組みや理念的基礎の構築へ貢献しうる点である。また、研究対象としたプロトコルは表 4-2 の通りである。

表 4-2 研究対象としたプロトコル

研究対象としたプロトコル

The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services

Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols

National Position Statement for Aboriginal and Torres Strait Islander Library Service and Collections

Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive Protocols

なお、この研究で扱う先住民文化とは、言語や絵画、ドリーミング(オーストラリア 先住民に見られる独特の思想・神話)、音楽、舞踊、壁画、文学作品、工芸品などであ る。このうち、図書館や公文書館で主な対象となるのは、ドリーミングや文学作品、言 語である。また、本研究でいう先住民文化保護活動とは、先住民文化の維持・保護を行 なう活動のことと定義する。

5. 国レベルでの先住民文化保護の取り組み

本章では、国レベルでの先住民文化保護活動の概要について述べる。また、先住民文 化保護活動に関連した組織・団体についても紹介する。

5.1 オーストラリア国立図書館

本節では、オーストラリア図書館界における先住民文化保護活動の概要について、オーストラリアの図書館の起源、先住民と図書館の関わりについて述べる。

5.1.1 オーストラリアの図書館の起源²⁹⁾

オーストラリアの図書館の起源は 1788 年に遡り、イギリスからの船団がボタニー湾に書物をもたらしたことにある。その後は、1826 年の会員制図書館の誕生、入植者からもたらされた職工学校図書館の設立と続く。1827 年に初めてホバート職工学校が建てられると、シドニー(1833 年)、ニューキャッスル(1835 年)、アデレート(1837年)、メルボルン(1839 年)、ブリスベン(1849 年)、パース(1851 年)、と各地で職工学校とともに併設されたが、図書館の蔵書冊数は 1,000 冊未満と満足のいくものではなかった。1850 年に「公立図書館法(1850 Public Libraries Act)」の成立により、無料図書館が各地に建てられるのは 1850 年代以降である。しかしながら維持の問題もあり 1939 年に図書館法が改正されるまで残っていた図書館は 1 館のみであった。その後は、カーネギー財団に援助を受け、1949 年には「オーストラリア図書館協会(Library Association of Australia)」が設立された。図 5-1 はオーストラリア国立図書館の外観である。

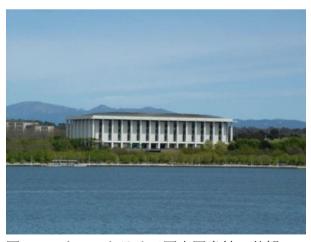


図 5-1 オーストラリア国立図書館の外観

出典: http://australiaing.zening.info/canberra/library1_m.jpg, (参照 2015-12-31)

5.1.2 先住民と公共図書館の関わり

(1) 先住民と公立図書館との関わりについての歴史的経緯

政府における先住民への図書館の関わりとしては、行政省庁図書館によるコレクション管理があった。原住民担当省の所有するコレクションには、土地返還要求書の写しなどがある³⁰⁾。現在では原住民担当省は、家族・住宅・コミュニティサービス・先住民族問題省に改変されている³¹⁾。2005 年度よりオーストラリア政府は、家族・住宅・コミュニティサービス・先住民族問題省は解体され、先住民問題に関する事項は法務省と社会サービス省の連携によって、先住民を含む人権問題に対処している。2省の連携について、独立した機関であるオーストラリア人権問題委員会が条約に関する法律の調査及び報告、助言を行なっている³²⁾。

また、各州・地域における先住民文化保護活動については「7. 各州・地域における 取り組み」で詳細に述べる。

(2) デジタル文化遺産保存憲章(Charter on the Preservation of the Digital Heritage) 33), 34)

デジタル文化遺産保存憲章は、2003 年 9 月 29 日から 10 月 17 日まで、パリで開催されていた第 32 回ユネスコ総会において承認されたものである。デジタル文化遺産保存憲章の草案は、ユネスコの委託によってオーストラリア国立図書館が作成した。デジタル文化遺産保存憲章は、デジタル文化遺産の保存やアクセスに関してユネスコの加盟国が国家的な方針を策定する際の助けとなることを意図している。また、デジタル遺産を人類の重要な知識や表現を含むものと位置付けており、資料の保存や管理を行なうことを目標としている。デジタル資料の範囲は、文書、データベース、静止・動画像、音声、グラフィックス、ソフトウェア、ウェブページを含んでいる。

図書館や公文書館、博物館やその他の公的機関においてデジタル遺産を資料として扱うべきであると憲章の中で、述べられている。また、資料を原型のまま保存するためにフィルム等の形式を用いて保存するべきであるとしている。デジタル遺産の保存の際には、文化や言語、地理的制限を受けないような保存形式をとることが必要であるとしている。文化遺産を継承していくために、各国政府、創造者、出版社、関連産業界や遺産機関といった多くの機関が連携をして遺産を保存していくことに責任を持つべきであると記述されている。

5.2 オーストラリア国立公文書館

本節では、オーストラリア公文書館界における先住民文化保護活動の概要について、

オーストラリアの公文書館の起源、オーストラリア国立公文書館の概要、先住民と公文 書館の関わりについて述べる。

5.2.1 オーストラリアの公文書館の起源^{35), 36), 37)}

オーストラリア中央政府には1944年以前には、公文書保存機関が存在しなかった。 それまでは、政府の各関係機関が必要に応じて各自で記録を管理するように求められて いた。

しかし、1942 年に行政幹部の一部で、オーストラリアの第二次世界大戦に関する記録が残されていないのではないかという懸念を抱く者が現れた。第一次世界大戦時に、政府公式記録を作成した歴史家も同時に、歴史を残すために必要とされる記録が必ずしも保存されていないことを批判した。

そこで、中央政府は1944年にオーストラリアで初めてアーキビストを任命して、記録管理を行なうこととなった。当時は、国立図書館は議会機関の一部であった。国立図書館が文書類の収集を行なっていたため、公文書館は国立図書館の下部機関となった。

当時のアーキビストの主な役割は、戦争の歴史編纂に必要とされる記録を確認し、保存することであった。戦争終結後、政府機関は作成及び収集した記録の保管場所を必要とした。そのため、これらの記録は各州都および首都キャンベラにある政府保管庫に納められることとなった。

1963 年に、公文書館は国立図書館から独立して、総理府の独立機関となった。しかしながら、1970 年代までは、公文書館は資料の価値判断をせずに資料収集のみを行なっていた。そうした中で、オーストラリアを含む西洋社会において国民が政府に対して説明責任を果たすよう求める運動が起こった。そこで、オーストラリアはアメリカの事例に従い国民が現行の政府記録を閲覧申請できるよう情報公開法を導入した。これは、政府が公的記録の公開年限規定を50年から30年に変更した際に導入されたものである。

その当時、議会では情報公開法と同時に公文書館法を補完しあう法律として提出する 議案が提出されていた。しかし、独立機関である公文書館に対して、国民への記録公開 方針に関する多数の政府機関が疑念を抱いたために実現はしなかった。実際に、公文書 館法が成立するのは 1983 年になってからのことである。

5.2.2 オーストラリア国立公文書館の概要38)

次に、オーストラリア国立公文書館の概要について述べる。本館は、キャンベラにあり、分館が州都と北部準州のダーウィンにある。

オーストラリア国立公文書館は 19 世紀からのイギリスの植民地下にあった頃からの 記録を所持している。所蔵する文書・写真・ポスター・地図・映像などの資料があり、 5000 万件以上になる。国立公文書館に閲覧希望が多く寄せられる資料としては、第一次・第二次世界大戦関係の資料や家系に関するものが多い。

また、本館は首都のキャンベラにあるが、首都人口が36万人ほどであるため、来館者自体は少ないということがあり、利用者の利便性に供するため所蔵資料の電子化を推進している。図5-2はオーストラリア国立公文書館本館の外観である。



図 5-2 オーストラリア国立公文書館の外観

出典:

https://www.vertilux.com.au/wp-content/uploads/2015/01/National_Archives_of_Au stralia_1.jpg(参照 2015-01-10)

5.2.3 先住民と公文書館との関わり39)

公文書館において、オーストラリア先住民に関する事項としては、以下の3つの観点からサービスを展開している。まずは、オーストラリアにおける先住民情勢についてである。1910年代から1970年代までの先住民に関する公的記録を集中的に保存している。 記録の内容としては、特に植民地時代のことが多い。

また、オーストラリア国立公文書館は、先住民の人々がよりアクセスしやすいように 先住民への記録へのガイドを作った。一つの例としては、記録における先住民の名前リストの作成がある。先住民の名前リストの作成は、先住民が資料によりアクセスしやす くなるという利点を持つ。記録へのアクセスを行なうことや資料の証明を行なうことに は、先住民と記録の所有者との間で記録の所有権に関する交渉についての議論を必要と するために、先住民の記録への索引付けやガイドを作ることで、作品の同定が容易にな り交渉を円滑に行なうことが可能となる。オーストラリア国立公文書館は彼らの記録へ アクセスするためにこれらの州における人々を支援するためにビクトリア州、南オーストラリア州、北部準州における機関との理解の提案書(MOUs)を発展させた。

次に、北部準州分館における管理についてである。キャンベラや北部準州の先住民に関する幅広い記録を管理しており、管理している分野としては教育・健康・映画・農業・ 第二次世界大戦期の記録等が挙げられる。

最後に、オーストラリア政府によるその他の機能について述べる。北部準州分館で管理している教育・健康・映画・農業・第二次世界大戦期の記録以外の先住民に関する特定の記録を管理している。具体的には、マラリンガでの英国による核実験や1930年代の社会保障会議での先住民の年金嘆願書、オーストラリア国防軍での男性・女性の兵役等のテーマに関する資料が保存されている。各州・地域における先住民文化保護活動については、「7. 各州・地域における取り組み」で詳細に述べる。図 5-3 はオーストラリア国立公文書館北部準州分館の外観である。



図 5-3 オーストラリア国立公文書館北部準州分館の外観

出典: http://www.naa.gov.au/Images/Darwin-office-entrance-signage---250px_tcm1 6-35100.jpg, (参照 2015-12-31)

5.3 先住民文化保護に関連する組織・団体

本節では、先住民文化保護活動に関連する組織や団体について、その概要を述べる。

- 5.3.1 「オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアム(National and State Libraries Australia)」
 - (1) オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムの概要40)

本項では、オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムについて述べる。同コンソーシアムは、2009年に発足した。構成メンバーは、オーストラリア国立図書館及びニュージーランド国立図書館、オーストラリア各州の州立図書館と、2直轄地区図書館

の各図書館長である。構成員についてまとめたものを「表 5-1 オーストラリア国立・ 州立図書館コンソーシアムの構成員」に示す。

表 5-1 オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムの構成員

氏名	役職	所属				
Alex Byrne	Chair	State Library of New South Wales				
Bill Macnaught	Deputy Chair	National Library of New Zealand				
Margaret Allen		StateLibrary of Western Australia				
Vanessa Little		Libraries ACT				
Anne-Marie Schwirtlich		National Library of Australia				
Patrick Gregory		Northern Territory Library				
Janette Wright		State Library of Queensland				
Alan Smith		State Library of South Australia				
Jenny Rayne		State Library of Tasmania				
Justine Hyde		State Library of Victoria				
Kate Irvine	Executive	NSLA office				
	Officer					
Barbara Lemon	Program	NSLA office				
	Coordinator					
Aimee Said	Web	NSLA office				
	Coordinator					

典拠: http://www.nsla.org.au/member-libraries を元に筆者作成

このコンソーシアムには、各構成員が自主的に参加しており、活動の際には各州における図書館法や地域の法令に従っている。また、構成員としての契約は5年間である。主な構成員は、国立及び州立図書館もしくは直轄地区図書館に属している職員であるが、この構成員の全会一致を持ってそれ以外の図書館の職員も参加することが可能である。議長の任期は2年間であり、決議が割れた際には議長の判断が議会の決定事項となる。また、副議長には次期議長が就任する。議会における決定事項は、オーストラリア各政府機関へと伝達される。会議は原則年3回予定されている。会議場所は、各構成員が所属する図書館において、5年に1度の持ち回りで主催される。その際には、会場設営は主催する図書館が負担することになっている。

会費は毎年改訂され、一般的にオーストラリアの年間消費者物価指数(CPI)の変動

を反映したものとなっている。オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムは、プロジェクトをサポートするために、同意の上で追加の課徴金を拠出することができる。各メンバーは会費の支払い、任意の請求書の受領上の任意の追加課税を担当する。同コンソーシアムの会費のための請求は、合意された期間内に行なわれる。

執行役員は、コンソーシアム事業の議長および役員の責任者として参加している各図書館長への報告や、コンソーシアム事務所の管理を行なっている。執行役員はサービスに関する助言やプロジェクトの実行を通してワーキンググループを支援している。執行役員は議会メンバーとコンソーシアムメンバーの間での連携を強化している。

オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムによるプロジェクトやワーキンググループによるプログラム実行に関するガイドラインは、別途用意されている。また、電子およびハードコピーといった現在の記録は執行役員の管理下におかれる。オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムのアーカイブはオーストラリア国立図書館において管理されている。

(2) 先住民文化保護活動に関するワーキンググループ41)

オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムには、17 のワーキンググループが存在420し、その中には、先住民に関する事項を扱う「先住民(indigenous)」というワーキンググループがある。先住民グループは、オーストラリア先住民に関連する資料の管理を行うとともに、先住民を図書館職員として雇用することを支援している。また、より広範なネットワークや先住民に関する資料の管理、先住民コミュニティとの間での協議、先住民に関する資料アーカイブのデジタル化、およびサービス実施に関する政策立案を行なっている。先住民ワーキンググループについてまとめたものを「表 5-2 先住民ワーキンググループの構成員」に示す。

氏名	役職	所属
Sarah McQuade	project manager	State Library of Western
		Australia
Maxine Briggs		State Library Victoria
Antoinette Buchanan		Libraries ACT
Kerry Blinco		Northern Territory Library
Margy Rurn		National Library of Australia

表 5-2 先住民ワーキンググループの構成員

Cynthia Rowan		State Library of Queensland		
Paul Diamond	observer	National Library of New		
		Zealand		
Susanna Iuliano		State Library of Western		
		Australia		
Jenny Jerome		LINC Tasmania		
Lyndall Osborne		AIATSIS		
Jo Ritale		State Library Victoria		
Suzy Russell		State Library of South		
		Australia		
Chris Szekely	observer	National Library of New		
		Zealand		
Kirsten Thorpe		State Library of New South		
		Wales		
Damien Webb		State Library of Western		
		Australia		

出典:オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアム先住民グループメンバー http://www.nsla.org.au/projects/indigenous を元に筆者作成

オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアム先住民グループメンバーには、州立 図書館長やデジタル化推進課課長、大学及び研究所所属の研究員が参加している。この ことから、メンバーには所属する組織の中でも重要な役職に就いている職員が、ワーキ ンググループに参加していることが明らかとなった。

また、ワーキンググループの業務内容については以下の通りである。

- ・定期刊行物の発行
- プロトコルの作成
- ・国立・州立図書館コンソーシアム加盟図書館の事例紹介
- ・定例会議の開催
- ・口承資料を含む資料のデジタル化推進

(3) オーストラリア先住民コレクションのためのデジタル基盤43)

関連するワーキンググループとして「オーストラリア先住民コレクションのためのデジタル基盤 (Digital Infrastructure for Indigenous Collection)」がある。このワーキ

ンググループの主な役割としては、国立・州立図書館コンソーシアムと先住民コミュニティによる先住民コレクションへのアクセスや文化的遺産の収集を支援することにおけるデジタル基盤の必要性について調査をすることである。また、基盤改善のための提言も行なっている。オーストラリア先住民コレクションのためのデジタル基盤ワーキンググループについてまとめたものを「表 5-3 オーストラリア先住民コレクションのためのデジタル基盤ワーキンググループの構成員」に示す。

表 5-3 先住民コレクション・デジタル基盤ワーキンググループ

氏名	役職	所属	
Kerry Blinco	project	Northern Territory Library	
	manager		
Ross Duncan		State Library of Queensland	
John Geisjman		State Library of Western Australia	
Susanna Iulianno		State Library of Western Australia	
Prashant Pandey		State Library of Queensland	
Robin Phua		State Library of New South Wales	
Elizabeth Spencer		State Library of Western Australia	
Stewart Tait		State Library of New South Wales	
Kirsten Thorpe		State Library of New South Wales	
Damien Webb		State Library of Western Australia	

出典:オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムデジタルワーキンググループ http://www.nsla.org.au/projects/digital-infrastructure-indigenous-collections を元に筆者作成

以上のようなメンバーで構成されている。前述の先住民ワーキンググループに所属しているメンバーもいる。プロジェクトマネージャーを務める Kerry Blinco は、自身の所属する図書館において、デジタル推進課課長の職に就任しており先住民の資料のデジタル化の実際について豊富な知識を持っている。また、メンバーの中には Kirsten Thorpe のように、先住民の図書館利用に関する論文を発表している者もおり、先住民図書館利用について造詣の深いメンバーもいる。図 5-4 は、ワーキンググループの概念について表現したものである。



図 5-4 オーストラリア先住民コレクションのためのデジタル基盤ワーキンググループ の概念図

http://www.nsla.org.au/sites/www.nsla.org.au/files/styles/medium/public/Who%2Bt o%2Bturn%2Bto%2Bwhen%2Bthere%27s%2Btrouble_proj.jpg?itok=FP3PEs1s (参照 2015–11–07)

図には、伝統的な先住民のドリーミングのイメージと、Facebook やスマートフォンといったソーシャルメディアや通信機器が表現されている。オーストラリア先住民の知識や文化をデジタル化して利用者の利便性に供するという信念を表している。

5.3.2 「オーストラリア先住民図書館情報資源ネットワーク(Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network)」⁴⁴⁾

オーストラリア図書館情報資源ネットワークは、オーストラリア先住民コミュニティの情報需要に関するサービスを提供する職員や図書館で働く先住民のためのネットワークとして 1993 年に設立された。オーストラリア図書館資源情報ネットワーク設立の一部として、先住民コミュニティと内容と相互に作用するための適切な方法において図書館、公文書館、情報サービス部門へのガイドを提供するためのプロトコルを作成していた45。

オーストラリア図書館資源情報ネットワーク設立の 2003 年には、プロトコルの使用の範囲、または図書館情報サービス部門全体でプロトコルの有用性が認められ、使用される範囲も拡大したまた、プロトコル自体も 2005 年に内容が一部改訂されている。

オーストラリア図書館資源情報ネットワークの会議は、設立 1 年後の 1994 年から 2011 年までほぼ毎年、開催されていた。特に、2010 年 11 月にアデレードで開催され たオーストラリア図書館資源情報ネットワークの会議では先住民に関する資料をデジタル化するプロジェクトに関しての発表が目立った。オーストラリア図書館資源情報ネ

ットワークでは、こうした会議の成果を踏まえてワークショップやフォーラムも合わせ て開催している。

オーストラリア図書館資源情報ネットワークには、先住民文化保護活動や先住民サービスに関する人なら誰でも参加することができるが、参加には費用がかかる。オーストラリア図書館資源情報ネットワークのウェブサイトでは、フォーラムの様子や定期刊行物の概要についても知ることが出来る。

5.3.3 「オーストラリア先住民データアーカイブ(Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive)」 46), 47)

オーストラリア先住民データアーカイブは、先住民データに特化した信頼性の高いアーカイブであり、「シドニー工科大学(University of Sydney Technology)図書館」によって管理されている。このアーカイブは、「オーストラリアデータアーカイブ (Australia Data Archive)」の一部組織である。

オーストラリア先住民データアーカイブには、オーストラリア先住民研究を行う研究者によって作成されるデジタルデータが含まれている。オーストラリア先住民データアーカイブは、「オーストラリア国立データアーカイブ (Australian Data Archive)」に属している。オーストラリア先住民データアーカイブは、「オーストラリア国立大学 (Australian National University)」にある「オーストラリア国立計算機施設 (National Computational Facility)」で保管されている。

オーストラリア先住民データアーカイブは、先住民研究の専門家で構成される会議によって運営されている。オーストラリア先住民データアーカイブレファレンスグループはプロトコル作成に助言を与えた図書館、公文書館、博物館、研究領域からの幅広い専門家で構成されている。

オーストラリア先住民データアーカイブは研究過程において創造されたデジタルコンテンツの管理も行なっている。オーストラリア先住民データアーカイブは長期間の保存や先住民研究へのアクセスを保証している。オーストラリア先住民データアーカイブは、フィールドノート、歌やドリーミングといった音声情報、樹皮画まであらゆる形式のデータを管理している。オーストラリア先住民データアーカイブでデータを管理する職員は、情報管理や先住民研究、デジタル保存管理の専門家である。先住民やコミュニティへのデータの返還や、デジタル返還はオーストラリア先住民データアーカイブの使命の一つとなっている。また、オーストラリア先住民データアーカイブは、オーストラリア先住民の言語分布も公開している。図 5-5 は、オーストラリア先住民データアーカイブ先住民言語分布マップである。

図 5-5 オーストラリア先住民データアーカイブ先住民言語分布マップ

map search

Some of the datasets deposited with the ADA and ATSIDA relate to specific geographic sites. Use this map to search for research data from specific regions.



出典: http://www.atsida.edu.au/archive/map-search (2015-01-12)

図 5-5 では、ニューサウスウェールズ州の中で最大の先住民コミュニティであるウィラドゥリ(Wuradjuri)という先住民コミュニティについて検索した一例である。オーストラリア先住民研究所(AIATSIS)で用いられている言語コードとシソーラスの番号の表示に加え、どの言語グループに属しているのかについて表記している。

 $^{32)}$ "7-2 障害者権利条約実施の関係主体." 内閣府. http://www8.cao.go.jp/shoug ai/suishin/tyosa/h25kokusai/h7_07_02.html(参照 2015-01-04).

²⁹⁾ ビスカップ&グッドマン;中野捷三訳. オーストラリアの図書館. 日本図書館協会, 1988, 341p.

³⁰⁾前掲 29) p.80-82.

³¹⁾前掲 p.161.

³³⁾ "ユネスコ デジタル文化遺産保存憲章を採択." 国立国会図書館. http://current.ndl.go.jp/e137 (参照 2016-12-17).

³⁴⁾ "Charter on the Preservation of Digital Heritage." United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization.

http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=17721&URL_DO=DO_TOPIC&URL_S ECTION=201.html(参照 2016-12-16).

- ³⁵⁾ スティーブ・スタッキー. オーストラリア国立公文書館の役割. 政府機関の記録管理の観点から. アーカイブス. 2005, 18, p.14-25.
- ³⁶⁾ 前田裕美. カナダ・オーストラリアの国立公文書館による専門人材育成. アーカイブス. 2005, 21, p.72-77.
- ³⁷⁾ "オーストラリア連邦政府における電子媒体による公文書等の管理・移管・保存の取組みに関する調査結果報告." 国立公文書館.

http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/kondankai14sanko03.pdf, (参照 2014-12-09).

- ³⁸⁾ 塩満正哉. "オーストラリア・マレーシア国立公文書館について. " 国立公文書館. h ttp://www.archives.go.jp/about/publication/archives/pdf/acv_13_04.pdf, (参照 2014-1 2-09).
- ³⁹⁾ "Records about indigenous Australians." National Archives of Australia. http://www.naa.gov.au/collection/a-z/aboriginal-people-resources.aspx, (参照 2014-12-10).
- ⁴⁰⁾"About NSLA." National and State Libraries Australia . http://www.nsla.org. au/about-nsla(参照 2015-06-23)
- ⁴¹⁾ "Indigenous." National and State Libraries Australia . http://www.nsla.org.a u/projects/indigenous,(参照 2015-10-13).
- ⁴²⁾ "Projects and communities of practice." National and State Libraries Australia . http://www.nsla.org.au/projects/indigenous, (参照 2015-11-24)
- $^{43)}$ "Digital Infrastructure for Indigenous Collections." National and State Libraries Australia .

http://www.nsla.org.au/projects/digital-infrastructure-indigenous-collections,(参照 2015-11-24)

- ⁴⁴⁾ "About ATSILRN." Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network. http://atsilirn.aiatsis.gov.au/about.php(参照 2015-10-15)
- ⁴⁵⁾ Ros Kidd. Indigenous Archival Records at Risk. Australian Indigenous Knowledge and Libraries. 2005, 36(2), p.159-168.
- ⁴⁶⁾ "ABOUT." Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive.

http://www.atsida.edu.au/node/846, (参照 2015-11-30)

⁴⁷⁾ "AUSTRALIAN DATA ARCHIVE." Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive. http://www.atsida.edu.au/about-ADA,(参照 2015-12-01)

6. オーストラリアにおける先住民文化保護活動に関連するプロトコル

本章では、オーストラリアにおける先住民文化保護活動に関連する法規及びプロトコルについて紹介する。オーストラリアにおいて、国立及び州立図書館、国立公文書館及び公文書館は、先住民に関する資料の扱いについては、プロトコルに従い、サービスを展開している。本章で取り上げるプロトコルは、「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」、「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル(Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols)」、「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による見解(National Position statement for Aboriginal and Torres Strait Islander library service and collections)」、「オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル(Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive Protocols)」の4つである。

6.1 「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル (The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」⁴⁸⁾

「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」は、オーストラリア先住民図書館資源ネットワーク(Aboriginal and Torres Strait Islander Library, Information and Resource Network: ATSILIRN)によって 1995 年に発表されたプロトコルである。オーストラリア先住民図書館資源ネットワークは、1995 年にオーストラリア図書館協会(Australia Library and Information Association: ALIA)によって作られた団体である。

なお、「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル」 の内容については以下の通りである。

図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル

1. 管理と取り扱い

先住民に関する内容や知見を含む資料を持つ先住民にサービスを提供する図書館、公

文書館、情報サービス部門は管理や作業を先住民と共に行なうことを保証すべきである。このために、以下のことが推奨されている:

- 1.1 先住民をオーストラリアの伝統的な所有者や管理者として認めること
- 1.2 会議や委員会を含む提言機関の管理の権利を先住民に保証すること
- 1.3 政策の効果的な発展、受容、施行に先住民が関わることを保証すること
- 1.4 政策施行の見直しと効果的な評価を保証するための体系を発展させていくこと
- 1.5 先住民の知見を提供するために、組織的な変化を促進すること

2. 内容と知見

図書館や情報サービス部門の所有する記録や図書、画像やその他の資料の多くには、 先住民の文化や経験が含まれている。大規模な機関はコレクションに先住民の知識や文 化が含まれていることを認識すべきである。また、小規模な機関は大規模な機関に比べ て、コレクションに含まれる先住民の知識や文化に気がつきやすい傾向にある。先住民 やその関心に適切に応対するために、組織は以下の方針を考慮すべきである:

- 2.1 コレクションの発展や管理に関する先住民コミュニティに適切な方法で意見を求めること
- 2.2 先住民について、または、先住民による資料を入手することによってコレクションに均衡を保つようにすること
- 2.3 政府の公文書館の場合には、関係政府機関を通して先住民と協議すること 機関 は適切な入手に関する政策や資料の内容について先住民から助言を得るべきである
- 2.4 コレクションの有用性や存在を促進し、いかなる状況下においても管理アクセス のための説明を利用者に提供すること
- 2.5 先住民知識センターの発展を促進すること

3. 知的財産権

記録や図書、その他の文書資料の著者や出版社の利益は著作権法で保護されているが、文化のもともとの所有者である先住民の権利は保証されていない。そのために、組織は以下を遵守する必要がある:

- 3.1 文化的意識や文化的文書を取り巻く問題への関心を高めること
- 3.2 先住民の文化的知的財産権の専門的認識を発展させ、彼らの要請に応じて協議を 行なうこと
- 3.3 著作者人格権を含む先住民の文化的知的財産権を守るための方法を発展させるこ

4. アクセシビリティと利用

図書館やその他の資源センターの快適性について、先住民は常に意見を寄せてきた。 友好的なスタッフは先住民が施設を使用する際に威圧感や恐怖心を与えるような接し 方をしないことや、先住民が情報の探し方が分からない場合に劣等感を感じさせないよ うにしなければならない。組織は以下のようにすべきである:

- 4.1 適切な資源やサービスを決定するために先住民と協議を開始することによって先住民の必要とする資源やサービスの計画や実行をすること
- 4.2 可能な限り多くの役割に先住民を雇用すること、特に図書館・公文書館分野での雇用を進めること
- 4.3 組織の中で、先住民コミュニティとの連携を図るために先住民を雇用すること
- 4.4 職員と利用者の間の建設的な関係を育成することによってアクセシビリティを保証すること
- 4.5 先住民コミュニティにおける図書館、知識センター、公文書館、情報サービス部門を発展させること
- 4.6 先住民のための場所や資源を提供する際に、組織の施設の利用を推奨すること
- 4.7 居心地が良くふさわしい環境を作るために図書館、公文書館、情報サービスにおける計画立案、デザイン、設計に先住民も関わること

5.定義と分類

専門用語や主題の索引付けや分類システムは図書館や公文書館、情報サービスにおいて資料にアクセスしやすくするように設計されている。しかしながら、時代遅れで不適切な言葉は実際にはアクセスを妨げている。アクセスを改善するためには組織は以下のことをすべきである:

- 5.1 先住民や問題に関連する文書を記述するためにオーストラリア先住民シソーラス を使用すること
- 5.2 標準の記述的なツールやメタデータへの適切な変化を促進すること。不適切な主題については新たに主題を構築し、付与すること
- **5.3** 先住民の地理的、言語的、文化的識別名によって項目を描写する分類システムの 導入によってアクセスを改善すること
- 5.4 図書館、公文書館、情報サービス部門における資料の記述、目録や分類について

- は、必要に応じて地域、州、準州、国レベルで先住民と協議を行なうこと
- 5.5 先住民自身やコミュニティに関連する資料の記述や注解を付けるために先住民に 機会を与えること

6.秘匿すべき、もしくは神聖な資料や秘密

図書館、公文書館、情報サービスの資料のある部分には機密性があり、取り扱いに注意が必要なものがある。そうした資料は、規制目的や商業的、保護目的のために一定のアクセス規制をかけることを先住民コミュニティが必要としている。秘匿すべき資料は先住民にとって屈辱的なために隠されているわけではない。先住民にとって潜在的に不快な資料の扱いに関してはプロトコル7で述べられている。プロセスの実行を通してその資料が管理されるために組織は以下をすべきである:

- 6.1 秘匿すべき資料の識別や適切な管理実施の発展に、先住民コミュニティの代表と 一緒に協議を行なうこと
- 6.2 地域、州、国レベルで準拠集団と連絡を取り、効果的なメカニズムを発展させる ことによって協議や実行の過程を促進すること
- 6.3 熟練した図書館員や公文書館職員や先住民の代表で構成される関連団体の設立に 関与すること
- 6.4 現在の問題を取り上げ過去の調査を行うことによって、秘匿すべきもしくは神聖な資料の存在を積極的に認識すること
- 6.5 研究機関と関連のある関連団体との間で連携を図るための連絡グループを構成すること
- **6.6** 必要とされるアクセス制限を資料の閲覧にかけたり、最適な保存体制を整えたりすること
- 6.7 職員や利用者の双方にアクセスしやすい環境を作ること
- 6.8 神聖で秘匿すべき資料がデジタル環境で適切に管理されることを保証すること

7.不快性

図書館、公文書館、情報サービスが持つ資料に先住民にとって失礼となり得る資料が含まれていることを認識しなければならない。そのような資料は人種差別的、性差別的、軽蔑的で不当なもので間違っている場合がある。多くの例は、歴史的な資料であることが多いが、現代の資料にも含まれている。図書館、公文書館、情報サービス部門は責任を持って保存や資料へのアクセスを行なわなければならないが、同時に不快な資料の存在にも適切に反応しなければならない。対象とするコミュニティにおいて組織は以下の

ことを行なう必要がある:

- 7.1 所蔵資料が先住民にとって、どの程度不快なものとなるか認識すること
- 7.2 取り扱いに注意が必要な資料の扱いについて、先住民から助言を受けながら行なうこと
- 7.3 先住民との協議の間で不快な資料の扱いのための方針を構築すること

8.職員の配置

組織内において、先住民の雇用は組織的な文化を変えることができる。組織は以下の ことができる:

- 8.1 各組織の職員の背景における利用者やコミュニティの構成を反映することを目的とすること
- 8.2 先住民を採用し、昇進させることにアファーマティブ・アクションを講じること この責任は採用や昇進方針の発展において事前対策となるべき職員や教育的機関、専門 的組織を必要とする
- 8.3 先住民を任命する際に先住民の持っている知識が活かせるような職に就くことを認めること
- 8.4 適切な職場環境に先住民コミュニティから選ばれた先住民職員を登用すること
- 8.5 先住民職員が適切に教育を受け、支援されていることを確認すること
- 8.6 助言や研修のような支援を受けて管理職に先住民職員が登用されることを促進すること
- 8.7 先住民職員の文化的需要を認め、それに応じること
- 8.8 文化的多様性に全ての職員が対応できるような文化交流プログラムを実施し、またそれを発展させること

9.専門的実践の開発

図書館、公文書館、情報サービスは先住民関係の資料、先住民の職員や利用者を職員 が適切に対処できるように保証しなければならない。図書館、公文書館、情報サービス、 教育機関、専門的組織は以下のことを実践すべきである:

- 9.1 全ての段階の図書館や公文書館の教育や研修課程に先住民の資料や職員、利用者についての事項を含むようにすること
- 9.2 公的な資料を扱う全ての職員に対して多文化意識向上を促す研修を課すこと

- 9.3 目録作業、資料の収集、再配置、コレクション管理やその他の場面において先住 民問題に関する専門的実践のモデルを提供すること
- 9.4 設計と実施の双方に先住民を教育と研修プログラムに関与させることを保証すること
- 9.5 図書館や公文書館教育や研修で学ぶ先住民の学生に対して助言を行なうなどの支援を提供すること

10.先住民やその問題に対する関心

図書館、公文書館、情報サービスは先住民と非先住民との架け橋となることの出来る 機関である。こうした目的のために、組織は以下のことを実行する必要がある:

- 10.1 先住民や非先住民の文化や関心への意識を高めることを積極的に行なうこと
- 10.2 先住民やその組織によって作成された資料を積極的に受け入れること
- 10.3 口承や索引付け、複製プロジェクトやオンラインを通して先住民のコンテンツや 知見を強調すること
- 10.4 目的にするガイドや目標を見つけること、ツアーやウェブサイト、展示を通して 先住民に関連した所有物の利用や関心を促進すること

11.先住民の記録の複製と返還

公文書館や図書館はしばしば、先住民コミュニティが作成した原資料を所蔵していることが多い。コミュニティはある特定の記録に極めて重要性を置いており、コミュニティ内での複製や保存を要求するかもしれない。略奪や詐欺によって作成された、もしくはコミュニティのコントロールから外れてしまっている資料もある。こうした問題に対処するために、組織は以下のことを実施すべきである:

- 11.1 利用や保存目的のための特別な関連性のある記録の複製に関して協力的に対応すること
- 11.2 原型の複製への同意や先住民コミュニティの複製への対策が先住民との協議のもとで行われること
- 11.3 返還された資料の複製の所持を求めることに同意する一方で、複製が認められていない資料に関してはそうした行為を控えること
- 11.4 返還された資料に関する知識センターの計画・提供・管理について先住民コミュ

ニティへ援助を行なうこと

12.デジタル環境

先住民コレクションの増加はデジタル化プログラムを通してつくられたデジタルコレクションを含み、コレクションへのデジタルアクセスをも含むものである。デジタル化は文化的遺産資料と関係なく、バーチャル返還を可能にする技術である。先住民の資料のデジタル化は組織にとって、いささか複雑な問題を提示する。取り扱いに注意が必要な先住民の知識を含む資料について、先住民と西洋の知識システムの相違によって生じる資料の扱いに関する問題や、知的財産権について先住民と情報収集機関との間に生じる矛盾に対応していかなければならない。これらの問題に対処するために、組織は以下のことを実施すべきである。

- 12.1 先住民の知識や創造性、経験を保存するための方針、描写形式、形式の持続可能な選択を保証すること
- 12.2 先住民コミュニティへの返還の促進の意味合いとしてデジタル化やデジタルアクセスを実行すること、また将来の世代へと原型資料を保存すること
- 12.3 ウェブサイトを経由して利用できる関連したデジタルコンテンツについて先住民コミュニティと協議して運営すること
- 12.4 ウェブサイトやオンライン目録を通しての先住民の秘匿すべき資料へのアクセスができないようにすること
- 12.5 資料がデジタル化されて電子的に保存されている場合でも、先住民の文化的決まりに従って保存を行なうこと
- 12.6 デジタル化資料の作成、収集、管理を促進するために先住民と共同すること
- 12.7 オンライン環境におけるデジタルコンテンツの潜在的な利益と危険について情報収集機関のコレクション利用者に対して指導を行なうこと

以上のような規定で図書館や公文書館など、情報サービスに携わる機関の指針を提示している。オーストラリア国内においては、多くの図書館や公文書館が図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコルに従って、サービスを展開している。その一例としては、7.1.2 に述べるクイーンズランド州立公文書館がある。

6.2 「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル (Aboriginal and Torres

Strait Islander Library Resource Network Protocols) J 49)

オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコルは、先住民や政府機関、情報専門職によって作成された。先住民の歴史や遺産について収集された資料から歴史的に阻害されてきたということを認めるものである。1989年におけるオーストラリア先住民活動家であるヘンリエッタ・フォーマイル(Henrietta Formile)による論文で意識、アクセス、所有権や管理における緊張が明確に指摘された。この時期から図書館や公文書館への先住民の参加に変化が見られるようになった。先住民は、様々な理由から資料へのアクセスを図書館や公文書館に求めるようになった。その理由としては、新しい書誌を作成するため、先住民以外の人によって過去に書かれた文書を回収するためや、先住民の権利のために、土地やコミュニティについて調査を行うためといったことが挙げられる。

なお、プロトコルの目次については以下の通りである。

オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル

- 1 内容と知見
- 2 知的財産権
- 3 アクセシビリティと利用
- 4 資料の組織化に関する記述
- 5 秘匿かつ神聖な資料
- 6 侮辱的な資料
- 7 統治と管理
- 8 雇用
- 9 専門的実践のための教育と研修
- 10 先住民問題に関する意識
- 11 記録の複製と返還

このプロトコルの位置づけとしては、「6.1 図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」の簡易版である。

6.3「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による 見解(National Position statement for Aboriginal and Torres Strait Islander library service and collections)」 ⁵⁰⁾

このプロトコルは 2007 年に作成されたものであり、2014 年に一部内容が改訂され

た。「国立・州立図書館コンソーシアム先住民ワーキンググループ(National and State Libraries Australia Indigenous Working Group)」によって作成されたものである。 なお、内容については以下の通りである。

オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による見解

前文

国立・州立図書館コンソーシアムはオーストラリア先住民をオーストラリアの伝統的な所有者かつ管理人として認めている。また、伝統的な習慣や言語の略奪や浸食、コミュニティの離散や、子どもたちを家族から引きはがしたことが先住民の伝統的な故郷や言語、文化から次世代への繋がりを遮断したことを導いたということも認めている。国立・州立図書館は、コレクションやサービスが先住民の知見や需要に対応できるよう先住民サービスに関わるプロトコルを国内外で遵守することを約束している。

この見解はオーストラリア先住民への図書館サービスやコレクションへのアプローチや計画における国立、州立及び直轄地域を通した革新的なガイドである。政策や実践の発展の中核としてオーストラリア先住民の関心や需要、知見を取り入れている。また、認められたプロトコルに従ってコレクションの維持やサービスの提供における最も良い実践の基準を進行するべき主要な領域における発展を促進する。

国家による見解

国立・州立図書館は次の国内及び国際的プロトコルや政策的枠組みに関連がある。

- ・「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」
- ・「先住民族の権利に関する国際連合宣言(The United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」
- ・ 「オーストラレーシア国立・州立図書館(The National and State Libraries Australasia)」
- 「コミュニティのためのガイドライン (Guidelines for Working with Community)」

国立・州立図書館は次の主要な領域に焦点を当てた図書館や情報サービス部門に関する 基準を設置している。

- ・先住民や文化、言語、遺産に関連した存在するコレクションについて先住民に知らせ る権利
- ・先住民についての歴史、文化、言語に関する情報を反映した遺産資料についての使用 やアクセス提供の是非を先住民が決定する権利
- ・図書館や情報サービス部門を横断した適切な指示や協議事項を達成するために、全ての段階において先住民を含めること
- ・ 図書館や情報セクターの中に先住民職員の雇用を増加させるための戦略の発展
- ・先住民の図書館利用者のための問題への関心や知識を含めた全職員を横断した文化的 基準を作成すること
- ・文化や言語の維持及び復興を支援するために、先住民へとコレクション資料をデジタ ル返還するための戦略の発展

以上のような規定で国立図書館及び州立図書館が、先住民への図書館サービスを行な う際やコレクション管理についての指針を定めている。実際に、全ての国立図書館及び 州立図書館がこのプロトコルに従い先住民文化保護活動を行なっている。

6.4 「オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル (Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive Protocols)」⁵¹⁾

このプロトコルは 2008 年に成立したものである。オーストラリア先住民データアーカイブプロトコルは、研究データアーカイブの管理における最適な実践を行なうための3つの原理にまたがって作成されている。以下、その内容である520。

オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル

1 敬意

- ・オーストラリア先住民とその文化への敬意を払うこと
- ・データアーカイブにおける研究データの管理についてオーストラリア先住民の意思決 定を取り入れること
- ・オーストラリア先住民と研究者の権利や関心に敬意を払うこと

2 信頼

- ・データセットは安全で信頼性の高いデータアーカイブ内に保存されること
- ・強力な相互関係は先住民やコミュニティ、収集機関と形成される
- ・オーストラリア先住民データアーカイブに収集されるデータセットは文化的プロトコ

ルによる管理されること

先取権を持つ研究者の著作者人格権はオーストラリア著作権法に従って管理される。 とりわけ、以下の要素についてである。

- ・ 所有者の帰属権
- ・誤った所有者の帰属権に対する権利
- 所有者の誠実性の権利

3 契約

・オーストラリア先住民データアーカイブは研究プロジェクトにおける記述された先住 民の知識の返還を確実にすることを求めること

・オーストラリア先住民データアーカイブは資料へのアクセスを確実なものにする設備 を提供すること

なお、オーストラリア先住民データアーカイブプロトコルは、上記の原理以外にも返還や資料のアクセスや状況、利用に関しても詳細に記述している。また知的財産権に関してや侮辱的な資料の扱いについても記述している。

オーストラリア先住民データアーカイブプロトコルは、6.3 「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル (The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」を参考にして作成されたプロトコルであるため、その内容に関しても同様の記述が多いという特徴がある。

⁴⁸⁾ "Welcome to the ATSILIRN Protocols for Libraries, Archives, and Information Services." Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network. http://atsilirn.aiatsis.gov.au/protocols.php,(参照 2015-12-23)

⁴⁹⁾ "Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols." WIPO.

http://www.wipo.int/export/sites/www/tk/en/databases/creative_heritage/docs/atsilir n_protocols.pdf,(参照 2015-09-05)

⁵⁰⁾ "National Position statement for Aboriginal and Torres Strait Islander library service and collections." National and State Libraries Australia Indigenous Working Group.

http://www.nsla.org.au/sites/www.nsla.org.au/files/publications/NSLA.Indigenous_position_statement_2014.pdf, (参照 2015-12-22)

⁵¹⁾ "Protocols for Libraries and Archives." Indigenous Archives Network. http://indigenousarchives.net/resources/protocols/,(参照 2015-12-24)

 $^{52)}$ "ATSIDA PROTOCOLS." Aboriginal and Torres Strairt Islander Data Archive. http://www.atsida.edu.au/protocols/atsida, (参照 2015-12-25)

7. 各州・地域における先住民文化保護に関する取り組み

この章では、オーストラリアの各州・各地域における州立図書館や公文書館の先住民文化保護活動の実態について述べる。下の表は、オーストラリアの各州・各地域の図書館での先住民へのサービスの実施状況についてまとめたものである。同時に、各州の先住民の全人口に占める割合についてもまとめている。表内の地域名の略称については、QLD(クイーンズランド州)、NSW(ニューサウスウェールズ州)、WA(西オーストラリア州)、TAS(タスマニア州)、VIC(ビクトリア州)、SA(南オーストラリア州)、NT(北部準州)、AUT(首都特別地域)となっている。

表 7-1 各州・地域における図書館・公文書館の先住民へのサービスの状況と先住民の人口に占める割合

州名・地域名	QLD	NSW	WA	TAS	VIC	SA	NT	AUT
図書館におけるサービスの 有無	0	0	0	0	0	0	0	0
公文書館におけるサービス の有無	0	0	0	0	0	0	0	0
人口に占める先住民の割合 (%)	3.5	2.5	2.5	2.5	0.7	1.9	26.8	0.5

いずれの州・地域においても先住民へのサービスを実施していることが明らかになった。

7.1 クイーンズランド州

本節では、クイーンズランド州の図書館および公文書館の先住民文化保護活動について述べる。

7.1.1 クイーンズランド州立図書館

クイーンズランド州立図書館およびクリル・デュハガン (kuril dhagun) については、2013 年 9 月 16 日~20 日にかけて現地調査を実施した。

クイーンズランド州立図書館及びクリル・デュハガンの開館時間については、以下の通りである 53 。

① クイーンズランド州立図書館:

月曜~木曜日 午前 10 時~午後 8 時金曜~日曜日 午前 10 時~午後 5 時

② クリル・デュハガン:

月曜~金曜日 午前10時~午後5時(土日は休館)

また、実施しているサービスについては、以下の通りである。

- ・関連する専門部署名:先住民諮問委員会 (Indigenous Advisory Group)
- ・専門部署による主なサービス:クイーンズランド州内の各図書館へのアドバイス
- ・図書館によるサービス:プログラム・学習支援・資料保存・デジタル化・レファレンス・資料提供・コレクション・先住民知識センター・電子機器利用講習会

(1) クイーンズランド州立図書館の概要

クイーンズランド州では、1943年の図書館法制定により、クイーンズランド州図書館理事会(Library Board of Queensland)が設置され、クイーンズランド州図書館理事会のもとに設置されたクイーンズランド州立図書館は、理事会の指導のもと蔵書数を増やした。

1946 年にクイーンズランド州図書館理事会は、オックスレー記念オーストラリア関係資料文庫をクイーンズランド州立図書館に改称した。1948 年に図書館のない地域向けサービスを展開する部署として地方サービス部を設け、サービスを展開した。また、1956 年には児童サービスを開始したが、当初は遠隔地に住む児童向けのものであった。

1980年まで館外貸し出しサービスは行われていなかったが、翌年から無料貸し出しサービスを展開し、現在に至るまで続いている。

州立図書館内で先住民へのサービスを行なう際には、先住民族諮問委員会から各図書館 へ助言が与えられている。以下、サービスの内容について詳細を述べる。

クイーンズランド州立図書館が提供する先住民に対する公共図書館サービスは、クリル・デュハガンと先住民知識センターが主導する。本項では、州立図書館が2008年より開始している先住民の文化や芸術を保護および継承していくとして始められた「文化への愛(CULTURE LOVE)」、先住民諮問委員会について言及する。

クイーンズランド州立図書館は、オーストラリア国立・州立図書館コンソーシアムの 定める「アボリジナルおよびトレス海峡諸島民に対する図書館サービスやコレクション についての国家政策の枠組(National Policy Framework for Aboriginal and Torres Strait Islander Library Services and Collection)」を定めている⁵⁴⁾。アボリジナルおよ びトレス海峡諸島民に対する図書館サービスやコレクションについての国家政策の枠組とは、オーストラリア国立図書館や各州立図書館に対して、オーストラリア先住民に対する図書館サービスの発展やコレクション管理についての協議事項である。

また、クイーンズランド州立図書館は、独自に、先住民族の言語や文化を維持および 管理していくための条項を作り、それに従い図書館サービスを提供している⁵⁵⁾。

(2)「文化への愛(CULTURE LOVE)」⁵⁶⁾

ョーク岬とトレス海峡のような遠隔地の先住民コミュニティの子どもたちや若者向けの芸術・文化に関するプログラムは、従来、学校の休暇期間中にはほとんど行われていなかった。「文化への愛」は、自らが主体となり作品を作るプログラムであり、もしくは、芸術家としてのキャリアを積むための経験をするためのプログラムでもある。地域社会での創造的な成果を促進するために、コミュニティに住む先住民の子どもや若者に、芸術活動に従事する機会を提供するプログラムとして 2008 年に考案された。

「先住民知識センター(Indigenous Knowledge Centres: IKCs)は、地域社会が所有する既存の文化空間として、「文化への愛」を行うための場と位置づけられた。先住民知識センターは芸術活動に地元の子供たちや若者が参加する可能性があると見ていた。先住民知識センターは、文化的なプログラムを行うために資金を「アーツ・クイーンズランド(Arts Queensland)」から得ている。

2009 年 1 月に、先住民知識センターが、トレス海峡にあるダーンリ島(Darnley Island)やクイーンズランド州のホープ岬(Hope Vale)で、学校の休暇中に行われた。 プログラムが発展するにつれて、子どもたちや若者が興味を抱き、プログラムに参加する人数が増えた。

プログラムは、健全な芸術や文化活動を行うことで、参加した児童や若者の自尊心の 育成に貢献し、子どもや若者に地域社会との連帯感を与えることに寄与している。「文 化への愛」は芸術や文化を通して、社会、地域社会や組織を結びつけるプログラムとし て認識されている。

(3) プログラムの概要

「文化への愛」は、コミュニティの所有権と持続可能性の原則に基づいて、コミュニティ開発モデルにより運営されている。

クイーンズランド州立図書館の職員と先住民知識センターのコーディネーター間で、「文化への愛」のプログラムに、現地の文化を取り入れるための協議が行われている。 この協議によりプログラムにおける芸術や文化活動は、子どもや若者、地元の芸術家や ボランティアを巻き込んで行うことが決定された。世代間の交流を主流にした芸術表現 の多様性についてのワークショップを行っている。このワークショップは、文化的物語 やコミュニティの言語を解釈することが含まれる。地域と連携しながら、ワークショッ プは開催されている。

クイーンズランド州立図書館員と先住民知識センターのコーディネーター間での協議から、クイーンズランド州立図書館の職員による研修とスキルの開発と指導を提供することが決定された。先住民知識センターのコーディネーターは、宣伝、クイーンズランド州内でボランティアを含む 18 歳未満の子どもに対する仕事に従事する際に必要である「ブルーカード (blue card) 57)」の管理、参加記録、契約、請求書、子どもたちの健康や安全、同意書、そして知的財産権の管理を含む全てのプロジェクト管理を行っている。このプロジェクト管理には、クイーンズランド州立図書館の職員も携わっている。

先住民知識センターのコーディネーターがプログラムの評価および報告提供する上で、プログラム開催を委託したアーティストやファシリテーターと連携を取っている。 正式な評価は、通常、最終日に行われ、プログラムを改善するために、多くのアイデアを文書化して、「文化への愛」モデルの継続的な設計に使用している。

(4)「文化への愛」実施により得られた効果

個人やコミュニティにおける芸術の重要性を実証する研究により、多くの遠隔地や都市の学校において、芸術に関する資源が不足していることが明らかになった。というのも、一般職の小学校教員の芸術の研修は、多くの場合、最小限にしかなされず、十分な研修を受けることが出来る学校は少ないからである。芸術はリテラシー、会話能力、筆記能力といった能力を向上させる。同時に、芸術は、批判的分析と問題解決能力を向上させるための強力な媒体である。このような経緯から、図書館主導の芸術を主眼においたプログラムの重要性が高まり、学校現場との連携が行われるようになってきている。

(5) 先住民諮問委員会(Indigenous Advisory Group)58)

先住民諮問委員会(Indigenous Advisory Group)は、アボリジナルやトレス海峡諸島民といったオーストラリア先住民に対する図書館サービスの提供や、図書館サービスの方針について提言を行う組織である。現在は、11人で構成されている。いずれの構成員も、先住民の文化に造詣の深い大学教員や、先住民で構成されている。それぞれの構成員の紹介については、当該ホームページに詳細に記述されている。先住民族諮問委員会の構成員と主な現在の所属機関について、表7-2にまとめた。

表 7-2 先住民族諮問委員会と主な現在の所属機関

氏名	所属機関			
Grace Sarra	• Indigenous Advisory Committee for the Australian			
(先住民族諮問委員会委員	Council for Educational Research (ACER)			
長)	· Aboriginal and Torres Strait Islander Advisory			
	group for the Australian Curriculum, Assessment			
	and Reporting Authority (ACARA)			
	· the equality committee at the Queensland			
	University of Technology			
	· YuMi Deadly Centre at the Queensland Universit			
	of Technology			
Max Lenoy	· Queensland Indigenous Arts and Making Export			
	Agency Advisory Committee			
	· Journal of Indigenous Issue and Editorial			
	Committee			
Janette Wright	· State Library of Queensland			
Yvette Holt	· Indigenous Creative Writing at the Australian			
	Centre for Indigenous Knowledges and Education			
Nancy Dorothy Bamaga	· Black Drum Production			
	· Board of Aboriginal and Torres Strait Islander			
	Women's Legal Advocacy Service			
	National Indigenous Arts Cultural Authority			
	• Regional Arts Council Reference Group			
	• Nguin Warrup LTD			
Geraldine Carter				
Tracey Pickwick	· Senior Indigenous Relations Officer at Arrow			
	Energy			
Joann Schmider	· ComUnity ACETs Pty Ltd			
Bridget Ann Garay	· Journey Forward			
Rose Elu	· Relationships Australia Queensland			
Kerry Charlton	Forde Foundation Board of Advice			
	National Aboriginal and Torres Strait Islander			
	Ecumenical Commission			

· National Council of Churches Australia

出典:http://www.slq.qld.gov.au/about-us/corporate/library-board/iag を元に筆者作成

メンバーの構成員は、クイーンズランド州立図書館員を中心に、クイーンズランド州 政府における先住民に関する部門に所属する者、クイーンズランド工科大学やその関連 組織といった研究機関、またその他にも先住民に関する事業を行う民間企業に所属する 者を中心に、多様な背景を持つ者で構成されていることが明らかになった。

7.1.2 クイーンズランド州立公文書館

本項では、クイーンズランド州立公文書館の概要及び先住民文化保護活動について述べる。

(1) クイーンズランド州立公文書館の概要59)

クイーンズランドランド州立公文書館の開館時間は以下の通りである60)。

・ 月曜~金曜日 午前9時~午後4時30分(但し、祝祭日及び年末年始期間は除く)

クイーンズランド州立公文書館は先住民が記録によりよくアクセスできるようにガイドを作成した。南オーストラリア州立アーカイブ先住民アクセスチームは先住民の名前と先住民に関する情報を収集し、先住民の名前の索引を作成するプロジェクトを開始した。

それ以外にも、ニューサウスウェールズ州立公文書館が1997年に初めて研修生と先住民へのより良いサービスを提供するために先住民連携アーキビストの制度を設立した。クイーンズランドでは、専門職として1人の先住民アーキビストを雇用している。これにより、先住民の専門職は関連した記録の同一化や先住民コミュニティからの信頼を得ることにおいてコミュニティにおける幅広い関係を築くことができるという利点がある。クイーンズランド州立公文書館は「科学情報技術革新省(Department of Science, Information Technology and Innovation)」が管轄している。図7-1はクイーンズランド州立公文書館の外観と位置についての図である。



図 7-1 クイーンズランド州立公文書館の外観と位置についての図 http://www.archives.qld.gov.au/Researchers/Pictures/MainEntrya_Lrg.jpg (参照 2015-01-05)

また、クイーンズランド州立公文書館では以下のような指針でサービスを展開している 61)。

- ・ 政府記録の作成、管理、廃棄、保管・保存を規制する基準の創設
- ・ 調査を実施し、製造、管理についての公的機関へのアドバイスを提供し、公的記録の保存を行なう
- ・ 方針、基準およびガイドラインは、公的機関が立法や政策の枠組みの遵守することを求めている
- ・ 公的記録の処分を承認 アーカイブ政府の記録は、政府とクイーンズランドにアク セス可能であることを保証し、永久的記録管理施設の提供している

クイーンズランド州立公文書館は、「公文書館法(Public Record Act 2002)」に従って、サービスを展開している。また、サービスに関して助言を行なう機関としては「クイーンズランド州立公文書館報告委員会(the Public Records Review Committee)」が挙げられる620。図 7-2 はクイーンズランド州立公文書館組織の構成である。

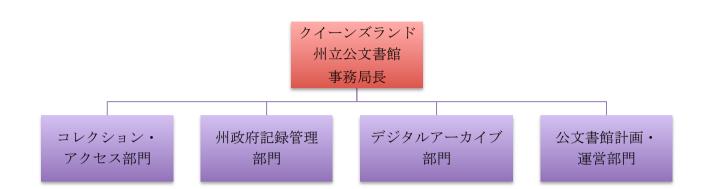


図 7-2 クイーンズランド州立公文書館組織の構成

http://www.archives.qld.gov.au/About/PublishingImages/Org-chart.gif を元に筆者作成

代表機関のもとで、主に4つのユニットに分かれてサービスを展開しているということが分かる。

クイーンズランド州立公文書館は、図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」、「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル(Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols)」を遵守してサービスを行なうことを宣言している。

(2) 先住民サービス63)

クイーンズランド州立公文書館における先住民サービスの主なサービスは先住民レコードの記録である。先住民に関する情報はアクセス制限が掛けられているものがあり、閲覧の際には事前に関連する政府機関からの許可が必要となる。また、館内の閲覧は「閲覧室(Public Search Room)」で可能であり、12歳以下の子どもは単独では利用するこ

とができない。15年・30年・65年・100年という間隔で記録を管理し、その都度資料のアクセス制限について検討を行なっている。

先住民文化保護活動を主導しているのは、クイーンズランド州立公文書館内の「オーストラリア先住民パートナーシップグループ(Department of Aboriginal and Torres Strait Islander Partnerships⁶⁴⁾)」であり、特に先住民の歴史に関する事項については「オーストラリア先住民家族史グループ(Aboriginal and Torres Strait Islander family history⁶⁵⁾)」が担当している。

記録管理の他には、オーストラリア先住民研究所が編纂している展示を館内で行なっている。また、先住民文化保護活動に関連する協力機関一覧は以下の通りである。

- Border Police and Native Police
- Colonial Secretary's Office
- Home Secretary's Office
- Northern and Southern Protectors of Aboriginals
- Office of the Chief Protector of Aboriginals
- Office of the Director of Native Affairs
- Department of Aboriginal and Islander Affairs
- Department of Aboriginal and Islander Advancement
- Department of Community Services
- Department of Community Services and Ethnic Affairs
- Department of Family Services and Aboriginal and Islander Affairs
- Family Services and Aboriginal and Islander Affairs Department, Aboriginal and Islander Affairs Division
- Department of Families, Youth and Community Care
- Office of Aboriginal and Torres Strait Islander Policy
- Department of Aboriginal and Torres Strait Islander Policy and Development
- Department of Aboriginal and Torres Strait Islander Policy
- Department of Communities

先住民政策に関わる政策立案に携わる政府関連機関が多い。先住民コミュニティの中における雇用や児童福祉サービスを含む福利厚生に関わる機関も参加していることが明らかになった。

7.1.3 クリル・デュハガン (kuril dhagun) 66)

(1) クリル・デュハガンの概要

クリル・デュハガンとは、現地の言葉である Turrubul/Dippil 語で水ネズミの場所を表す。クイーンズランド州立図書館においては、2006 年よりクリル・デュハガンという専門的な機関を設置して先住民に対する図書館サービスを行っている。場所はクイーンズランド州立図書館の1階にある。図 7-3 は、クリル・デュハガンの外観である。



図 7-3 クリル・デュハガンの外観 筆者撮影

先住民族の文化を後世へと伝えることを目的として、口承や舞踊といった無形の文化を展示やインターネットを用いて一般に広く公開している。また、独自にアボリジナル及びトレス海峡諸島民への図書館サービスの基準という基準を設け、それに従い、図書館サービスを提供している。クイーンズランド州立図書館は、コレクションの方針についてのガイドラインや、200種類以上にのぼる先住民の言語の維持・管理についてのガイドラインなど、様々な基準や方針のもとで、先住民サービスを行っている⁶⁷⁾。また、クリル・デュハガンや先住民知識センターでは以下のような理念のもと、先住民サービスを提供している。

- ・ 新しい技術、リテラシー、学びを通してコミュニティを強化すること
- ・ 地域の知識、文化そして伝統を包括すること
- ・ 豊かで活動的な先住民の世界からの経験を共有すること

今回現地調査に赴いた際には、州立図書館全体でクイーンズランド・バンド文化 (QUEENSLAND BAND CULTURE) というクイーンズランド州での音楽文化に関するイベントを開催しており、クリル・デュハガンにおいても先住民の音楽家の活動についての展示を行っていた。

クリル・デュハガンにおいては、月曜日から金曜日まで午前 10 時から午後 4 時にかけて専門スタッフが常駐して、利用者の疑問に答えられる体制が整っている。

(2) クリル・デュハガンの開催するイベント 図 7-4 は、常設展示の様子を示したものである。



図 7-4 常設展示の様子

筆者撮影

クリル・デュハガンで行われているイベントは以下の通りである。

- ・たき火の夕べ(A Night by the fire)…毎週第1火曜日開催。クリル・デュハガンに 隣接して屋外に設置されたスペースにおいて、キャンプファイヤーを囲み、芸術家や俳優など先住民文化に関係のある人物を招き、文化や政治、自身の生活について語りあうイベント。
- ・ヤーニン・タイム(Yarnin'time)…毎月第二水曜日開催。先住民の自分たちの生活や歴史を共有しあう。活動家や歌手などたき火の夕べと同様に先住民文化に造詣の深い人物を招いて、講演会や意見交換を行う。
- ・メリークリスマス (Murri Claus) …クリスマスの時期に行われるクリスマスを祝うためのイベント。
- ・常設展示(Exhibitions)…先住民のコレクションを通した文化や知識、クイーンズランド州の先住民とトレス海峡諸島民の歴史における先住民の展望について展示して

いる。

開催されているイベントについては、上記のクリスマスを祝うためのイベントに加え 5月 27日~6月 3日に行なわれる「和解週間(Reconciliation Week) $^{68)}$ 」や「国民先住民の日式典委員会(National Aboriginal and Islander Day Observance Committee: NAIDOC)」に関するイベントも行われている。図 7-5は、特別展示の様子を表したものである $^{69)}$ 。





図 7-5 特別展示「クイーンズランド・バンド文化 (QUEENSLAND BAND CULTURE)」

筆者撮影

(3) クリル・デュハガンの設備について70)

クリル・デュハガンは、(2)で述べたイベントに加え、集会やワークショップ、出版発表会のように、利用者の用途に合わせて利用することができる。クリル・デュハガン内にある設備については、以下の通りである。

- ・ロリス・ウィリアムス・ルーム(Loris Williams Room)…ワークショップ、セミナー、コミュニティの会議など、私的な会議スペース。
- ・トーキング・サークル(Talking Circle)…屋外に設置された炉を持つスペース。たき火の夕べやヤーニン・タイムが行われる。主に、先住民の知識や経験を分かち合うイベントに使用される。先住民が車座になり、話し合う機会を設けたり、それぞれの民族についての知識を共有したりする活動場所で、クリル・デュハガンに隣接されている。先住民の文化は口承で伝えられるものであり、文字を持たない。そのため、資料においては、その発音にアルファベットをあてて記述している。図書館利用者が価値のある知識は、家族や友人など、親しい間柄から伝えられたものであることを再確認し、先住民の伝統を後世へと自分たちの伝統を伝えることができる。

- ・クリル・デュハガン・アクティビティエリア(kuril dhagun Activity Area)…クリル・デュハガンの中央に位置する空間。ロリス・ウィリアムス・ルームで行われるイベントよりも規模が大きい場合に使用される。
- ・閲覧室(Reading Space)…情報交換の場所。先住民知識センターやクリル・デュハガンに関する掲示やパンフレットを閲覧することが出来る。
- ・視聴覚室 (Media Space) …視聴覚展示を行っているスペース。

図 7-6 は、トーキング・サークルについて、図 7-7 は、クリル・デュハガンアクティビ ティエリアについて示したものである。



図 7-6 トーキング・サークル いずれも筆者撮影

図 7-7 クリル・デュハガンアクティビティエリア

いずれのスペースも広く開放的な作りになっており、利用者が自由に利用することができる。

7.1.4「先住民知識センター (Indigenous Knowledge Centres)」

(1) 先住民知識センターの概要71)

クイーンズランド州においては、遠隔地に設置された先住民知識センターとの連携も 緊密に行われている。

クイーンズランド州立図書館はオーストラリア先住民が排除され、彼らの権利が疎外されてきたことを認めた。2002 年に公共の向上、遠隔地域における先住民知識センターの設立に焦点を当て、先住民への図書館サービスに関する方針を打ち立てた。クイーンズランド州立図書館は、先住民の雇用や訓練の機会を増やすことを念頭に置いている。2008 年までに、クイーンズランド州立図書館は現地の先住民コミュニティとの提携で17 の先住民知識センターを設置した。

先住民知識センターは、伝統的な図書館サービスを提供するとともに、地域社会を維持する場として機能するコミュニティスペースである。初期費用に加え、クイーンズランド州立図書館は、先住民知識センターに対する研修と開発支援をすることを決定した。 口承形式とデジタル形式の双方で、先住民の知識を保存および共有している。

クイーンズランド州立図書館は、2006 年に自館に最初の先住民知識センターとして クリル・デュハガンを設置した。クイーンズランド州における先住民の知識を伝統的ま たは現代的な手法で表現している。州立図書館はアボリジナルおよびトレス海峡諸島民 に対する図書館サービスやコレクションにおける国家政策の構想の発展に尽力してき ただけでなく、政策や和解に関する戦略を推進した。文化的な儀礼、言語の保存および 維持を行っている。また、図書館情報部門における雇用と研修を実施している。

2006 年には、トレス海峡諸島民で、「ジャンバナ先住民学びの家(Jumbunna Indigenous House of Learning)」のディレクターであるシドニー工科大学のマーティン・ナカタ(Martin Nakata)による北部準州における図書館と先住民知識センターの評価が示された「20)。北部準州以外の地域にも適用できる可能性を持っているという評価が下された。先住民の知識を通じてコミュニティ構築の目標を支援するためにコミュニティ中心の情報や知識および言語を保護している。先住民知識センターはまた、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアに設立され、絶滅の危機にある文化や言語を再興することや経済成長、先住民の計画立案や発展に貢献している。

(2) 先住民知識センターで行われているプログラムの一例

先住民知識センターでは、遠隔地における公共図書館としての役割を担う他に、利用者の余暇を充実させるためのプログラムを開催している。対象とする年齢層は子どもから高齢者までと幅広く対応している。例えば、子ども向けのサービスとして、絵本の読み聞かせといったサービスに加え、「放課後(After School)」というイベントで、先住民知識センター内でお面を作り楽しむことを通し、子どもが先住民知識センターを利用する機会を作っている「3)。 先住民と非先住民の情報格差解消のために iPad やコンピュータの使用方法について無料で教えるプログラムを定期的に開催しており、利用者も年齢を問わず積極的に参加している。また、先住民知識センターでの活動の様子は、Facebook 「4)やブログで知ることが出来る。

7.2 ニューサウスウェールズ州

本節では、ニューサウスウェールズ州の図書館および公文書館による先住民文化保護 活動について述べる。

7.2.1 ニューサウスウェールズ州立図書館

(1) ニューサウスウェールズ州立図書館の概要

ニューサウスウェールズ州立図書館の開館時間については、以下の通りである75)。

月曜~木曜日:午前9時~午後8時

金曜日:午前9時~午後5時

土曜・日曜日:午前10時~午後5時

ニューサウスウェールズ州立図書館で実施しているサービスは、以下の通りである76)。

・ 関連する専門部署名: State Library of NSW Indigenous Unit

・ 専門部署による主なサービス: 資料保存(非文字資料も保存の対象となる)

・ 図書館によるサービス: 資料保存・研究者への支援・コレクション・情報検索

(2) 先住民サービス

ニューサウスウェールズ州立図書館における InfoKoori⁷⁷⁾は、2週間ごとにオーストラリア先住民研究所が発行する先住民の新聞である *Koori Mail* の索引である。 InfoKoori は *Koori Mail* を元に作成されたウェブ上の索引システムであり、この索引には雑誌からの伝記体の情報も含まれている。なお、*Koori Mail* はインターネット上で閲覧することが可能である。図 7-8 は *Koori Mail* のトップページである。



Tuesday, 26 January 2016 4:57 am

Subscribe Today!







Indigenous
Governance
Awards 2016

Avairable Subscriptions

Are you kicking Apply now www.recond

図 7-8 Koori Mail のトップページ

出典: http://koorimail.com/ (参照 2015-01-06)

その他に先住民に関する雑誌として $Our\ Aim(1907-1961)$ や $New\ Dawn(1970-1975)$ 、Identity(1971-1982)が発行されていた。同様に、先住民の図書館員はコレクションの中の先住民の資料へのアクセスの支援も行なっている。図 7-9 はニューサウスウェールズ州立図書館の外観である。



図 7-9 ニューサウスウェールズ州立図書館の外観

http://www.arts.nsw.gov.au/wp-content/uploads/batch2/Mitchell-Library_exterior-1 3-440x319.jpg(参照 2015-12-25)

ニューサウスウェールズ州立図書館における先住民サービスチームは、州内の先住民コミュニティと協力して先住民の文化的資料の管理や保存を補助する活動を行なっている。チームの役割の一つとしては、図書館サービスやコレクション構築を進めることが挙げられる。近年、ニューサウスウェールズ州立図書館では、地域の先住民の言語に関する資料を収集するプロジェクトを進めている。このプロジェクトは「先住民言語再発見プロジェクト (Rediscovering Indigenous Languages)」と題されている78)。

2011 年より、先住民の言語に関連した資料を積極的に収集している。その目的は、 先住民の言語に関連する資料を収集しリストを作成すること、先住民の文化や伝統に対 して一般的な図書館利用者に関心を持つ機会を与えること、学校のカリキュラムや研究 資料として利用することである。言語学者マイケル・ワルシュ(Michael Walsh)の協 力のもと、現在では 100 の言語に関連した資料のリストを作成する段階にまで至って いる。

ニューサウスウェールズ州立図書館では、2015 年 7 月より「先住民諮問委員会 (Indigenous Advisory Board)」を設立した。メンバーは、州立図書館員と、図書館議会の議員から構成されている⁷⁹⁾。さらに、ニューサウスウェールズ州における公的機関が発表した「先住民雇用計画(NSW Public Sector Aboriginal Employment Strategy 2014・2017)」に従い、サービスを展開している⁸⁰⁾。先住民職員を魅了すること、先住民職員を雇用すること、キャリア支援をすること、先住民の文化的コンピテンシーを改善すること、先住民が働きやすい職場作りをすること、という4つの視点から計画は構成されている。この計画は、「2013 年政府機関雇用法(Government Sector Employment Act 2013)」施行により、先住民の雇用環境を改善することを目的として策定された計画である。

7.2.2 ニューサウスウェールズ州立公文書館

(1) ニューサウスウェールズ州立公文書館の概要 81 ニューサウスウェールズ州立公文書館の開館時間は以下の通りである 82 。

月曜~金曜日:午前9時~午後5時

土曜日:午前10時~午後4時

ニューサウスウェールズ州立公文書館が州の記録管理維持を行なう権限を持ち、州のコレクション管理と公的な記録の管理に関する規則を設定している。予算外の州政府の記録リポジトリは、公的部門に対する記録保存サービスを提供している。州立公文書館は「金融・サービス・技術革新省(Department of Finance, Services and Innovation:

DFSI)」の管轄下にある。

正式名称は State Records Authority of New South Wales であり、「1998 年州立公文書館法(State Record Act1998)」のもとでサービスを展開している。

先住民文化保護活動に関連する顧問機関は、以下の通りである。

- · State Records' Community Advisory Committee (2000)
- The Digital Records Advisory Committee (2007)

また、公文書館の記録管理や、管理が乏しい資料に対する不満の受付もメールフォームにて受け付けている。オンラインアーカイブの形式を充実させている。図 7-10 はニューサウスウェールズ州立公文書館の館内である。



図 7-10 ニューサウスウェールズ州立公文書館の館内 http://www.sl.nsw.gov.au/images/research/ml_rr_260.jpg (参照 2015-01-05)

(2) 先住民サービス83)

先住民サービスとしては先住民文化に関する資料の管理や保存を行っている。また、先住民の利用者のために「先住民に関するガイドやリーフレット(Guides and leaflets to Indigenous records)」を提供している。「先住民に関するガイドやリーフレット(Guides and leaflets to Indigenous records)」は、1982年にニューサウスウェールズ大学のロバート・ローリーが始めたものに由来する。今日に至るまで、ニューサウスウェールズ州立公文書館職員の手によって、先住民に関するガイドやリーフレットに関しては加筆・修正が行なわれてきた。1880年代の先住民の戸籍や名前に関する公的記録や会議録、写真についても詳細を調べることができる。

図 7-11 は、ニューサウスウェールズ州立公文書館オンラインアーカイブのトップページである。



図 7-11 ニューサウスウェールズ州立公文書館オンラインアーカイブ

典拠: https://www.records.nsw.gov.au/state-archives/(参照 2015-01-05)

トピックごとに項目を分けており、利用しやすい形式となっている。また、先住民を表す単語である「indigenous」では54件、「aboriginal」では128件が関連項目として検索できる。資料形態は、文書や写真が主な構成となっている。

また、ニューサウスウェールズ州立公文書館は、1997年に初めて研修生と先住民へのより良いサービスを提供するために「先住民連携アーキビスト(Indigenous Liaison Archivist)」の制度を設立した 84 。

7.3 西オーストラリア州

本節では、西オーストラリア州の図書館および公文書館による先住民文化保護活動について述べる。

7.3.1 西オーストラリア州立図書館

西オーストラリア州立図書館のサービスについて述べる。西オーストラリア州立図書館の開館時間は以下の通りである⁸⁵⁾。

月曜~木曜日:午前9時~午後8時

金曜日:午前9時~午後5時30分

土曜・日曜日:午前10時~午後5時30分

図 7-12 は西オーストラリア州立図書館の外観である。



図 7-12 西オーストラリア州立図書館の外観

出典: https://wam.org.au/state-library-needs-documents/ (2015-01-06)

実施しているサービスについては、以下の通りである。

- ・関連する専門部署名: Aboriginal Legal Service of WA,Department of Immigrat ion, Multicultural and Indigenous Affairs⁸⁶⁾
- ・ 専門部署による主なサービス:資料保存・レファレンス
- ・図書館によるサービス: Aboriginal Family History⁸⁷⁾・情報検索 (データベース構築)・ プログラム・和解に向けたプロトコル作成

西オーストラリア州立図書館では、オンラインデータベースによる文化コレクション管理を行なっている。「ストーリーラインズ(Storylines)」は、西オーストラリアにおける先住民の歴史に関するデジタル資料を提供するデータベースである⁸⁸⁾。資料の形態は、文書、写真、口承、映画や音楽である。「ストーリーラインズ」と平行して、州都のパース以外の遠隔地域では、「Mowanjum(英語名:Wurnan Storylines)」がコミュニティ主導による運営が計画されている。デジタル返還は、資料の原所有者に対して資料をデジタルデータの形式で返還することをいう。「ストーリーラインズ」は、写真やその他の資料を先住民へデジタル形式で返還することを可能にする。「ストーリーラインズ」は、一般の利用者も利用することができるが、先住民の個人情報や秘匿すべき情報の閲覧には登録利用申請が必要である。図 7-13 は「ストーリーラインズ」のトップページである。



Other Collections of Indigenous Resources

Government Indigenous Services

Indigenous Oral History

The Apology Capture

Storylines

Accessing Storylines

Home > Services For > Indigenous Australians > Storylines

Storylines



Storylines is an online archive for the State Library's digitised heritage collections relating to Aboriginal history in Western Australia.

Members of the public can view, print and engage with thousands of photographs, as well as a growing number of oral histories, historical documents, sounds and movies. To explore the archive browse to http://storylines.slwa.wa.gov.au.



図 7-13「ストーリーラインズ」のトップページ

出典: http://www.slwa.wa.gov.au/for/indigenous_australians/storylines (参照 2015-01-28)

さらに、「ストーリーラインズ」で使用されているソフトウェアである「アラ・イリティジャ(Ara Irititja)」は、西オーストラリアの先住民の物語や知見や言語を、関連する事柄に索引付けすることができる。「ストーリーラインズ」には、視聴覚資料も含まれている。将来的には、「ストーリーラインズ」が西オーストラリア州立記録管理事務局における資料管理の中核を担う存在になることが期待されている。

2015 年 4 月より、西オーストラリア州立図書館は、西オーストラリア州内の町の一つであるブルーム(Broome)の先住民コミュニティであるヤウル(Yawuru)と協力し、新たなデジタルアーカイブを新設した。これには、地域の遺産や文化的資料だけではなく、西オーストラリア州立記録管理事務局から返還された写真も含まれている。400 枚の画像データと 150 枚の写真データをヤウルのコミュニティへと返還し、それが「マンガラ・ストーリーラインズ(Mangara Storylines)」の新設へとつながった89)。図 7-14 は、マンガラ・ストーリーラインズの検索例である。



図 7-14 マンガラ・ストーリーラインズの検索例

出典:http://storylines.slwa.wa.gov.au/archive/archive.php(参照 2015-01-28)

ブルームの伝統的な地域における人々の写真は、過去 200 年以上前の写真も含まれていた⁹⁰。写真返還の一部として、西オーストラリア州立図書館は、西オーストラリア公文書館や地域の先住民と共同のワークショップを開催した。図 7-15 は、ワークショップの様子である。



図 7-15 ワークショップの様子

出典:

http://www.yawuru.com/wp-content/uploads/2015/05/Wirralburu-Newsletter-2015.p df(参照 2015-01-28)

このワークショップでは、西オーストラリア州立図書館から派遣された職員が、「ストーリーラインズ」を通して、地域の先住民に返還された写真資料の説明や、データベースの扱い方について講習を行なった。

7.3.2 西オーストラリア州立記録管理事務局

(1) 西オーストラリア州立記録管理事務局の概要⁹¹⁾ 西オーストラリア州立記録管理事務局の開館時間は以下の通りである⁹²⁾。

月曜~金曜:午前9時30分~午後4時30分

西オーストラリア州立記録管理事務局の正式名称は State Records Office of Western Australia であり、管轄する省庁は「文化芸術省 (The Department of Culture and Arts)」となっている。「2000 年州立公文書館法 (State Record Act 2000)」に従い、サービスを展開している。

西オーストラリア州立記録管理事務局は、記録へのアクセスを提供すること、記録の管理・保存について管轄している。以前までは西オーストラリア州立公文書館という名称を使用していたが、1995年より現在の西オーストラリア州立記録管理事務局という名称を用いている。西オーストラリア州立記録管理事務局は、西オーストラリア州立図書館管轄のアレキサンダー図書館ビル(Alexander Library Building)の一階部分にある。州立記録管理事務局単独の独立した建物はない930。

前身の西オーストラリア州立公文書館におけるコレクションの核を担うのは、ジェームズ・サイクス・バッティー(James Sykes Battye)博士による州内最初の公共図書館が所持していた 1903 年に獲得した植民地長官オフィスの記録である。この公共図書館は、1945 年 3 月まで機能していた。博士は、記録の価値判断が適切になされないために貴重な資料が廃棄されているという現状を受けて、1923 年には、ジェームズ・サイクス・バッティー博士が議長を務める公的記録委員会(Public Records Committee)が設立された。のちに公的記録委員会は、1929年に州立公文書館委員会(State Archives Board)と名称を変更し、1943 年まで活動した。

1945年3月、モリー・ルーキス(Mollie Lukis)が西オーストラリア州内での最初のアーキビストとして任命され、州立公文書館の管理を指揮することになった。1956年には、公文書館の記録は「ジェイエス・バッティー・西オーストラリアの歴史図書館(J.S. Battye Library of West Australian History)」の一部として保存されるようになった。

1980年には、西オーストラリア州立公文書館は、西オーストラリア州立図書館の管

轄下となり、1990年には州立図書館及び公文書館の記録を円滑に管理するための管理部局(Management Branch)が設立された。その後、2000年に「州立公文書館法(the State Records Act 2000)」が施行されると、西オーストラリア州立公文書館は図書館とは完全に独立した組織として運営されるようになった。

西オーストラリア州立記録管理事務局は、文化芸術省の管轄下にある独立した州政府機関である。記録の保全、研究者へレファレンスサービスを提供することをサービスの主な内容としている。州政府及び地方自治体へのアーカイビングサービスの提供も同時に行なっている。また、サービスの質の向上のために職員研修、コンサルティング、規格開発を行なっている。政策やガイドライン、研修のための出版物は、州内における幅広い地域で記録管理が円滑に行なわれるように、実践されている。

利用者は、アレキサンダー図書館ビル一階にある公文書館専門閲覧室において、国立公文書館の資料の閲覧をすることができる。

(2) 先住民サービス94)

1880年代以降の資料保存や管理を行っている。市民権が1960年代後半に付与されるまで西オーストラリア州では州政府機関は1905年から先住民の人々の生活を制限してきた。この期間の文書公式記録は、関係する家族によって先住民に関する記録は廃棄されていることが多い。しかしながら、先住民の自己の出身の証明に利用されるために州に移住してきた先住民にとっては極めて重要な意義を持っている。そのため、市民権を獲得するまでの記録の多くは、現在の西オーストラリア州立記録管理事務局が保有している。西オーストラリア州立記録管理事務局が保有している。西オーストラリア州立記録管理事務局が保有する先住民に関連した記録は、関係する家族にとっても、研究資料としても貴重な歴史的な資源である。保存する記録の中に個人情報や機密情報が含まれている場合、これらの記録の一部の閲覧が制限されている。

また、以下の事項については配慮して資料管理をしている。

- ・ 出生、死亡・結婚に関する記録
- ・ 植民地長官の事務所記録

1828 年から 1886 年にまでの植民地長官事務所の管理による記録の管理を行なっている。また、1886 年から 1897 年まで運営していた先住民保護委員会 (Aborigines Protection Board) による記録の管理がなされている。

- ・裁判所に関する記録
- ・警察に関する記録
- ・犯罪歴に関する記録
- ・学歴に関する記録

以上のように個人に関する情報は他の記録とは別の配慮をした上で管理されている。

7.4 タスマニア州

本節では、タスマニア州における図書館および公文書館による先住民文化保護活動について述べる。

7.4.1 タスマニア州立図書館95)

タスマニア州立図書館の開館時間は以下の通りである96)。

月曜~木曜日:午前9時30分~午後6時

金曜日:午前9時30分~午後8時土曜日:午前9時30分~午後2時

図 7-16 はタスマニア州立図書館の外観である。



図 7-16 タスマニア州立図書館の外観

http://cache3.asset-cache.net/gc/148763362-state-library-of-tasmania-gettyimages.j pg?v=1&c=IWSAsset&k=2&d=fhqGLs0nTyzdzqaf%2bBkAJj%2fzA%2b3%2fBOqysc og2fvHPZubKvexiC71qJ4X9PKyEXU1(参照 2016-01-07)

実施しているサービスについては、以下の通りである。

- ・ 関連する専門機関名: Records relating to Tasmanian Aboriginal people: LINC Tasmania
- ・ 専門機関によるサービス:資料保存
- ・図書館によるサービス: コレクション・コミュニティ情報の提供・資料保存・学習支援(リテラシースキル)・保健所と連携

タスマニア州においては、図書館サービスは州全体をつなぐネットワークであるリンクタスマニア(LINC Tasmania)が管理している。提供しているサービスは図書館サービス、成人リテラシー教育、調査研究、コミュニティラーニング、オンラインアクセス、文化遺産保護サービスとなっている。

7.4.2 リンク・タスマニア

(1) リンク・タスマニアの概要97)

タスマニア州では、図書館サービスの中に公文書館サービスが包含される独自のサービス形態をとっている。タスマニア州では、このサービスを「リンク・タスマニア (LINC Tasmania) と呼んでいる。リンク・タスマニアは、「教育・トレーニング省 (Department of Education and Training)」が管轄している。図 7-17 はリンク・タスマニアの構造については、以下の通りである。

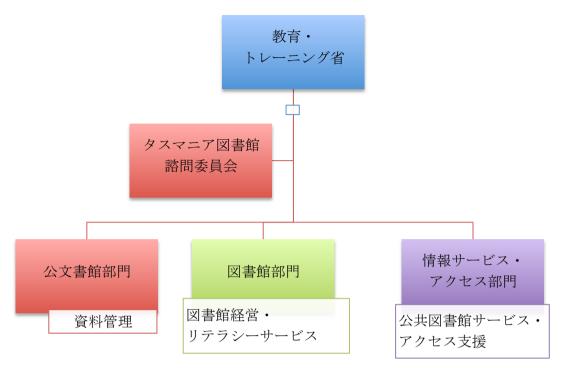


図 7-17 リンク・タスマニアの構造

http://www.linc.tas.gov.au/about-us/PublishingImages/orgchart.png を元に筆者作成

州立図書館の公文書館部門が「1943年公共記録法(Public Records Act 1943)」に基づき、公的記録の管理や廃棄及び公的記録への保存やアクセスの提供を保証するため設立された。公的記録の管理や廃棄及び公的記録への保存やアクセスの提供を保証するためである。

「1965年公文書館法(1965 Archives Act)」の制定により、資料管理に関する権限が広げられた。しかしながら、この段階でもタスマニア州立図書館の一部門としての機能を持つに過ぎなかった。その後、「1983年公文書館法(Archives Act 1983)」制定により、公文書館における資料管理についての権限を与えられ、独自の判断で資料の選別ができるようになった。

1989年における「教育省芸術局(Education Department and the Arts Office)」と 州立図書館部門の合併に至るまで、タスマニア州立図書館の一部署として留まっている。 合併以降は、公文書館事務局は「教育芸術省(Department of Education and the Arts)」の一部局として存在した。

タスマニア州政府の「地域情報ネットワーク(Community knowledge Network: CKN)」戦略に基づき、2006年10月31日、TAHOを形成するためにタスマニア州立図書館遺産コレクションと公文書館事務局を合併することが決定された。しかしながら、

この計画は実際には2007年10月まで完成されることはなかった。

なお、タスマニア州立公文書館の活動は「タスマニア公文書館文化遺産事務局 (Tasmanian Archives and Heritage Office: TAHO)」が管理している。また、「1983 年公文書館法 (Archives Act 1983)」に従い、サービスを展開している。タスマニア州立公文書館は、タスマニア州立図書館と同じ建物である。

(2) 先住民サービス⁹⁸⁾

先住民サービスについては、リンク・タスマニアによるオンラインデータベースでの資料提供が挙げられる。タスマニア州における先住民の家系図については「家系図ポータル(Family History Portal)」で調べることができる。「家系図ポータル」は、オンラインデータベースであるが、リンクスが管理・運営しているものである。先住民の家族の歴史は複雑なことが多く、個人で探すということが困難であるという場合がある。そうした場合には、「家系図ポータル」を使い調べることができる。図 7-18 は、「家系図ポータル」で調べることのできるリストである。

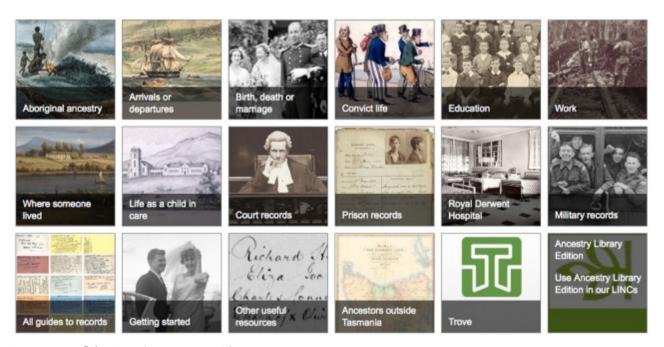


図 7-18 「家系図ポータル」一覧

出典:http://www.linc.tas.gov.au/family-history/Pages/default.aspx(参照 2015-01-28)

「家系図ポータル」は、オンラインデータベースであるが、リンクスが管理・運営しているものである。そうした事例に対処するために、「家系図ポータル」は利用しやすさを重視した構成となっている。また、リンク・タスマニア州都のホバートにある閲覧室に訪れることができない利用者のために、レファレンスサービスや質問サービスを通して情報共有や調査に関する助言を与えている。

7.5 ビクトリア州

本節では、ビクトリア州における図書館および公文書館の先住民文化保護活動について述べる。

7.5.1 ビクトリア州立図書館

(1) ビクトリア州立図書館の概要99)

ビクトリア州立図書館の開館時間は以下の通りである1000。

月曜~木曜日:午前10時~午後9時

金曜~日曜日:午前10時~午後6時

図 7-19 は、ビクトリア州立図書館の外観である。



図 7-19 ビクトリア州立図書館の外観

http://i.toau-media.com/contentFiles/image/venues/art/state-library-of-victoria-482x 298.jpg(参照 2016-01-06)

実施しているサービスの概略については、以下の通りである。

- ・ 関連する専門機関名: Koorie Records Unit
- ・ 専門機関によるサービス:資料保存
- ・ 図書館によるサービス:コレクション・レファレンス・研究支援

ビクトリア州立図書館においては、「文化承認プログラム (Cultural Permission Program)」を行なっている¹⁰¹⁾。このプログラムは、先住民関連の資料のコレクションに対する需要を適切にサービスに反映させることを目的としている。資料収集に関する情報を得るために図書館職員は、先住民コミュニティのリーダーと会い、コレクションの方針に関して協議を行なうことになっている。

また、目録や資料リストをウェブ上において閲覧することができる。オンラインデータベースで閲覧することのできる資料は、インタビューの映像記録、写真である。資料の収集開始年次は 1820 年代頃からであり、植民地時代からの資料を含んでいる。資料の収集開始年次は、1820 年代頃からであり、これは植民地時代からの資料を含んでいる。また、このプロジェクトは、「先住民和解週間 2015 (Reconciliation Week 2015)」の一環として始められたプロジェクトである。

(2)プログラム「絵本を作る・読者を作る (Making Books Making Readers: MBMR)」

ビクトリア州立図書館においては、プログラム「絵本を作る・読者を作る(Making Books Making Readers: MBMR)」も合わせて開催している。ビクトリア州立図書館は、プログラム「絵本を作る・読者を作る」を通じて、コミュニティと共同して子ども向け絵本を作成している。このプログラムの目的は、文化的に適切な絵本を作ることによって、先住民の物語を伝えるためにコミュニティを活性化することである。健康や教育、社会的公正についてのコミュニティの問題を、絵本を通して伝えている。

実際に、ビクトリア州内の地域のムアオープナ中等学校(Mooroopna Secondary School)の先住民の学生と共同して先住民の舞踊に関する絵本を作成している。学生自身が絵本の写真を撮影し、自己の物語について調べて書くということを行なった。このプログラムによって、地域の図書館と先住民コミュニティが関わりを持つ機会を提供し、幼児教育の専門家との連携が行なうことができる。また、ムアオープナ(Mooroopna)以外の地域では、シェパートン(Shepparton)、ウォンサッギ(Wonthaggi)、 リーオンガサ(Leongatha)、ギプスランド(Gippsland)といったコミュニティと連携してプログラム「絵本を作る・読者を作る」を展開している。図 7-20 は、プログラム「絵本を作る・読者を作る」により作成された本の一例である。

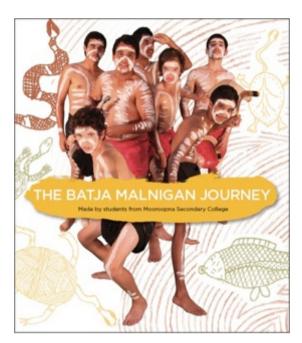


図 7-20 プログラム「絵本を作る・読者を作る」による絵本 出典:

http://kidsownpublishing.com/wp-content/uploads/2012/11/Mooroopna_book_cover-536x612.jpg(参照 2015-12-12)

この絵本は、ムアオープナ中等学校の先住民の学生が、実際に伝統的な先住民の生活 を体験した際の記録をまとめた内容となっている。

7.5.2 ビクトリア州立公文書館

ビクトリア州立公文書館の正式名称は VIC Public Record Office Victoria である。 開館時間等については以下の通りである¹⁰³⁾。

月曜日から金曜日 午前 10 時~午後 4 時 30 分(祝日を除く) 第 2・第 4 土曜日は開館

ビクトリア州立公文書館は、「1973年公文書館法(Public Records Act1973)」に従い、サービスをおこなっている。ビクトリア州立公文書館の運営母体は、「首相内閣府(Department of Premier and Cabinet)」となっている。また、首相内閣府の先住民に関連するウェブページにおいては、先住民の資料に関する扱いや関連法規について示している。図 $7 \cdot 21$ は、首相内閣府の先住民に関するページについてである104)。



図 7-21 首相内閣府の先住民関連のページ http://www.dpc.vic.gov.au/index.php/aboriginal-affairs/heritage-tools (参照 2016-01-06)

また、ビクトリア州においては、ビクトリア州立公文書館の顧問機関が設置されている。「記録管理基準プロジェクト諮問委員会(Recordkeeping Standards Project Advisory Groups)」である¹⁰⁵⁾。記録管理基準プロジェクト諮問委員会は、公文書館業務に関わる基準の設置について協議するために設置された委員会である。この委員会には、州立公文書館職員以外の外部組織に属する人も委員として任命されている。また、委員会の下で7つのユニットに分かれている。7つのユニットは、「アクセス基準諮問委員会(Access Standard Advisory Group)」、「収集基準諮問委員会(Capture Standard Advisory Group)」、「管理基準諮問委員会(Control Standard Advisory Group)」、「廃棄基準諮問委員会(Disposal Standard Advisory Group)」、「運営管理基準諮問委員会(Operations Management Standard Advisory Group)」、「戦略的管理基準諮問委員会(Strategic Management Standard Advisory Group)」となっている。ウェブサイトには、7つのユニットにそれぞれ所属している委員の氏名、所属機関、連絡先が掲載されている。図 7-22 は、ビクトリア州立公文書館の外観である。



図 7-22 ビクトリア州立公文書館の外観 出典:

http://www.visitvictoria.com/ \sim /media/ATDW/Melbourne/Things-to-do/Art-theatre-a nd-culture/Museums/VVLand__9198273_BB99_Picture_004.JPG?w=503 (参照 2016-01-06)

7.5.3 クーリ記録管理部門(Koorie Records Unit) 106)

クーリ記録管理部門は、ビクトリア州政府が指導する先住民の記録を管理するための プロジェクトである。ビクトリア州立図書館及び州立公文書館のウェブサイトから自由 に閲覧する事が出来る。先住民への記録へのアクセスを容易にし、アウトリーチサービ スや教育や研修を通じて、ビクトリア州立公文書館と先住民コミュニティとの連携を強 化している。

また先住民に関する研究を行なう研究者に対して、オーストラリア国立公文書館メルボルン事務所の記録にアクセスするための支援を提供している。こうした事業に対して、オーストラリア国立公文書館とビクトリア州立公文書館が連携して、専門スタッフと専門性の高いレファレンスサービスを実施している。

クーリ記録管理部門は、ビクトリア州政府によるタスクフォースによる報告書「ウィラム・ナリングレポート(wilam naling report)」で言及された課題の解決に取り組むための部署であり、先住民が個人的な記録にアクセスする際の障害をなくすことを目標としている。クーリ記録管理部門は、ビクトリア州政府によって作成された記録の管理を行なっている。また、アウトリーチサービス、研修や教育を通じて先住民コミュニティとの連携を図っている。研究者への資料提供も実施している。

このプロジェクトには、オーストラリア国立公文書館とビクトリア州立公文書館が共同して資金援助を行なっている。州政府に対して先住民に対する問題を報告するための

レポートを作成する契機を作った。先住民への記録アクセスへのガイドや 20 世紀初頭 における先住民の家族に関する展示も閲覧することができる。

先住民文化保護活動の実施機関は「ビクトリア・クーリ・レコード・タスクフォース (Victorian Koorie Records Taskforce)」である¹⁰⁷⁾。このタスクフォースは、大学や研究所といった外部組織と連携を行なっている。

クーリ記録管理部門には、目的別に組織が設けられている。「クーリの歴史調査部門 (Researching Koorie history)」、「クーリ氏名索引付け部門 (Koorie Index of Names)」、「研修部門 (Training)」の 3 組織である。各組織の業務内容は、以下の通りである。クーリの歴史調査部門では、州内の先住民に関する歴史を中心に調査を行う機関である。また、クーリ氏名索引付け部門は、先住民の名前の管理やデータベースの管理を行なう組織である。研修部門は、先住民サービスに関わる職員の研修を行なう組織である。

7.6 南オーストラリア州

本節では、南オーストラリア州の図書館及び公文書館の先住民文化保護活動について述べる。

7.6.1 南オーストラリア州立図書館

(1) 南オーストラリア州立図書館の概要108)

南オーストラリア州立図書館のサービスについて述べる。南オーストラリア州立図書館の開館時間は以下の通りである¹⁰⁹。

月曜~水曜日:午前10時~午後8時 木曜~金曜日:午前10時~午後6時 土曜~日曜日:午前10時~午後5時

実施しているサービスについては、以下の通りである。

- ・ 関連する専門機関名:SLSA Indigenous Collections Liaison Team
- 専門機関によるサービス:資料保存・レファレンス
- ・ 図書館によるサービス:コレクション・レファレンス・研究支援・目録作成・データベース・ライブラリガイドの作成

図 7-23 は南オーストラリア州立図書館の館内である。



図 7-23 南オーストラリア州立図書館の館内

http://www.mbds.com/sites/default/files/images/libraries/c.%20Jaleesa%20Greening%20.%20Mortlockwing-State-Library-of-South-Australia.jpg(参照 2015-12-14)

南オーストラリア州立図書館は、建築学的に高く評価されており観光地としても名高い。

(2) 先住民サービス110)

南オーストラリア州立図書館における先住民サービスとしては、先住民に関連する資料のコレクションの他に、独自に返還政策を策定した文化財返還サービスがある。南オーストラリア州立図書館では、先住民文化に関連した資料を収集することの重要性を認めた上で、先住民に配慮した資料管理を行っている。また、南オーストラリア州立図書館は、先住民に対するコレクションのデジタル返還のためのガイドラインを策定した。ガイドラインでは、返還要求が先住民知識センターや同様のコミュニティが持つデータベースやプロジェクトから寄せられる。返還された資料は一般的なコミュニティの利用が出来るようにし、コミュニティの文化的慣習に従って文化的に制限された資料の扱いをするべきであるとしている。

デジタル返還は、関連した資料の複製やアクセスへのコミュニティからの要求によってしばしば行われる。要求が政策の条件を満たしている場合に、南オーストラリア州立図書館職員によってコレクションの中の関連資料についての調査が行なわれ、その結果がコミュニティの先住民リーダーに伝えられる。以上の経緯を踏まえて、南オーストラリア州立図書館にとってデジタルコピーが作成されて、コミュニティへと提供される。デジタル返還のためのガイドラインのもとでコミュニティ返還された資料には、文書、

写真、絵画、映画、録音記録が含まれている。

7.6.2 南オーストラリア州立公文書館

(1) 南オーストラリア州立公文書館の概要111)

南オーストラリア州立公文書館は、正式名称は State Records of South Australia であり、「1997年公文書館法(State Records Act1997)」に従い、サービスを展開している。南オーストラリア州立公文書館の開館時間は以下の通りである¹¹²⁾。

火曜~金曜日:午前10時~午後5時

図 7-24 は南オーストラリア州立公文書館の外観である。



図 7-24 南オーストラリア州立公文書館の外観 出典:

http://www.gouldgenealogy.com/wp-content/uploads/2015/12/State-Records-SA-2.jpg(参照 2016-01-06)

(2) 先住民サービス113)

専門機関である「州立公文書館先住民アクセスチーム(State Records' Aboriginal Access Team)」が先住民サービスを担当し政府関係機関が所蔵する 1836 年の収集開始以降の資料へのアクセスを提供している。同チームは資料提供・研究センター設置といった研究支援に加え、資料提供も積極的に行なっている。資料によっては一般閲覧ができないようにアクセス制限を設けるといった先住民に配慮した資料提供を行なっている。

また、州立公文書館先住民アクセスチームは資料の扱いについては特に注意して行なっている。研究者が利用する際には、先住民の個人情報を含む記録も含まれているため

に、利用の際には許可が必要となる。また、先住民の利用者が、所蔵資料を閲覧した際 に精神的苦痛を引き起こすことがあることに留意して、州立公文書館先住民アクセスチ ームはサービスを展開している。

先住民の利用者は、所蔵資料に対してアクセス制限を設けることを州立公文書館に対して要求することが可能である。公文書館において管理される記録は、先住民コミュニティや預金によって課されるアクセス条件の対象となる。その結果、一部のレコードへのアクセスは、州立レコードを維持するために必要とされている。

7.7 北部準州

本節では、北部準州における図書館および公文書館の先住民文化保護活動について述べる。

7.7.1 北部準州図書館

(1) 北部準州図書館の概要

北部準州図書館のサービスについて述べる。北部準州図書館の開館時間は以下の通りである114)。

月曜~金曜日:午前10時~午後5時

土曜・日曜日:午後1時~午後5時(祝日は休館)

図 7-25 は北部準州図書館の外観である。



図 7-25 北部準州図書館の外観

https://troppont.files.wordpress.com/2012/02/dsc_0739.jpg?w=584&h=389 (参照 2015-11-30)

実施しているサービスについては、以下の通りである。

- ・ 関連する専門機関名: The Northern Territory Library and Information Service (NTLIS)
- ・ 専門機関によるサービス:各図書館への支援・資料保存・データベース・情報発信
- ・ 図書館によるサービス:プログラム・学習支援・資料保存・デジタル化・レファレンス・資料提供・コレクション・先住民知識センター・特定2館への支援・リテラシースキル育成

(2) 先住民サービス115)

北部準州においては、先住民サービスは先住民知識センターが担当している。2004年4月に、北部準州において「北部準州図書館情報サービス部門(Northern Territory Library and Information and Service: NTLIS)」は、新たな図書館と知識センターのモデルの実施を開始した。

北部準州図書館情報サービス部門は、全ての準州民へ適切な図書館サービスを提供することにより、コミュニティを発展させることに責任を持っている。そのため、NTLISは次のような4つの目標を掲げている:

- ・ 図書館を通してコミュニティを発展させること
- 人々を情報へとつなぐこと
- ・ 北部準州の文書的な遺産または文化的遺産を保存すること
- 人々の学びを支援すること

先住民は北部準州の人口の30%に上る。北部準州に住む83%の人がダーウィンやアリス・スプリング近郊に住んでいるのに対し、73%もの先住民が遠隔地域に住んでいる。北部準州図書館情報サービス部門内にある図書館及び「知識センターユニット(Libraries and Knowledge Centres: LKC)」は、準州内の公共図書館、コミュニティライブラリ、学校図書館へと研修や支援を提供している。知識センターユニットはタミンミン(Taminmin)とヌランベイ(Nhulunbuy)の学校併設図書館での図書館サービスの提供に権限を持っている。

北部準州内には 22 の公共図書館があるが、そのほとんどがトップエンドや、準州の南の地域にある先住民コミュニティの中にある。これらの図書館では「地域図書館行政局(Community Library Officers: CLOs)」の職員が働いており、週に 10 時間から 30 時間の間のみ開館している。北部準州図書館情報サービス部門は図書館運営費用や

給与を補うために「コミュニティ政府議会 (Community Government Council: CGC)」から毎年補助金を得ている。

進行中の研修や支援は北部準州図書館情報サービス部門の下部組織である地域図書館行政局によって提供されている。経営するプログラムや活動、推薦されたウェブページ、先住民に関する資料のリストに関する活動を支援している。地域図書館行政局のフォーラムは毎年ダーウィンで開催されている。

公共図書館にある資料の形態は本、雑誌、ビデオや DVD である。全ての図書館は少なくとも 1 台はコンピュータがあり、誰でも使うことができ、そのほとんどがインターネットにアクセスできる。インターネットを通じて図書館利用者は IPortal (the combined online catalogue of NT libraries) へとアクセスし、北部準州図書館情報サービス部門によって提供されている多様なオンライン資源を利用できる。オンライン資源には Tumble book や「健康福祉資源センター (Health and Wellness Resource Centre)」などの電子ブックが含まれる。

遠隔地の先住民の図書館利用者がほとんど図書館の資料を借りないのに対して、北部準州の州都ダーウィン近郊に住む先住民の利用者は本、雑誌、ビデオや DVD を見るために公共図書館を利用している。図書館内のコンピュータはインターネットにアクセスするために使われるが、特に、インターネットバンクのサイトや先住民に関するウェブサイトを閲覧するために使用されている。最も利用されている資料は先住民に関するコレクションであり、特別に設置されたエリアに並べられている。また、それぞれの資料の背に先住民の旗が付けられている。最も広く使用されている資料は地域のコミュニティや家族集団に関連したものである。

北部準州における先住民族知識センターの概念は何年にも渡り議論されてきた。それに伴い多くのコミュニティは、地域の資料の返還に焦点を当てており、古い写真や記録されたテープやビデオ、文書などを保存するための方法に取り組んでいる。これらのアイテムはデジタル形式で保存されており、デジタル化が進んでいるコミュニティの中には、検索を容易にするためにデジタル資料を組織化しているコミュニティもある。

絶滅の危機に瀕している地域の言語を保存するためのプログラムに精力的に従事しているコミュニティもある。地域の資料や家族の写真の個人的なコピーの条項や歌や物語の記録へのアクセスに関する高い需要がある。

また、2003年に北部準州図書館情報サービス部門はガリウィンゴ(Galiwin'ku)、ワデエ(Wadeye)、アンマッジュル(Anmatjere)において3つの試験的な知識センタープロジェクトを開始した。このプロジェクトは地域のメンバーによって進められ、それぞれのケースで異なるソフトウェアや管理システムが使われた。この知識センタープロジェクトは知識センターモデルと呼ばれている。

知識センターモデルは、北部準州図書館情報サービス部門がコミュニティライブラリを通して既に提供しているサービスの上に組み立てられた。従来的な図書館の運営システムを行うことに加え、先住民の文化的慣習に配慮したサービスを展開している¹¹⁶⁾。知識センターモデルには図書館システム、コミュニティの知識、知識データベースや地域的な知識ネットワークを通した地域コミュニティにつながるための施設の運営が含まれている。北部準州図書館情報サービス部門は図書館資料やデータベースの条項、ソフトウェアの管理を含む研修や支援を援助している。

知識センターモデルは、先住民知識センターやコミュニティ施設や芸術センターのような他の政府組織や非政府組織の連携をはかるものである。知識センターモデルの中核を担うのはデジタル化された地域の資料のデータベースである。知識センターモデルの実施の初期段階には、北部準州図書館情報サービス部門は中央オーストラリアにおけるピチャンジャジャラ(Pitjantjatjara)コミュニティのために特別に作られたシンプルな構成となっている「アラ・イリティジャ(Ara Irititja)」データベースを採用した。図 7-26 はアラ・イリティジャのウェブサイトである。



図 7-26 アラ・イリティジャのウェブサイト

出典:http://www.irititja.com/the_archive/index.html(参照 2015-01-24)

このデータベースの重要な特徴の一つは先住民によって作成されたデータベースで

あるために、先住民の文化に配慮した構成になっていることである。

北部準州図書館情報サービス部門はアラ・イリティジャが、北部準州内の全ての公共図書館において、無料でインストールが許可されるように利用権限について交渉してきた。知識センターユニットは「分散システム技術センター(Distributed Systems Technology Centre: DSTC)」によって開発されたソフトウェアアプリケーションを含むほかの知識データベースの開発にも協力してきた。異なるソフトウェア上からもデータにアクセスすることができるような構造を構築した。

アラ・イリティジャは「私たちの物語(Our Story)」として北部準州図書館によって改装された¹¹⁷⁾。それに従い、それぞれのコミュニティが独自にデータベースを持つようになった。例えば、ワデエにおいては、「ムリン・ネキニグメ(Murrinh Nekinigme)」というデータベースが開発された。ペッピメナーティ(Peppimenarti)では、「ンガンギ・ンガラー(Ngan'gi Ngagurr)」というデータベースを持っている。これらのデータベースは、コミュニティのリーダーによって決められたルールに従って管理されている。このようなデータベースは、チャールズ・ダーウィン大学教育学部助教授マイケル・クリスティによれば、多くの先住民の保護者や祖父母が子どもたちに彼らの文化について教えるために活用されていることが明らかになった。

知識センターモデルは、以下の地域において特に重点的に実施された。

- 東アーネム(East Arnhem)地域:ガリウィンゴ (Galiwin'ku)、ミリンギンビ (Milingimbi)、ラミンジニング (Raminging)
- ・ ポート・キーツ及びデイリー・リバー地域 (Port Keats/Daly River Region): ワデエ (Wadeye)、ペッピメナーティ (Peppimenerti)
- グルート (Groote) 地域: アンバカンバ (Umbakumba)、アングルグ (Angurugu)、 アルヤングラ (Alyangula)

北部準州政府資金はプログラムを 3 段階に分け、実施することを決定した。段階 1 は、施設設備の初期投資である。段階 1 では、、資金は追加の IT 設備を購入することや給料、出張費、ソフトウェアの運営費にあてられた。段階 2 は他の存在しているコミュニティライブラリに知識センターモデルを拡大することであり、段階 3 はコミュニティライブラリが無い地域にコミュニティライブラリを設置することである。段階 3 では最も資金を必要とするために、現在ではコミュニティライブラリは新設されていない。データベース活用の一例について述べる。ガリウィンゴでは、学校に併設されたリテラシーセンターは地域資源を学校のカリキュラムや教材に導入することを行なっている。カリキュラムで使用される資料は、データベース内にデジタル化され保存されてい

る。ガリウィンゴ知識センターのスタッフは学校が休暇中の学生を対象としたプログラムの開催や乳幼児向けのプログラムでは、ストーリーテリングを行う。こうしたプログラムは子どもたちのリテラシー育成に寄与している。

また、北部準州図書館においては子どもたちが紙媒体の資料と同様に先住民の口承文化に早い段階から触れる機会を持つことが重要であるとした上で、それに従いサービスを展開している。その一例として、北部準州図書館における親子の読み聞かせプログラムがある。2005年に、北部準州図書館情報サービス部門は保護者が自分の子どもに読み聞かせを行い、リテラシーを育成することを促進するプログラムを各地の公共図書館で行い、現在でも行われている。

7.7.2 北部準州公文書館

(1) 北部準州公文書館の概要118)

「北部準州公文書館サービス(Northern Territory Archives Service)」は、管轄は「芸術・美術館省(Department of Arts and Museums)」である。準州内における公文書館に関する法律としては、「2002 年情報法(Information Act2002)」がある。北部準州公文書館の開館時間は以下の通りである¹¹⁹。

火曜~金曜日:午前9時~午後4時30分

月曜日・祝祭日は休館

図 7-27 は北部準州公文書館の外観である。



図 7-27 北部準州公文書館の外観 出典:

http://www.tourismtopend.com.au/about-the-top-end/services/northern-territory-ar chives/67817(参照 2016-01-06)

(1) 先住民サービス120)

先住民文化保護活動については、以下の通りである。

• 記録管理 (Archives collection and preservation)

北部準州政府機関のための記録管理や政府の記録の処分と永久記録の管理に関する 基準を設けている。また、恒久的な記録の転送とアーカイブへのアクセスも管理してい る。記録の管理については「記録管理に関する基準」、「公文書館管理に関する基準」、 「記録の廃棄に関する基準」を独自に規定している。これらの基準に従い、サービスが 展開されている。

• 口承の歴史 (Oral history) 121)

歴史的な知識の最も貴重な情報源の一つは、人間の記憶であると北部準州公文書館は位置づけている。北部準州図書館における口承記録の情報源の大半は人々の語りやインタビューが中心となっている。北部準州公文書館では、経験や個人的な思い出も、歴史研究においては重要な情報源となっている。

1979 年に北部準州政府は、その地域での生活や時間の思い出が後世のために保存されるべきであることを認識し、内閣府庁の下部組織としてオーラル・ヒストリー・プログラムを設立した。 1985 年にオーラル・ヒストリー・プログラムは、北部準州公文書館の管轄となった。現在では、2300 を超える 1985 年以来のインタビューの音源が北部準州公文書館に寄託されている。

印刷されたインタビューのスクリプトも合わせて利用することが可能である。管理されているインタビューの多くは、北部準州公文書館においてインタビューに関連する文書や写真と合わせて保管されている。オーラルヒストリーユニットは、非常に広範なアプローチを採用し、多様な背景を持つ人々からインタビューを収集している。インタビューは、20世紀の初頭から現在までの記録が保存されている。コレクションには、多くのトピックが含まれているが、特に第二次世界大戦期、ダーウィンでの爆撃に関するものが多い。その他にも、牧畜産業の歴史や地域センターの発展に関することや、遠隔地域や集落での生活に関するインタビュー、サイクロン襲撃による被害の状況についてのインタビューも収蔵されている。

北部準州公文書館のインタビューは、さまざまな情報源からもたらされている。例えば、北部準州公文書館のヒストリーグラント・プロジェクト、承認されたボランティアやコミュニティオーラル・ヒストリー・プロジェクト、北部準州政府機関のプロジェクトと北部準州公文書館オーラル・ヒストリー・プログラムである。オーラルヒストリーの内容は、半年ごとに北部準州公文書館オーラルヒストリー諮問委員会によって検討されている。

研究目的でのインタビュー利用については以下のような方針で進めている。オーラルヒストリーのインタビュー利用の際には事前に許可を得ることが必要とされる。ほとんどのオーラルヒストリーは研究のために利用することが可能である。中には、アクセス制限が厳格なインタビューもあり、書面による許可が公文書館にアクセスするために必要となる。この場合、公文書館職員が助言を行う。制限または許可は出版や展覧会のために求められることがある。研究用途に使用可能な資料は、ダーウィンとアリススプリングスの両方で北部準州公文書館内の閲覧室で利用することができる。研究者は、資料や録音されている原稿を利用することができる。オーラルヒストリーの複製に関しては、著作権に関連するアクセスの条件と規定に従っている。

• 北部準州歴史基金 (Northern Territory History Grants) 122)

また、先住民サービスに関連する組織としては北部準州歴史基金が挙げられる。北部 準州歴史基金は、1978年7月1日に、自治権獲得の記念として設立されたものである。 基金の支援対象となるのは、北部準州の現在の居住者である個人、社会やコミュニティ である。一方で、地域、州および連邦政府機関や公文書館職員には適用されない。

7.8 首都特別地域

本節では、首都特別地域における図書館および公文書館の先住民文化保護活動について述べる。

7.8.1 首都特別地域図書館

(1) 首都特別地域図書館の概要123)

首都特別地域図書館は、Libraries ACT が正式名称である。首都特別地域図書館の開館時間は以下の通りである。首都特別地域の開館時間は以下の通りである124。

月曜~金曜日:午前10時~午後5時

土曜日:午前10時~午後4時

地域内には10の分館が存在する。分館の一覧については以下の通りである。

· ACT Heritage Library

- · Belconnen Library
- Civic Library
- · Diskson Library
- · Erindale Library
- · Gungahlin Library
- · Kingston Library
- · Kippax Library
- · Tuggeranong Library
- Woden Library

図 7-28 は首都特別地域図書館の分館一覧である。

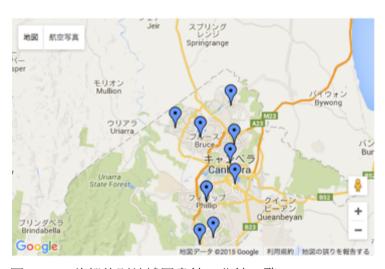


図 7-28 首都特別地域図書館の分館一覧

出典:

http://www.library.act.gov.au/how_to_use_the_library/library_locations_and_opening_hours(参照 2016-01-07)

首都特別地域政府の内部組織である「公園・都市サービスビジネスユニット(Parks

and City Services Division of the Directorate of Territory and Municipal Services: TAMS) 」が図書館サービスを管轄している。

(2) 先住民サービス125)

先住民サービスでは、先住民作家による作品や先住民関連の地域資料といった先住民に関する資料の収集がある。また、首都特別地域図書館では、オーストラリア先住民パスファインダーを作成して、先住民に関する資料にアクセスすることを容易にしている。パスファインダーには、詩人や音楽家を含まない首都特別地域とそれ以外のオーストラリア全土にわたる先住民作家による作品の紹介が掲載されている。図 7-29 はオーストラリア先住民パスファインダーである。

↑ Home > Library Services > Aboriginal and Torres Strait Islander Pathfinder > Libraries ACT Resources

Finding Aboriginal and Torres Strait Islander resources in Libraries ACT	
AUSTRALIA-WIDE	ACT
Aboriginal and Torres Strait Islander authors	Some local Aboriginal and Torres Strait Islander authors
Aboriginal and Torres Strait Islander people, subjects and experiences	Some local people, subjects, experiences and history
Non-Indigenous authors writing about relevant people, subjects and issues	ACT Heritage Library list of Aboriginal and Torres Strait Islander resources

These lists won't include every Aboriginal and Torres Strait Islander author or poet or musician.

Look in the <u>catalogue</u> for the names of other Aboriginal and Torres Strait Islander authors and creators you know. <u>Let us know</u> who you know and we'll make a link on these pages.

Follow our tips for finding information in the Libraries ACT catalogue.

If you can't find what you're looking for, ask a staff member to look with you; or suggest a new item for the library to purchase.

図 7-29 オーストラリア先住民パスファインダー

出典:

http://www.library.act.gov.au/library_services/aboriginal_and_torres_strait_island_pathfinder/libraries_act_resources(参照 2015-01-24)

首都特別地域図書館では、サービス提供時には国内および国際的なプロトコルを遵守

している。国内のプロトコルであれば、オーストラリア図書館資源情報ネットワーク作成の「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル」や国立・州立図書館コンソーシアムによる「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による見解(National Position statement for Aboriginal and Torres Strait Islander library service and collections)」を遵守している。また、国際的な宣言では、IFLA/UNESCO多文化図書館宣言や国連による「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に従い、サービスを展開していることが明記されている。

7.8.2 首都特別地域遺産図書館(ACT Heritage Library) ¹²⁶⁾ 首都特別地域遺産図書館の開館時間については以下の通りである¹²⁷⁾。

月曜~金曜日:午前10時~午後5時

土曜日:午前10時~午後4時

首都特別地域遺産図書館は図書館の情報遺産分野が管轄している。首都特別地域の住民の作品や首都特別地域に関連した資料をコレクションしている。写真や建築物の計画書など収集を収集している。過去の記録を遺産として、図書館利用者が自由に閲覧および利用することが可能となっている。

また、首都特別地域図書館では、2015 年度より図書館における雇用政策に変更を加えた。文化的多様性や包摂的な職場であるということを目指して、職員採用に先住民を職員として採用することを推奨することを政策の一つとして掲げた1280。図 7-30 は首都特別地域遺産図書館の外観である。



図 7-30 首都特別地域遺産図書館の外観

出典: http://www.archives.act.gov.au/__data/assets/image/0003/562755/library.jpg

(参照 2016-01-06)

7.8.3 首都特別地域公文書館129)

首都特別地域公文書館は、2008年1月に、「首都特別地域公文書館事務所(Territory Records Office)」における首都特別地域政府の公的記録アクセスの場として作られた。 所属するアーキビストが研究支援を行なう。1989年以降の記録が国立公文書館にて閲覧が出来る。首都特別地域公文書館の開館時間は以下の通りである¹³⁰⁾。

月曜~金曜日:午前10時~午後4時

図 7-31 は首都特別地域図書館の閲覧室である。



図 7-31 首都特別地域図書館の閲覧室

http://www.archives.act.gov.au/__data/assets/image/0006/562758/aarr.JPG (参照 2016-01-07)

首都特別地域公文書館における先住民に関するサービスとしては、特別地域公文書館では、先住民に関連した行政資料の閲覧サービスを行なっている。

-

^{53) &}quot;Opening hours." State Library of Queensland. http://www.slq.qld.gov.au/visit-us/opening-hours, (参照 2014-12-02)

^{54) &}quot;National Policy Framework for Aboriginal and Torres Strait Islander Library Services and Collection". National and State Libraries Australia.

http://www.nsla.org.au/publication/national-policy-framework-indigenous-library-services, (参照 2013-12-07)

⁵⁵⁾ "Publications and Protocols." State Library of Queensland. http://www.slq.ql

d.gov.au/resources/atsi/publications-protocols, (参照 2013-12-07).

⁵⁶⁾ "CULTURE LOVE." State Library of Queensland.

http://www.arts.qld.gov.au/docs/culture-love-case-study.pdf, (参照 2015-12-07)

- ⁵⁷⁾ "The blue card system." commission for children and young people and child guardian. http://www.ccypcg.qld.gov.au/bluecard/, (参照 2015-12-19)
- ⁵⁸⁾ "Indigenous Advisory Group." State Library of Queensland.

http://www.slq.qld.gov.au/about-us/corporate/library-board/iag, (参照 2013-12-07)

- ⁵⁹⁾ "Who we are." Queensland State Archives. http://www.archives.qld.gov.au/About/Pages/Default.aspx, (参照 2015-01-31)
- ⁶⁰⁾ "Opening hours." Queensland State Archive.

http://www.archives.qld.gov.au/Researchers/Runcorn/Pages/Hours.aspx, (参照 2015-02-09)

- 61) "Strategic Plan 2014-18." Queensland State Archives.
- http://www.archives.qld.gov.au/About/Documents/QSA%20Strategic%20Plan.pdf, (参照 2015-01-30)
- ⁶²⁾ "Members of the Public Records Review Committee. Queensland State Archives."http://www.archives.qld.gov.au/About/PRRC/Pages/Members-of-the-Public-Records-Review-Committee.aspx, (参照 2014–07-31)
- ⁶³⁾ "Indigenous Resources." Queenland State Archives.

http://www.archives.qld.gov.au/Researchers/Resources/Pages/Indigenous.aspx, (参照 2015-10-12)

⁶⁴⁾ "Aboriginal and Torres Strait Islander cultural heritage." Department of Aboriginal and Torres Strait Islander Partnerships.

https://www.datsip.qld.gov.au/people-communities/aboriginal-and-torres-strait-isla nder-cultural-heritage, (参照 2015-12-23)

- ⁶⁵⁾ "Aboriginal and Torres Strait Islander family history." http://www.slq.qld.gov.au/resources/family-history/atsi, (参照 2015-12-23)
- 66) "kuril dhagun." State Library of Queensland.

http://www.slq.qld.gov.au/resources/atsi/kuril-dhagun, (参照 2013-12-07)

- 67) 2013 年 11 月 5 日 クイーンズランド州立図書館 kuril dhagun 司書 Elena Wangurra へのメールインタビュー
- ⁶⁸⁾ Reconciliation Week…先住民と非先住民の和解日の 5 月 27 日と 6 月 3 日を記念する週間。1967 年 5 月 27 日、先住民に関する法律の制定が、国民投票で決定された。1992 年 6 月 3 日、オーストラリア高裁は、先住民の土地の領有を承認した。いわゆる「マボ判決」。
- ⁶⁹⁾ NAIDOC…1920 年設立。活動は毎年、NAIDOC Week 中に行われる。オーストラリア先住民のコミュニティでの意識を高めることや、オーストラリア先住民の文化の祭事や様々な分野での貢献を認識することを目的としている。
- 70) 前掲 59)
- 71) "Indigenous Knowledge Centres." State Library of Queensland.
 http://www.slq.qld.gov.au/about-us/indigenous-knowledge-centres, (参照 2013-12-08)
 72) 前掲 8) p.2335.
- 73) "Knowledge Centre Network." Indigenous Knowledge Centres. http://ikcnetw

ork.blogspot.jp, (参照 2013-12-08).

- ⁷⁴⁾ "Indigenous Knowledge Centres of Queensland." Indigenous Knowledge Centres of Queensland. https://www.facebook.com/IKCQLD, (参照 2013-12-08).
- ⁷⁵⁾ "Opening hours." State Library of New South Wales. http://www.sl.nsw.gov. au/using/hours/, (参照 2016-01-02)
- ⁷⁶⁾ "Indigenous Services." State Library of New South Wales. http://www.sl.nsw.gov.au/services/indigenous/index.html?HomeLink=Services, (参照 2016-01-23)
- ⁷⁷⁾ "About InfoKoori." State Library of New South Wales. http://library.sl.nsw. gov.au:1084/search/,(参照 2015-12-21)
- ⁷⁸⁾ "REDISCOVERING INDIGENOUS LANGUAGES." http://indigenous.sl.nsw.g ov.au/, (参照 2016-01-12)
- 79) "Library Council of NSW." State Library of New South Wales. http://www.sl.nsw.gov.au/about/council/library_council_index.html, (参照 2015-11-24)
- 80) "Aboriginal Employment Strategy." NSW Government Public Service Commi ssion. http://www.psc.nsw.gov.au/workplace-culture---diversity/equity---diversity/a boriginal-workforce/aboriginal-employment-strategy, (参照 2016-01-23)
- 81) "About US." NSW State Records. https://www.records.nsw.gov.au/about-us/about-us, (参照 2016-01-02)
- 82) "Address and opening hours." NSW State Records. http://www.records.nsw.g ov.au/contact-us/addresses-opening-hours, (参照 2016-01-15)
- 83) "Guides and leaflets to Indigenous records." NSW State Records. https://www.records.nsw.gov.au/state-archives/resources-for/indigenous-people/guides-and-leaflets-to-indigenous-records, (参照 2016-01-03)
- 84) Kirsten Thorpe. "Archivisit-Aboriginal Liaison." https://www.records.nsw.gov.au/documents/vital-signs/issue-06/Vital%20Signs%20Issue%206%20-%20QandA.pdf. (参照 2015-12-13)
- 85)"Opening hours." State Library of Western Australia. http://www.slwa.wa.gov.au/find/services/opening_hours, (参照 2016-01-05)
- **Solution** (WA).http://www.communitylaw.net/Priority-Client-Resource/helpful-information/menu-id-54.htm l#aboriginal, (参照 2015-12-04)
- 87)"Indigenous Faminy History." State Library of Western Australia. http://www.slwa.wa.gov.au/find/guides/indigenous material/indigenous, (参照 2015-12-06)
- ⁸⁸⁾ "Stolylines." State Library of Western Australia. http://www.slwa.wa.gov.au/for/indigenous_australians/storylines, (参照 2015-12-08)
- ⁸⁹⁾ "Wirralburu Newsletter 2015." Wirralburu. http://www.yawuru.com/wp-content/uploads/2015/05/Wirralburu-Newsletter-2015.pdf, (参照 2015-11-24)
- ⁹⁰⁾ "case studies." National and State Libraries Australia. http://www.nsla.org.au/sites/www.nsla.org.au/files/publications/NSLA.Indigenous_Position_statement_case_studies.pdf, (参照 2015-10-23)
- ⁹¹⁾ "A brief history." State Records Office of Western Australia. http://www.sro.wa.gov.au/about-us/brief-history, (参照 2016-01-08)
- 92) "Opening hours" State Records Office of Western Australia. http://www.sro.wa.gov.au/about-us/opening-hours, (参照 2016-01-10)
- 93) "ARCHIVE COLLECTION." State Records Office of Western Australia. htt

- p://www.sro.wa.gov.au/archive-collection, (参照 2016-01-13)
- 94)"ABORIGINAL RECORDS." State Records Office of Western Australia. http://www.sro.wa.gov.au/archive-collection/collection/aboriginal-records, (参照 2015-12-26)
- ⁹⁵⁾ "Records on Tasmanian Aboriginals." LiNC. http://www.linc.tas.gov.au/archive-heritage/guides-records/Pages/Aboriginal.aspx, (参照 2016-01-02)
- ⁹⁶⁾ "State Library of Tasmania(Hobart LINC)." LibraryThings. https://www.librarything.com/venue/47111/State-Library-of-Tasmania-Hobart-LINC-, (参照 2016-0 1-02)
- ⁹⁷⁾ "LINC Tasmania corporate information." LINC Tasmania. http://www.linc.tas.gov.au/about-us/Pages/governance.aspx, (参照 2016-01-03)
- ⁹⁸⁾ "Family history." LINC Tasmania. http://www.linc.tas.gov.au/family-history/P ages/default.aspx, (参照 2016-01-05)
- ⁹⁹⁾ "The history of our building." State Library of Victora. http://www.slv.vic.go v.au/search-discover/history-our-building, (参照 2016-01-06)
- 100) "Opening hours&getting here." State Library of Victoria. http://www.slv.vic.gov.au/plan-your-visit/opening-hours-getting-here, (参照 2016-01-06)
- 101) 前掲 87)
- 102) "kids' own publishing." State Librarty of Victoria. http://kidsownpublishing. com/program/testing/, (参照 2015-12-27)
- 103) "Visiting us." Public Record Office Victora. http://prov.vic.gov.au/visiting-us, (参照 2015-10-27)
- ¹⁰⁴⁾ "Heriage Tools." Department of Premier and Cabinet. http://www.dpc.vic.go v.au/index.php/aboriginal-affairs/heritage-tools, (参照 2015-11-12)
- ¹⁰⁵⁾ "Recordkeeping Standards Project Advisory Group." Public Record Office Vi ctora. http://prov.vic.gov.au/government/standards-and-policy/all-documents/record keeping-standards-project-advisory-groups, (参照 2015-09-26)
- 106) "Koori Records Unit." Public Record Office Victoria. http://prov.vic.gov.au/community-programs/koorie-records-unit, (参照 2015-12-17)
- ¹⁰⁷⁾ "Victorian Koorie Records Taskforce." Public Record Office Victoria. http://prov.vic.gov.au/about-us/collaboration/victorian-koorie-records-taskforce, (参照 2015-11-30)
- 108) "About us." State Library of South Australia. http://www.slsa.sa.gov.au/site/page.cfm?u=365, (参照 2015-12-31)
- 109) "Opening hours." State Library of South Australia. http://www.slsa.sa.gov.a u/site/page.cfm?u=926, (参照 2015-12-31)
- 110) 前掲 87
- ¹¹¹⁾ "History of State Records." State Records of South Australia. http://www.ar chives.sa.gov.au/history, (参照 2015-09-27)
- 112) "Research Centre." State Records of South Australia. http://www.archives.s a.gov.au/content/research-centre, (参照 2015-10-15)
- "Finding your Aboriginal history." State Records of South Australia. http://www.archives.sa.gov.au/content/finding-aboriginal-history, (参照 2015-10-22)
- "Welcome to the Northern Territory Library." Northern Territory Library. http://www.artsandmuseums.nt.gov.au/northern-territory-library, (参照 2015-11-03)

- ¹¹⁵⁾ Cate Richmond. Libraries and Knowledge Centres in the Northern Territor y. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p.29-38.
- ¹¹⁶⁾ Martin Nakata, Alex Byrne, Vicky Nakata, Gabrielle Gardiner. Indigenous Knowledge, the Library and Information Service Sector, and Protocols. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2),p.1-24.
- 117) "Community Stories at Northern Territory Library." Northern Territory Library. http://artsandmuseums.nt.gov.au/northern-territory-library/programs-and-projects/our_story_version_2_project, (参照 2015-10-25)
- 118) "Northern Territory Archives Service." Department of Arts and Museums. http://www.artsandmuseums.nt.gov.au/ntas,(参照 2015-08-25)
- 119) 前掲 115)
- ¹²⁰⁾ "About the Northern Territory Archives Service." Department of Arts and Museums. http://www.artsandmuseums.nt.gov.au/ntas/about, (参照 2014-06-14)
- 121) "Oral History." Department of Arts and Museums. http://www.artsandmuse ums.nt.gov.au/ntas/oralhist,(参照 2014-06-17)
- 122) "Northern Territory History Grants." Department of Arts and Museums. ht tp://www.artsandmuseums.nt.gov.au/ntas/grants, (参照 2014-06-20)
- 123) "About Libraries ACT." Libraries ACT. http://www.library.act.gov.au/functions/about_us, (参照 2015-12-05)
- ¹²⁴⁾ "Branches and opening hours." Libraries ACT. http://www.library.act.gov.au/how_to_use_the_library/library_locations_and_opening_hours, (参照 2015-12-15)
- ¹²⁵⁾ "Aboriginal and Torres Strait Islander library resources." Libraries ACT. h ttp://www.library.act.gov.au/library_services/aboriginal_and_torres_strait_island_p athfinder, (参照 2015-12-23)
- ¹²⁶⁾ "Facilities and Services of the ACT Heritage Library." Libraries ACT. http://www.library.act.gov.au/find/history/services_offered_by_the_act_heritage_library #Facilities, (参照 2015-12-16)
- ¹²⁷⁾ "Branches and opening hours." Libraries ACT. http://www.library.act.gov.a u/how_to_use_the_library/library_locations_and_opening_hours#Heritage, (参照 2 015-12-25)
- 128) 前掲 87)
- ¹²⁹⁾ "Welcome to the Territotry Records Office." Territotry Records Office.http://www.territoryrecords.act.gov.au/,(参照 2015-12-18)
- ¹³⁰⁾ "About us." ArchivesACT. http://www.archives.act.gov.au/home/about_us,(参照 2015-12-10)

8. 考察

本章では第7章までの調査結果をもとに考察を加える。その際、オーストラリアの図書館・公文書館における先住民文化保護活動について、資料、雇用、プロトコルの観点から中心にまとめる。

8.1 資料

本節では、先住民文化に関する資料についての扱いの中で特に問題となっている電子 化に対する価値観の相違について及び著作権・知的財産権に関する扱いについて考察を 加える。

8.1.1 資料の電子化に関する多様な観点

第7章における「各州・地域における取り組み」から、全ての地域における図書館及び公文書館において所有する資料についての電子化が進められているということが明らかになった。双方に共通する目的として利用者の利便性に供するということが挙げられる。例えば、「家族史」は、先住民の家族の歴史に関する情報を提供するものである。オーストラリアの各州内で遠隔地に住む先住民の図書館利用者がオンライン上でアクセスしやすい環境作りがなされている。

一方で、図書館と公文書館においては、電子化サービスに相違点が見られた。図書館では、先住民の作家の作品や先住民に関する資料の書誌情報をデータベース化し、オンラインカタログとして利用者に提供することが多い。公文書館では、文書や写真資料のデジタル化、インタビューや歌といった音声情報の保存が行なわれている。それに加えて、「2.3.3 文化財返還」で述べたような実際の資料の返還の計画を進めているほか、資料のデジタルデータを先住民に対して返還するいわゆるデジタル返還も行なわれている。このように、図書館と公文書館では、資料の利便性促進と資料の保存という前提に立ちながら、それぞれに特色のあるサービスを展開している。

また、電子化に対する取り組みや方針も各州及び地域において異なっている。特に先住民の人口に占める割合の高い州及び地域である北部準州やクイーンズランド州においては、他の州には見られない以下のような特色が見られた。

北部準州においては、当事者の利用のために電子化そのものを積極的に推進している。 先住民の人口に占める割合が 50%以上になる地域も多いために保存目的よりも現在に おいて図書館利用者が自己のルーツや家族の歴史について調べる機会が多いためであ る。また、先住民が自己のルーツや家族の歴史について調べる目的の一つとしては自身 が先住民であることが図書館や公文書館の持つ記録から証明することが出来れば、政府 から補助金が支給されることが挙げられる。そのため、北部準州では現在の利用促進の ためにサービスを展開しているということが分かる。

一方で、クイーンズランドでは、電子化を推進しながらも、先住民の文化的慣習や秘匿にしておくべき情報は秘匿のまま電子化を進めるべきという立場をとっている。クイーンズランド州も北部準州と同様に、他の州と比べると先住民が多く住んでいるが、その居住地域が遠隔地域に限定されている。従って、都市部においては、ほとんど住んでいない。実際に、州都ブリスベンの先住民の割合は 2011 年現在 1.7%程度である。そのため、先住民に対するサービスは州立公文書館や図書館では資料の保存が主流となっている。先住民の言語を保存したり、言語学習プログラムを行なったりということは、遠隔地域にある先住民知識センターがその地域の先住民と連携して行なっているというのが現状である。

先住民の知識体系は部族や地域ごとに異なっている。例えば、ドリーミングと呼ばれる知識体系が挙げられる。ドリーミングとは、オーストラリア先住民族、特にアボリジニの間で受け継がれてきた神話、伝統、儀式、習慣などを複合的に表すものである。天地創造の歴史やそれにまつわる神話を指し示す。また、先住民の文化的慣習に関する知識の中には、一族の中でも一部の人間しか知り得ない情報が含まれている。また、女性や成人前の子どもは知ることのできない知識も存在している。

多くの図書館や公文書館の資料管理を扱う部署において先住民を雇用しようとする動きはあるが、まだ十分ではない。非先住民の職員が先住民に関する資料についての知識を十分に持ち合わせていないことが多い。こうした場合先住民以外の人間に秘匿すべき情報が公開されてしまうことや先住民の文化的慣習を破ってしまうという問題が危惧される¹³¹⁾。

図書館や公文書館はその特性上、所蔵している資料を利用者に出来るだけ制限なく公開をしている。しかしながら、図書館や公文書館の所蔵する資料の中には先住民にとって秘匿すべき資料も含まれているために、資料の全てを公開してしまうことは先住民の利用者にとって不都合であることが多い。そのため、図書館や公文書館の資料管理体制と先住民の知識体系との差異のために元来の資料の所有者である先住民との間に文化的価値観に違いを生じてしまう。

資料の公開には、先住民にとって隠さなければならない情報を公開してしまうという 危険性がある。しかしながら、図書館や公文書館の所蔵する資料の中には、歴史的や文 化的価値の高い資料もあり、そうした資料に関する研究が進むことにより、改めて先住 民の文化的価値が見直されることもある。さらには、先住民の文化や歴史を後世に伝え て行くためにも、資料の研究や見直しを行なうことは必要である。

現在、全ての州や地域において、資料のデジタル化が進められている。資料のデジタ

ル化に先住民コミュニティも関わるということも増えてきている。先住民と図書館及び 公文書館職員が協力して資料の電子化を行なうことにより、適切な資料管理体制が整う。 資料の電子化を行なう際には、資料の取り扱いに関する倫理的側面を考慮しなければな らない。

8.1.2 著作権・知的財産権に関する扱い

先住民の著作権や知的財産権をめぐる問題が多くの図書館や公文書館においても、近年重要視されてきている。関連事件としては、ミルプルル(Milpurrurru)事件とブルンブルン(Bulun Bulun)事件が挙げられる。事件の概要について青柳は以下のように述べている¹³²⁾。

例えば、広く知られたオーストラリアの Milpurruru 事件はアボリジナルアートの伝統的模様を描いた絵画が著作権者の許諾なしにカーペットの模様としてベトナムで複製がなされ、当該カーペットがオーストラリアに輸入された事件である(本件は損害賠償の事例であるが、著作権に基づく損害のほかに、文化的な損害が認定されている)。同様に損害賠償が求められたオーストラリアの事例に、伝統的な模様を描いた絵画がTシャツの模様として複製されたBulun Bulun 事件がある。これらの事例は、しばしば社会的に周縁化されている先住民等の文化が商業目的のために経済的・文化的に利用されていることを示している。

このことから分かるように、先住民の芸術は一般化されたパターン模様の扱いを受けている。著作権者が誰であるか分かりにくい先住民の文化的作品をどのようにして保護してするかが課題となっている。オーストラリアでは、国レベルでは、著作権法を策定し先住民の権利を保護しようとしてきた。しかし、一般的な作品と比較して、先住民の作品は長年にわたり継承されてきているものがあるために、著作権の有効年限をどの程度とするかが課題となっている。現在の著作権法では、著作権は死後 70 年間保証される。しかしながら、そうした条件に当てはめることが困難な先住民の知識や文化をどのようにして保護するか、現在では有効な方法は確立されていない。

図書館や公文書館においては、オーストラリア著作権法や「第6章 オーストラリアにおける先住民文化保護活動に関連するプロトコル」で述べた各種プロトコルや州立図書館独自のプロトコルに従い、著作権や知的財産権に配慮している。プロトコルは現段階においては、努力目標にとどまっている。また、国立・州立図書館や国立・州立公書館では、図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコルをはじめとして先住民の資料の扱いに関するプロトコルを遵守していることを宣言して

いる。しかしながら、基礎自治体レベルにおいては、プロトコルの存在や内容について知らずにサービスを行なっている情報収集機関もある。そのために、オーストラリア全土においてプロトコルの遵守が徹底されているとは言い難い。従って、先住民文化を保護していくためには、プロトコルの内容周知を徹底することにより、プロトコルを遵守する情報収集機関を拡大することが求められる。

8.2 雇用

本節では、オーストラリア国内における先住民スタッフの雇用について考察する。 個々の図書館や公文書館においても、先住民スタッフの雇用は行われている。本節では、 特に雇用に対する取り組みを進めているオーストラリア国立図書館及びオーストラリ ア国立公文書館、及び州・地域レベルでの先住民の雇用に関する取り組みについて考察 を加える。

8.2.1 オーストラリア国立図書館での取り組み¹³³⁾

オーストラリア国立図書館では、先住民スタッフの雇用を促進している。「アボリジナル及びトレス海峡諸島民雇用戦略 2013-2018 (Aboriginal and Torres Strait Islander Employment Strategy 2013-2018)」を発表し、この戦略のもとでサービスを展開している。実際に、この戦略で進められている雇用促進プログラムを履修及び修了した先住民が 2013 年には 2 人、それ以降は毎年 1 人ずつオーストラリア国立図書館のスタッフとして正式に採用されている 1340。

オーストラリア国立図書館は、国の文化遺産の保護のために責任を負うとした上で、構築、管理、および将来の世代のためのコレクションを維持することを目的としている。また、オーストラリア先住民の物語は広く知られてきており、未来に伝えることができるようにするために、専門的な業務に先住民を雇用すると明言している。先住民スタッフが先住民の図書館利用者のニーズを満たすサービスを提供することを目指すために、この戦略は開始された。

2012年には、州立図書館や国立図書館全体からスタッフがアボリジニとトレス海峡 諸島雇用ワーキンググループを形成するために収集された。ワーキンググループは、前 述のアボリジナル及びトレス海峡諸島民雇用戦略2013-2018を作成した。

国立図書館は、オーストラリア全土で先住民コミュニティに関するイベントを地域の 先住民コミュニティと協力して開催している。先住民の言語を示すオーストラリア諸語 について学ぶ機会を設けたり、先住民の文化に関する展示を地域の先住民コミュニティ と共同して企画立案及び開催したりということが挙げられる。また、大学院プログラム 実施に関する計画や実務経験やインターンシップなど、先住民スタッフの雇用には多様な取り組みが行なわれている。

現在行なわれているプログラムとしては、14歳以上の先住民の学生向けのインターンシップがある。内容としては、先住民文化に関する資料の扱いについてのワークショップである。先住民の資料は多岐に渡る。例えば、口承、写真、ウェブサイト、地図、地図・手稿などの一枚ものが含まれている。こうした資料に加えて、オーストラリア国立図書館では、何百もの言語や地域に関する言語辞典や言語リスト、目録の管理も行なっている。先住民の文化の扱いに関する専門家育成のためにそうした資料の管理についても扱い方について教授する機会を設けている。

また、2017年度から開講されるオーストラリア国立図書館による大学院プログラム「イナケ (inake)」についても計画されている¹³⁵⁾。オーストラリア国立図書館大学院プログラムは、職場と図書館の多様なキャリアのための職員育成のための正式なトレーニングからなる包括的かつ構造化されたプログラムである。プログラム卒業生は、新たなスキルや目録などの情報管理専門分野での展示や写真のデジタル化などについて学ぶ機会を設けるプログラムとなっている。イナケでは、以下の学位を持つ先住民の研修生を中心に受け入れると発表している。

- 歴史
- 文学
- 芸術
- ・音楽や舞踊研究などの情報管理アーカイブ管理
- 図書館情報学研究
- 文化遺産管理
- ・アジア研究
- 図書館行政

先住民を雇用し、図書館スタッフとして勤務することによって外部からではなく自らの手で資料を守ることができるという利点がある。先に述べたように、先住民と非先住民では、先住民の知識や文化が適切な形式で理解されないということが問題となっているために、こうした問題の解決のためには先住民スタッフを雇用することが不可欠である。また、複雑な先住民の文化的慣習についても、非先住民に比べて扱いに慣れているということも合わせて考慮すると、先住民を図書館職員として積極的に雇用することが必要である。

8.2.2 オーストラリア国立公文書館での取り組み136)

オーストラリアでは、アーキビストの養成は大学・大学院が行なっており、具体的にはサウスウェールズ大学院などの 5 大学院の専門プログラムをガイドラインに基づき、オーストラリアアーキビスト協会が承認している。オーストラリア国立公文書館においても、先住民の雇用を行なっている。先住民に特化した雇用に関する取り組みを行なってはいないが、「職場の多様化プログラム 2014-2017(Workplace Diversity Program 2014-2017)」を発表し、これに従い多様な文化的背景を持つ人材の採用を進めている¹³⁷⁾。

プログラムの目的は、多様な文化的背景を持つ職員を雇用することや、文化に配慮したサービス提供を推進することである。公文書館における価値観やサービス提供に関する方針は、多様な背景を持つ職員を雇用することによって促進される。プログラムはまた、アーカイブコレクションに関する公文書館の外部からの意見を積極的に取り入れることを目指している。

オーストラリアにおける公文書館全体として、マイノリティ雇用者への優遇措置を取っている。特に、障害を持つ人々や先住民の雇用は、2012年2月に政府とさまざまな戦略的イニシアティブを通じて、「オーストラリア公共サービス委員会と多様性協議会 (the Government and the Australian Public Service Commission)」の設立当時か

cthe Government and the Australian Public Service Commission)」の設立当時がらの優先順位が高い。オーストラリア国立公文書館は、仕事環境の中で人種や性別、障碍の有る無しにとらわれず幅広く職員採用を行なっている。先住民や障碍を抱えた人を職員として採用することは先住民や障碍者の利用者のニーズに応えやすいという利点がある。

8.2.3 州・地域レベルでの取り組み¹³⁸⁾

本項では、州及び地域レベルでの先住民スタッフの雇用について考察を加える。先住 民の雇用を行なうと宣言していた州及び地域はクイーンズランド州、ニューサウスウェ ールズ州、首都特別地域であった。

クイーンズランド州においては、州立図書館及び州立公文書館の双方において、先住民スタッフの雇用がなされていた。クイーンズランド州立図書館は、「オーストラリア先住民労働力戦略 2012-2016 (Aboriginal and Torres Strait Islander Workforce Strategy 2012-2016)」を発表した。この戦略では、自身が先住民の子孫であることや先住民であるという自覚を持つ人を対象に州立図書館への積極的な採用を行なうというものである。クイーンズランド州立図書館では、先住民の職員を対象に研修制度やインターンシップ、新人研修を行なってきた。しかしながら、先住民の文化的価値観を配慮したものであったとは言い難い状況であったため、先住民職員の雇用を進めることが必要視され、戦略の導入に至った。この戦略において、2016 年までにクイーンズラン

ド州立図書館の職員全体の5%までに先住民職員を増やすことが決定された。クイーンズランド州立公文書館においても、現在では先住民の専門職員を1名雇用し、先住民に関する資料の管理業務に従事している。

ニューサウスウェールズ州においても、州立図書館及び州立公文書館では先住民スタッフの雇用を行なっていた。ニューサウスウェールズ州における公的機関が発表した「先住民雇用計画(NSW Public Sector Aboriginal Employment Strategy 2014-2017)」に従い、先住民を雇用することを目標としている。先住民職員を魅了すること、先住民職員を雇用すること、キャリア支援をすること、先住民の文化的コンピテンシーを改善すること、先住民が働きやすい職場作りをすること、という4つの視点から計画は構成されている。この計画は、「2013 年政府機関雇用法(Government Sector Employment Act 2013)」施行により、先住民の雇用環境を改善することを目的として策定された計画である。また、ニューサウスウェールズ州立公文書館においては、1997 年に初めて研修生と先住民へのより良いサービスを提供するために先住民連携アーキビストの制度を設立した。先住民連携アーキビストの研修生となると、オーストラリアアーキビスト協会から奨学金が支給され大学で学ぶことができる。研修を終え、正式に先住民連携アーキビストとなると、地域の先住民コミュニティとの協議コーディネーターとしての役割を担うこととなる。例えば、写真資料の扱いについて先住民コミュニティと協議を行ない、閲覧や展示を行なって良い資料の選定を進めることが職務内容の一つである。

首都特別地域では、首都特別地域図書館が「採用戦略 (Recruitment Policy)」を 2015 年に発表し、職場環境の多様性と包摂性を高めることを目指したものである。この戦略では、先住民としてのルーツを持つ人を対象に先住民の雇用を積極的に行なうと発表している。

いずれの州や地域においても、専門性の高い業務に先住民を雇用しようとする動きが 見られている。しかしながら、十分なものであるとは言い難いために、今後も先住民の 雇用を進めて行くことが必要である。また、それ以外の州や地域においても具体的な雇 用政策に関わる枠組みを構築し、先住民の雇用を促進していくことが求められる。

8.3 プロトコル

本節では、「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル」、「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル」、「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による見解」、「オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル」に対してそれぞれ考察を加える。

8.3.1 「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル (The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」に対する考察

「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」は、1995年に発表されたプロトコルである。オーストラリア図書館協会が母体であるオーストラリア図書館資源ネットワークによって発表されたものである。

現在では、図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコルは、オーストラリア国内の図書館や公文書館、情報サービス部門において広く使用されている。先住民文化を先住民が主体となって利用及び保護するべきであるという視点のもとで 12 項目にわたる事柄を遵守すべきであるとしている。

このプロトコルに従い、多くの図書館や公文書館、情報サービス部門がサービスを展開しており、実際にオーストラリア国立図書館・各州立図書館、オーストラリア国立公文書館・各州立公文書館でも利用している。また、クイーンズランド州立図書館は、このプロトコルを前提に独自のプロトコルを作成し、サービスを展開している。しかしながら、いずれの図書館も遵守しているということは表現しているが、遵守していることについての効果については明言している図書館や公文書館はなく、どの程度有効なプロトコルであるかを実際にはかることは困難である。そのため、プロトコル遵守による効果についても各機関で公開することでより先住民文化保護活動を活発化させることができる。具体的には、オーストラリアにおいて、各情報収集機関に対して質問紙調査やインタビュー調査を定期的に行ない、その調査結果を広報誌やインターネットを通じて公開することで、オーストラリア全体でプロトコル遵守に対する意識向上が見込める。

8.3.2「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル (Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols)」に対する考察

「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル(Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols)」は、8.3.1 で考察した「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」の簡易版的位置づけを持つプロトコルである。内容としても、前述のプロトコルとほとんど重複している。そのため、内容に関して特に差異はない。

プロトコルの発表母体であるオーストラリア図書館資源ネットワークも、図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコルと「オーストラリア図

書館資源情報ネットワークプロトコル (Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols)」の類似性については言及していない。従って、このプロトコルの意義についても再考して内容を統合させたり、「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル」とは別の観点から図書館や公文書館、その他の情報収集機関のサービスの実践についての示唆を与えたりなど、プロトコルの内容について再考する必要がある。

8.3.3 「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による見解(National Position statement for Aboriginal and Torres Strait Islander library service and collections)」に対する考察

「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による見解(National Position statement for Aboriginal and Torres Strait Islander library service and collections)」は、「国立・州立図書館コンソーシアム先住民ワーキンググループ(National and State Libraries Australia Indigenous Working Group)」が 2007年に作成したプロトコルである。先住民への図書館サービスを行なう際やコレクション管理についての指針を定めたプロトコルである。先住民文化保護活動を行なうことについての宣言であり、文化的資料の保護や先住民職員の雇用促進、先住民文化に関する複製品の返還、先住民を巻き込んだ参加型サービスを活発化させること等について項目がまとめられている。近年発表されたプロトコルであるため、8.3.1 や 8.3.2 で考察を加えたプロトコルのほかにも関連する宣言を前提として作成されている。

調査を進めている中で明らかとなったことは、この宣言に基づいた取り組みというものは、第7章で述べた各州立図書館が個別で行なっているサービスが主体であったということである。例えば、先住民の人口に対する割合の高い北部準州では、北部準州図書館においては、先住民知識センターの設置が挙げられる。先住民の知識を継承するために、地域の先住民と共同してデジタルアーカイブを構築した。北部準州公文書館においては、先住民の語りを収録したインタビューの管理について、先住民研究を行う研究者に積極的に研究支援を行ないつつも、先住民に配慮した資料管理を行っていた。その他の州も、資料の管理について先住民と協議を行うことを義務づけているなど、各州または各地域において、先住民の利用者の需要に合わせたサービス展開をしていた。

「オーストラリア先住民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による見解」を発表した「国立・州立図書館コンソーシアム先住民ワーキンググループ」が、国立・州立図書館コンソーシアム加盟図書館全体で主導している政策やプログラムは現在では行なわれていないため、今後は国立・州立図書館コンソーシアム加盟図書館全体で主導している政策やプログラムも行なうことが必要であると考えられる。

8.3.4「オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル(Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive Protocols)」に対する考察

「オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル(Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive Protocols)」は、2008年に成立したものである。このプロトコルも8.3.1で考察した「図書館・公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル(The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」を前提として、「敬意」「信頼」「契約」といった3つの観点でまとめられている。先住民データアーカイブを利用する研究者へのサービスを中心にまとめられたプロトコルである。本プロトコルは、非先住民の研究者やそれを支援する職員向けには適したプロトコルである。しかしながら、先住民の利用者やサービスを提供する側の職員についても先住民文化保護活動の点から考慮すると言及する必要がある。先住民文化保護への対応が、各図書館及び公文書館、各職員によって異なるために適切なサービスを先住民に提供することが難しく、サービスの提供に均一的な制度を導入することが必要である。そのため、こうした視点についても新たにプロトコルに導入することが求められる。

8.4 先住民文化保護活動における現状と課題

本節では、これまでに考察を述べてきた資料や雇用、プロトコルにおける先住民文化 保護活動の現状と課題について総括的に述べる。

まず、資料の扱いについて言及する。先住民に関する資料については、全ての州や地域において電子化を進めていることが明らかとなった。特に、先住民の人口に占める割合の多い地域においては、資料の保存と並行して資料を現在の図書館利用者が利用しやすいように工夫をしている。また、現状においては著作権や知的財産権にも配慮しながら資料管理を行なっている。国立図書館や州立図書館、国立公文書館や州立公文書館といった大規模な施設においては先住民の利用者が資料を利用しやすくするためや秘匿すべき情報をどの程度まで電子化して公開するかといった先住民文化保護を最優先事項とした先住民文化保護活動がなされている。しかしながら、市町村規模の図書館や公文書館においては、先住民の秘匿すべき情報がそのまま公開されてしまい、問題となっているという事例もある。今後は、先住民に関する資料の扱いについて既存の知的財産法やプロトコルを活用することはもちろんのこと、新たな保存・管理基準の策定を検討することも必要であると考えられる。

次に、図書館や公文書館における先住民の雇用についてその現状と課題について述べる。オーストラリア国立図書館やオーストラリア国立公文書館では、独自のインターン

シップや雇用プログラム、雇用計画を策定し、先住民の図書館専門職員を雇用するため の取り組みを進めていることが明らかになった。また、州や地域レベルにおいても全て の州や地域ではなかったが、クイーンズランド州やニューサウスウェールズ州、首都特 別地域においても、独自に先住民の雇用を促進するための計画を実施している。各州や 地域の先住民の人口に占める割合を考慮する必要もあるが、先住民の言語や文化やその 地域によっても様々であるため、先住民文化保護活動に関するサービスの専門性を高め ていくためには先住民の雇用数を増やすべきである。また、今回の調査においては、実 際に雇用プログラムを何人受けてそのうち何人が正規職員として採用されたかといっ た具体的な情報が図書館や公文書館のウェブサイトや広報誌といった情報媒体には掲 載されていなかった。従って、先住民の雇用を含めた職員採用に関する情報を全ての図 書館や公文書館で公開することが、先住民の雇用をより促進していくために必要である。 最後に、プロトコルについてその現状と課題について述べる。本研究では、「図書館・ 公文書館・情報サービスのためのオーストラリア先住民プロトコル (The Aboriginal and Torres Strait Islander Protocols for Libraries, Archives, and Information Services)」、「オーストラリア図書館資源情報ネットワークプロトコル (Aboriginal and Torres Strait Islander Library Resource Network Protocols)」、「オーストラリア先住 民への図書館サービス及びコレクションにおける国家による見解(National Position statement for Aboriginal and Torres Strait Islander library service and collections) 「オーストラリア先住民データアーカイブプロトコル (Aboriginal and Torres Strait Islander Data Archive Protocols)」の4つのプロトコルについてその内容と図書館や 公文書館といった実際の現場において、どのように適用されているかについて調査を行 った。いずれのプロトコルに関しても先住民文化保護活動に関する視点が導入されてお り、本研究で研究対象としたオーストラリア国立図書館やオーストラリア国立公文書館、 また州・地域レベルの図書館や公文書館においても、プロトコルに従いサービスを展開 しているということが明らかになった。しかしながら、先にも述べたようにどの程度ま でプロトコルを遵守すれば良いかといった具体的な方針はなく、各図書館や公文書館の 裁量でサービスが展開されているというのが現状である。そのために、各州や地域間に おける先住民文化保護活動に関するサービスやプログラムの提供に差が生じている。従 って、先住民文化保護活動については具体的なサービスやプログラムの提供の状況につ いて調査を行なった上で、プロトコルに従った新たなサービスやプログラム実施に関す る指針を作成するといった対策が求められる。

_

¹³¹⁾ Lynette Russell. Indigenous Knowledge and the Archives: Accessing Hidde

n History and Understanding. Australia Academic and Research Libraries. 200 5, 36(2), p. 169-181.

- ¹³²⁾ 青柳由香. 伝統的知識等に関する法整備への先住民及び地域共同体の参加について. 知的財産法制学研究. 2005, 8, p.95-112.
- ¹³³⁾ "Aboriginal and Torres Strait Islander Employment Strategy 2013-2018." N ational Library of Australia. https://www.nla.gov.au/jobs-at-the-library/aboriginal-and-torres-strait-islander-employment-strategy-2013-2018, (参照 2016-01-16)
- ¹³⁴⁾ "Aboriginal Employment." National Library of Australia. https://www.nla.gov.au/jobs-at-the-library/indigenous-employment,(参照 2016-01-04)
- 135) "Graduate Program." National Libray of Australia. https://www.nla.gov.au/c ontent/graduate-program, (参照 2015-12-16)
- 136) "Employment." National Archives of Australia. http://www.naa.gov.au/about-us/employment/, (参照 2016-01-10)
- 137) "Workplace Diversity Program 2014-2017." National Archives of Australia. http://www.naa.gov.au/about-us/employment/workplace-diversity-program/index.as px,(参照 2016-01-22)
- 138) 前掲 87)

9. おわりに

本研究の研究目的は、オーストラリアの図書館と公文書館における先住民文化保護活動の実態と先住民文化保護活動を行なう上での指針となるプロトコルについて明らかにした上で、先住民文化保護活動における現状と課題について考察を行なうものであった。

第1章では本研究の概要を述べた。

第2章では本研究の背景として、オーストラリアの概要、行政区分や地方自治制度、オーストラリア先住民の概要、オーストラリア先住民が抱える問題、オーストラリア先住民の文化についてまとめた。

第3章では先行研究の内容についてまとめた。「Helen McKay の論文」では、オーストラリアにおけるストーリーテリング活動についてまとめた。「Martin Nakata らの論文」では、オーストラリアにおける図書館や公文書館、情報サービス部門におけるプロトコルについて紹介し、その意義や課題について示唆を与えた。「Alana Garwood-Houng の論文」では、雇用や先住民の情報専門職育成などのプロジェクトについても概観し先住民と施設との間で先住民による専門職の設置が重要であるとしながらも、依然として専門職の設立には至っていないことを問題であると指摘した。「Terri Janke による論文」では、先住民の独自の文化や財産を「先住民の文化的知的財産権(Cultural and Intellectual Property Rights)」を1968年知的財産法の中に導入しようとした草案について概説したものである。

第4章では、研究方法や研究対象についてまとめた。本研究では、研究方法は文献調査やウェブサイト調査を中心に、より詳細なサービスの状況について調査するために一部メールインタビューをおこなった。研究対象は、オーストラリア国立図書館及び国立博物館とした。また、各州にある州立図書館と州立公文書館もその対象とした。

第5章では、オーストラリア国内での国レベルでの取り組みとして、オーストラリア 国立図書館及びオーストラリア国立公文書館の歴史や先住民文化保護活動についてま とめた。

第6章では、オーストラリアにおける先住民文化保護活動に関するプロトコルについて、4つのプロトコルについて紹介した。いずれのプロトコルもオーストラリア国内の図書館や公文書館において広く利用されているということが明らかになった。

第7章では、文献調査やウェブサイト調査の結果をもとに、各州及び地域における州立図書館や公文書館での先住民文化保護活動についてまとめた。全ての州や地域で先住民文化保護活動が行なわれていることが明らかになった。その一方で、人口構成や利用者の需要といった要因により、提供するサービスやプログラムの実施に違いが生じてい

るということも合わせて明らかになった。

第8章では、第7章までの調査結果をもとに考察を行なった。文化的資料に関する扱いや国立図書館や国立公文書館における先住民の雇用についての取り組み、先住民文化保護活動に関する取り組みに関するプロトコルについても考察を加えた。また、実際に図書館や公文書館において先住民文化保護活動を行う上でのサービスやプログラムの実施についての現状と課題についても考察した。

本研究では、全部でそれぞれの州・地域において、異なる方法で先住民文化保護活動を行っていることを明らかにした。プロトコルには先住民参加の視点が盛り込まれていた。

日本において、オーストラリアの公共図書館と公文書館の双方に関する研究はほとんどない。オーストラリアにおける先住民文化保護活動について、国立図書館や国立公文書館、州立図書館や公文書館について、それぞれのサービスの実態についてまとめた。また、図書館や公文書館の連携による先住民文化保護活動についても明らかにした。

従って、本研究はオーストラリア国内での先住民文化保護活動について特に制度面について着目して研究を行ったため、先住民文化保護活動を行う上での指針や提言を与えるものとなろう。

先に述べたように、2017 年度よりオーストラリア国立図書館主導の大学院プログラムも開始されることから、今後も引き続き調査を行なうことが必要である。また、実際の先住民文化保護活動の状況については、図書館や公文書館職員、利用者へのインタビューを加えることで実際的なサービスの状況をより明らかにすることが出来ると考えられる。

オーストラリアにおける図書館や公文書館での先住民族に対する先住民文化保護活動は、地域の先住民の状況によって異なっている。そのため、より各地域の状況については個別調査が必要となる。また、包括的に先住民文化保護活動の制度やサービス、プログラム等の状況について明らかにするためには、今後も継続的な調査を行うことが必要である。

10.謝辞

本研究を進めるにあたり、多くの方からのご協力を賜りました。特に、学部課程の頃より長年にわたり研究ついてご指導・ご助言を賜りました吉田右子先生には厚く御礼申し上げます。また、訪問調査においてはクイーンズランド州立図書館、ブリスベン・スクエア図書館、カリンデール図書館、クーパーズ・プレインズ図書館の皆様には大変お世話になりました。深く感謝の意を表します。また、修士論文発表会や論文審査においては、副指導教員の先生方には、本研究についてのご指摘、ご助言をいただきました。ここで感謝を申し上げます。

11.参考文献

[A]

· Anderson, Jane. Indigenous Knowledge, Intellectual Property, Libraries and Archives: Crises of Access, Control and Future Utility. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p.85-98.

[G]

• Gardiner, Gabrielle; Thorpe, Kirsten. "The Aboriginal and Stait Islander D ata Archive: Connecting communities and research data." http://www.elpublishing.org/docs/1/12/ldd12_07.pdf, (参照 2014-06-26)

[H]

- ・ 濱嶋聡. オーストラリアにおける ESL 教育: 遠隔地アボリジニー学校の場合. 園田 学園女子大学論文集. 1995, 30(1), p.139-167.
- ・ 平野智佳子. 北部準州アボリジニにおける「先住民」「非先住民」関係の構図:「問題飲酒」に関する人類学的研究の見解. 文化人類学. 2013, 78(2), p.265-277.
- ・ ホイ, マリアン. オーストラリア国立公文書館におけるレコードキーピング研修イニシアチブ. アーカイブス. 2007, 26, p.43-56.

[I]

• ICA Congress. "Connecting Archives and Aboriginal and Torres Strait Islander Communities in Australia."

http://ica2012.ica.org/files/pdf/Full%20papers%20upload/ica12Final00278.pdf, (参照 2014-06-02)

[J]

- Jaquire, Rice-Green. A Child Welfare Course for Aboriginal and Non-Aboriginal Students: Pedagogical and Technical Challenges. Journal of Technology in Human Services. 2005, 23(3/4), p.167-181.
- ・ 自治体国際化協会. "オーストラリア唯一の国立先住民博物館: National Museum of Australia." http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201402_2/6-1.pdf, (参照 2015-04-26)

[K]

- Katrina, Samaras. Indigenous Australians and the "digital divide". Libri. 2005, 55(2-3), p.84-95.
- Kelly, Barbara. Reflecting the Lives of Aboriginal Women in Canadian Public Library Collection Development. Partnership: The Canadian Journal of Library and Information Practice and Reserch. 2010, 5(2), p.1-29.
- 窪田幸子. アボリジニ社会のジェンダー人類学: 先住民、女性、社会変化. 世界思想社, 2005, 253p.
- ・ 窪田幸子. "神話と土地をめぐる地域の語りとその変化: オーストラリア・ヨルング 女性と先住民権原." ミクロ人類学の実践: エイジェンシー・ネットワーク・身体. 田中雅一, 松田素二編. 世界思想社, 2006, p.174-199.
- ・ 小山修三, 窪田幸子. 多文化国家の先住民: オーストラリア・アボリジニの現在. 世界思想社, 2002, 304p.

[M]

- Mathers, Josette. Providing Access to Sensitive Records: The Personal History Index(PHIND). Archives and Manuscripts. 2000, 28(2), p.58-70.
- McKemmish, Sue; Faulkhead, Shannon; Iacovine, Livia; Thorpe, Kirsten.
 Australian Indigenous Knowledge and the archives: Embracing multiple ways of knowing and keeping. Archives and Manuscripts. 2010, 38(1), p.27-50.
- Michael, Christie. Aboriginal Knowledge Traditions in Digital Environments.
 Australian Journal of Indigenous Education. 2005, 34, p.61-66.

[N]

 Nakata, Martin. Indigenous memory, forgetting and the archives. Archives and Manuscripts. 2012, 40(2), p.98-105.

[P]

• Piggott, Michael. The Australian archival system, 1971-2008: a valedictory appraisal. Archives and Manuscripts. 2008, 36(2), p.189-207.

[R]

 Rasmussen, Radha; Kolarik, Ivan. Public Library Services to Ethnocultural Minorities in Australia: A State-of-the-Art Survey. Library Trends. 1982, 14, p.299-315.

[S]

- Shepherd, Shirley. Partnerships at Many Levels: Libraries in Northern Arnhem Land, Northern Territory. Australasian Public Libraries and Information Services (APLIS). 2011, 24(2), p.85-87.
- Sherman, Brad; Wiseman, Leanne. 鈴木將文訳. 先住民の著作物による保護:今後の課題. 知的財産法政策学研究. 2008, 19, p.191-220.
- ・ 下村隆之. オーストラリアの遠隔地域における先住民教育の課題. 日本都市社会学 会年報. 2005, 23, p.91-108.
- ・ 下村隆之. オーストラリア先住民とアイヌに関する比較教育研究. オーストラリア研究紀要. 2008, 34, p.109-125.
- ・ 下村隆之. マイノリティ言語の教育的価値とアボリジナル言語の可能性. 近畿大学教育論叢. 2013, 24(2), p.39-55.

[T]

- Thorpe, Kirsten. "Protocols for libraries and archives in Australia: Incorporating Indigenous perspectives in the information field." http://library.ifla.org/99/, (参 照 2014-08-31)
- Thorpe, Kirsten. Indigenous records: Connecting, critiquing and diversifying collection. Archives and Manuscripts. 2014, 42(2)p.211-214.
- Timbery, Narissa. Archives and Indigenous communities can work together: One Koori's perspective. Archives and Manuscripts. 2011, 39(1), p.145-178.
- ・ 常本照樹. "海外の先住民政策:日本との比較の視点." 放送大学教育振興会. http://www.hkk.or.jp/kouhou/file/no615_series-ainu.pdf, (参照 2015-12-18)

[W]

- Wilson, Andrew. Accessing State Records on Aboriginal People. Australia Academic and Research Libraries. 2005, 36(2), p. 181-189.
- 早稲田大学オーストラリア研究所. オーストラリアのマイノリティ研究. オセアニア出版社, 2005, 219p.
- ・ WWW Virtual Library."Aboriginal Languages of Australia. "http://www.dnat han.com/VL/, (参照 2016-01-26)

[Z]

・ 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編. 世界のアーキビスト: 各国アーカイブス 団体の活動. 岩田書院, 2008, 110p, (岩田書院ブックレット, 10).